RAKUNO GAKUEN UNIVERSITY
酪農学園大学

2019
大学院要覧

RAKUNO GAKUEN

酪農学園大学大学院

獣医学研究科　酪農学研究科

2019年度酪農学園大学大学院要覧

目　　次

大学院の社会的要請と役割、大学院の目的、大学院の組織 …… 1

酪農学園大学大学院獣医学研究科
獣医学研究科の３つのポリシー …… 5
酪農学園大学大学院獣医学研究科規程 …… 7
教員組織および研究指導分野 …… 9
授業科目の履修について …… 12
課程修了認定のための博士（獣医学）の学位論文に関する取扱要領 …… 17
課程修了認定のための修士（獣医保健看護学）の学位論文に関する取扱要領 …… 22
論文提出による博士（獣医学）の学位授与に関する取扱要領 …… 23
博士（獣医学）の学位論文作成の手引き …… 27
修士（獣医保健看護学）の学位論文作成の手引き …… 32
獣医学研究科学位論文審査基準 …… 37
獣医学研究科研究ノート配布要領 …… 39

酪農学園大学大学院酪農学研究科
酪農学研究科の３つのポリシー …… 43
酪農学園大学大学院酪農学研究科規程 …… 46
教員組織および研究指導分野 …… 49
授業科目の履修について …… 57
修士（農学・食品栄養科学）の学位論文作成の手引き …… 64
課程修了認定のための博士（農学・食品栄養科学）の学位論文に関する取扱要領 …… 66
論文提出による博士（農学・食品栄養科学）の学位授与に関する取扱要領 …… 70
博士（農学・食品栄養科学）の学位論文作成の手引き …… 72

学生生活上の留意事項
学生生活について …… 77
附属図書館の利用について …… 82

学則および諸規程等
酪農学園大学大学院学則 …… 87
酪農学園大学学位規程 …… 101
酪農学園大学大学院再入学規程 …… 108
酪農学園大学授業料等に関する規程 …… 109
酪農学園大学研究生規程 …… 113
酪農学園大学科目等履修生規程 …… 116
酪農学園大学授業料免除規程 …… 118
酪農学園医療互助会会則 …… 120
酪農学園大学学生生活援護会規程 …… 123
酪農学園大学附属図書館利用規程 …… 124
酪農学園大学構内交通規制に関する規程 …… 127
酪農学園大学大学院ティーチング・アシスタント規程 …… 129
酪農学園大学大学院学生の留学に関する規程 …… 131
酪農学園大学大学院特別科目等履修生規程 …… 132
酪農学園大学大学院の他大学院の授業科目の履修に関する規程 …… 133
酪農学園大学教育職員免許状の取得に関する規程 …… 134
酪農学園の沿革 …… 135
校舎概略図 …… 136

大学院の社会的要請と役割

今日、農業や酪農は食を担う第一次産業として益々社会的重要性が高まっている。一方、その安全性を脅かす人獣共通感染症の発生や環境汚染に由来する生産物の加工と流通分野での汚染が進んでおり、多様で解決の困難な問題を発生させている。また、農業や酪農が生態系や気候変動等の環境変動から影響を受けると同時に、環境に影響を及ぼすという両面性が今日的課題となっている。さらに人類と動物の福祉及び動物・人・環境の調和と共存が社会の求める課題となっている。このような状況のもと農業、酪農及び獣医学に幅広い総合科学の視点を導入し、国内はもちろんのこと、国際的な研究を実施していくことが、社会の要請に応えていくために肝要なことである。

したがって、今後益々重要になることは、国民にとっての安全・安心な食料の安定した生産や加工の確保であり、動物・人・環境の調和と共存を図ることである。本学大学院の役割はこれらの課題に対処して科学的に支えることのできる高度な技術者の養成であり、環境汚染の根源を科学的に解明する実践的な研究者の養成である。

大学院の目的

本学大学院は、建学の精神・三愛精神に基づく健土健民の実現のために酪農学並びに獣医学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化と科学の発展に寄与することを目的に設立された。

酪農学研究科は、酪農学園創立の基本精神に基づいて、酪農学とその関連科学領域に関する精深かつ不断の研究を進め、その成果を広く社会に還元することで人類の福祉と自然環境の保全並びに産業と文化の進展に貢献することを目的としてきた。この特徴は、農畜産物生産から流通、加工、消費（栄養学・生活科学を含む）まで一貫して研究できる環境があり、食に関して総合的・科学的な研究ができることである。

また、獣医学研究科は、酪農学園創立の基本精神に基づいて、獣医学とその関連科学を創造的に研究・発展させ、その成果を人類と動物の福祉及び動物・人・環境の調和と共存に寄与させることを目的としてきた。この二つの研究科は、いずれも学部・学群教育との連続性を有効に発揮し、社会に有意な高度専門技術者や研究者を送り出すことを目的としてきた。

本学の建学の精神・健土健民の理念を日本・北海道だけでなく、広く東アジアから世界にまで実現していくことが求められている。

大　学　院　の　組　織

- 獣医学研究科
  - 獣医学専攻博士課程
  - 獣医保健看護学専攻修士課程
- 酪農学研究科
  - 食生産利用科学専攻博士課程
  - 酪農学専攻修士課程
  - フードシステム専攻修士課程
  - 食品栄養科学専攻博士課程
  - 食品栄養科学専攻修士課程

酪農学園大学大学院
獣　医　学　研　究　科

Rakuno Gakuen University Graduate School
Graduate School of Veterinary Medicine

獣 医 学 専 攻 博 士 課 程

Veterinary Medicine, Doctoral Course

獣医保健看護学専攻修士課程

Veterinary Science, Master's Course

獣医学研究科の３つのポリシー

獣医学研究科は、酪農学園創立の基本精神に基づいて、獣医学とその関連科学を創造的に研究・発展させ、その成果を人類と動物の福祉及び動物・人・環境の調和と共存に寄与させることを目的とする。また、学部・学群教育との連続性を有効に発揮し、社会に有意な高度専門技術者や研究者を送り出すことを目的とする。

アドミッションポリシー

獣医学専攻博士課程

多様化・高度化する獣医学とその関連科学の教育と研究を通して生命・自然を尊ぶ豊かな人間性をはぐくみ、人類と動物の福祉及び動物・人・環境の調和と共存に貢献し、国際的視野にたって次世代の獣医学の教育と研究を担う人材を養成すること目的としている。従って、獣医学研究科は建学の理念を理解し、獣医学に関する高度な知識と技術を習得する能力を有し、さらに、その継続的な発展に強い意欲を有する人物を入学させる。入学に当たってはこれらの能力を確認するため、語学並びに専門科目について学力試験を行うとともに、入学の目的、研究の意欲、専門分野における理解度などについて面接を行い、一定以上の基準を有する者を選抜する。

獣医保健看護学専攻修士課程

多様化・高度化する獣医学、動物看護学、動物保健学ならびにその関連科学の教育と研究を通して生命・自然を尊ぶ豊かな人間性をはぐくみ、人類と動物の福祉及び動物・人・環境の調和と共存に貢献し、国際的視野にたって次世代の獣医保健看護学の教育と研究を担う人材を養成することを目的としている。従って、本専攻は建学の理念を理解し、獣医保健看護学に関する高度な知識と技術を習得する能力を有し、さらに、その継続的な発展に強い意欲を有する人材を受け入れる。

カリキュラムポリシー

獣医学専攻博士課程

獣医学とその関連科学を創造的に発展させ、その成果を研究に反映させる教育を実施する。そのため、自ら課題を探求し、その解決に対し幅広く柔軟かつ総合的な判断をする力を養い、次世代の教育と研究について指導的な役割を果たすことができるよう、研究や討論を実践的に積み上げる演習科目並びに獣医学研究実験に重点をおいた教育を実施する。また、急速に発展・変化する獣医学とその関連科学についての高度な知識と技術を習得し、社会のグローバル化に対応することができ

るよう、各専門分野並びに国際獣医情報学に関する特殊講義を教授する。

獣医保健看護学専攻修士課程

動物看護学、動物保健学ならびにその関連科学を創造的に発展させ、その成果を研究に反映させる教育を実施する。

・自ら課題を探求し、その課題解決に対し幅広く、柔軟かつ総合的な判断をする力を養い、次世代の教育と研究について指導的な役割を果たしうる人材を養成するために、研究や討論を実践的に積み上げる演習科目ならびに研究実験に重点をおいた教育を実施する。
・獣医保健看護学について基礎・応用と臨床についての２専門分野を設け、それぞれの専門分野についての高度な知識と技術を習得するための科目を開講する。また、他専門分野の科目を選択することが必要な教育課程とし、専門分野に偏らない科目の選択が可能なカリキュラムとする。

ディプロマポリシー

獣医学専攻博士課程

所定の単位を取得し、以下の能力を有する人物に対し学位を授与する。

・健全で人間性豊かな生命観と社会的使命感を持ち、幅広く深い教養と高度な専門知識・技術を基礎として、総合的に判断できる能力
・社会において必要とされている研究課題を見極めるとともに、課題に対して真摯に取り組み、獣医学とその関連科学の教育と研究に寄与し、さらにそれを発展させ、積極的に社会に発信する能力
・国際的な視野を有し、次世代の獣医学の教育と研究においてリーダーとして行動できる能力

獣医保健看護学専攻修士課程

所定の単位を取得し、以下の能力を有する人物に対し学位を授与する。

・幅広く、深い教養と高度な専門知識・技術及び総合的な判断力を有し、健全で人間性豊かな生命観と社会的使命感を有するとともに、それを達成する能力
・課題に対して真摯に取り組み、獣医保健看護学とその関連科学の教育と研究に寄与し、さらにそれを発展させ、積極的に社会に発信する能力
・次世代の獣医保健看護学の教育と研究においてリーダーとして行動できる能力

酪農学園大学大学院獣医学研究科規程

（趣　　旨）

第１条　この規程は、酪農学園大学大学院学則（以下「学則」という。）の規定により、酪農学園大学大学院獣医学研究科（以下「本研究科」という。）について必要な事項を定める。

（専　　攻）

第２条　本研究科に次の専攻を置く。

獣医保健看護学専攻

獣医学専攻

（課　　程）

第３条　本研究科の課程において、獣医保健看護学専攻の課程は、修士課程とする。獣医学専攻の課程は、博士課程とする。

（入　　学）

第４条　本研究科修士課程に入学できる者は、学則第10条各号の一に該当する者で、本研究科の行う選考に合格した者とする。博士課程に入学できる者は、学則第11条各号の一に該当する者で、本研究科の行う選考に合格した者とする。

（転入学及び再入学）

第５条　学則第15条に該当する者が、本研究科に転入学又は再入学を願い出た場合は、欠員のあるときに限り、選考の上、入学を許可することがある。

（授業科目）

第６条　授業科目及び単位は、別表のとおりとする。

２　授業科目の各年次に対する配当及び毎週授業時間数は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

（修士課程の修了要件）

第７条　修士課程の修了要件は、大学院に２年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。

（博士課程の修了要件）

第８条　博士課程の修了要件は、大学院に４年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に３年以上在学すれば足りるものとする。

（他大学の大学院における授業科目の履修等）

第９条　本研究科において教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、学生が他大学の大学院の授業科目を履修し、又は外国の大学の大学院において学修することを認めることができる。

２　前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については、10単位を超えない範囲で前条の規定により修得すべき単位の一部とみなすことができる。

３　本研究科において教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、学生が他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

（履修方法）

第10条　授業科目の単位を修得するには、当該授業科目を履修し、かつ、試験に合格しなければならない。

２　各授業科目の試験は、当該授業科目の授業が終了した学期末に行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、臨時に実施することができる。

３　授業科目の履修方法の細目については、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

（成　　績）

第11条　授業科目の試験の成績は、優・良・可及び不可の４種とし、優・良・可を合格とする。

（学位論文の提出）

第12条　学位論文は、本研究科の定める期日までに提出しなければならない。

（学位授与）
第13条　修士（獣医保健看護学）及び博士（獣医学）の学位は、本研究科所定の修了要件を満たした者について、研究科委員会の議を経て、本学大学院委員会で認証の上授与する。
（科目等履修生）
第14条　本研究科において、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として履修を許可することがある。
2　科目等履修生を志願する者は、当該授業科目について相当の学力があると認められた者でなければならない。
（特別科目等履修生）
第15条　本研究科において、特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他大学又は外国の大学の大学院の学生があるときは、研究科委員会の議を経て、特別科目等履修生としてこれを許可することがある。
（研 究 生）
第16条　本研究科において、研究指導を受けようとする者があるときは、研究科委員会の議を経て、研究生としてこれを許可することがある。
2　研究生を志願する者は、修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められた者でなければならない。
3　論文提出による博士の学位授与申請を目的とする場合、在籍年限は2年以内とする。
（科目等履修生、特別科目等履修生及び研究生の許可）
第17条　第14条、第15条及び前条の許可は、学期又は学年ごとに行う。
（委 託 生）
第18条　学則第29条の規定による委託生の入学については、研究科委員会の議を経て、許可することがある。
（外国人留学生）
第19条　学則第29条の規定による外国人留学生の入学については、研究科委員会の議を経て、許可することがある。

附　　則

この規程は、1975（昭和50）年4月1日から施行する。

附　　則

この規程は、1981（昭和56）年4月1日から施行する。

附　　則

この規程は、1982（昭和57）年4月1日から施行する。

附　　則

1　この規程は、1990（平成2）年4月1日から施行する。
2　1989（平成元）年度以前の入学者については、なお従前の規程による。

附　　則

この規程は、1991（平成3）年11月24日から施行し、1991年（平成3）年7月1日から適用する。

附　　則

この規程は、1996（平成8）年4月1日から施行する。

附　　則

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

附　　則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附　　則

この規程は、2018（平成30）年4月1日から施行する。

※別表は、学則を参照する。

教員組織および研究指導分野

獣医学専攻　博士課程

専門分野		研究指導分野	指導教員氏名	研究内容
基礎獣医学	生体機能学	獣医解剖学	准教授　植田　弘美	1）複合糖質の組織化学的研究 2）漢方薬の治癒機序の形態学的解明
			准教授　渡邉　敬文	1）３次元電子顕微鏡を用いた超微細構造の解析 2）酸化ストレスによるミトコンドリアの形態変化 3）運動器系の結合組織に関する研究
		獣医生理学	教　授　北村　　浩	ミエロイド系細胞で発現している機能未知分子の炎症反応における役割や、エネルギー代謝制御における役割を解明するとともに、これら分子の機能に影響する食素材を探索する。
			准教授　林　　英明	1）反芻動物における栄養素輸送体機能の解明 2）反芻動物の成長に伴う代謝機構の変化に関する研究
		獣医栄養生理学	教　授　翁長　武紀	1）消化管運動の調節機序に関する研究 2）消化管ペプチドの刺激分泌連関に関する比較内分泌学的研究 3）消化管における代謝酵素の種差に関する栄養生理学的研究
			准教授　安井由美子	1）消化管ペプチドによる炎症関連大腸発癌抑制に関する研究 2）脂肪酸および味覚受容体と大腸発癌に関する研究
		獣医生化学	教　授　岩野　英知	1）環境ホルモンの次世代影響機序の解明 2）イヌ乳腺腫瘍の早期診断および予後診断の開発 3）病原細菌に対するファージセラピーの応用研究
		獣医薬理学	教　授　北澤多喜雄	1）ペプチドホルモン（モチリン、グレリン）による消化管運動の制御に関する比較生物学的解析 2）各種内臓平滑筋及び心房筋に発現するムスカリン受容体種とその機能解析 3）結腸運動、排便を制御する因子の解明
			教　授　寺岡　宏樹	1）小型の熱帯魚を用いた環境汚染物質の作用機構解明 2）タンチョウの保全科学（環境汚染、遺伝背景） 3）伴侶動物の臨床薬理
		獣医放射線生物学	教　授　遠藤　大二	1）光子および電子輸送シミュレーターによる動物体内放射線被ばく線量の予測 2）人工知能（AI）を用いた塩基配列関係に基づく識別検出用ＰＣＲプライマーの設計 3）人工知能（AI）を用いた獣医診療文書に基づく臨床診断支援システムの開発
			講　師　華園　　究	1）スパースモデリングを用いたMRI撮像の高速化と臨床応用 2）ドプラ法および造影超音波検査を用いた犬猫の腎機能解析 3）超音波検査、MRI 検査を用いた右房機能解析
	感染・病理学	獣医病理学	准教授　岡本　　実	1）家畜病理学（自然発生疾患に対する病理形態学的および分子病理学的研究） 2）動物園、水族館、野生動生物の自然発生疾患に対する病理形態学的および分子病理学的研究
			准教授　松田　一哉	動物の自然発生疾患に関する病理学的研究、病理解剖学的ならびに組織学的診断
		獣医寄生虫学	教　授　福本真一郎	1）寄生線虫類の生物学（形態学的遺伝子学的分類・発育史と宿主との免疫応答） 2）家畜寄生虫の疫学と診断と対策
			教　授　浅川　満彦	野生および動物園動物特用家畜・エキゾチックペット動物などの寄生虫症の臨床および疫学、寄生虫学を指標にした野生動物の生態、保全医学教育基盤構築
		獣医ウイルス学	教　授　桐澤　力雄	1）ウマヘルペスウイルス１型の病原性と免疫原性に関する研究 2）動物のウイルス性疾患の疫学的研究 3）免疫療法に関する研究
			教　授　萩原　克郎	1）家畜・野生動物における感染症の疫学と予防・治療研究 2）ウシの免疫機能に関する研究 3）腫瘍免疫に関する研究
		獣医細菌学	教　授　内田　郁夫	1）細菌感染症における発病機構の解明と予防･治療法の開発 2）動物由来サルモネラの分子疫学的解析と病原因子に関する研究
		実験動物学	教　授　大杉　剛生	発生工学的手法および免疫不全マウスを用い､治療･予防法の確立していない疾病の疾患モデル動物の作製を行っています。

獣医学専攻　博士課程

専門分野		研究指導分野	指導教員氏名	研究内容
臨床獣医学	生産動物医療学	生産動物内科学Ⅰ	教　授　田島　誉士	1）牛ウイルス性下痢ウイルス感染症の疫学的研究 2）生産獣医療におけるウイルス感染症対策に関する研究 3）感染性因子が家畜の生産性に及ぼす影響
			准教授　大塚　浩通	1）周産期における乳牛の免疫機能に関する研究 2）子牛の免疫システムの成熟に関する研究 3）牛の免疫機能の調整に関する研究
		生産動物内科学Ⅱ	※　未定	
		生産動物外科学	教　授　鈴木　一由	1）大動物における静脈内輸液・栄養輸液管理に関する臨床研究 2）牛の炎症性疾患に関する病態生理学的研究 3）エンドトキシンショックに関する病態生理および臨床薬理学的研究
		動物生殖学	※　未定	
	伴侶動物医療学	獣医眼科学	准教授　前原　誠也	1）動物の視覚電気生理学的検査に関する研究 2）動物の眼疾患に関する基礎的・臨床的研究
		動物疾病治療学	教　授　嶋本　良則	1）小動物の腫瘍性あるいは内分泌疾患における診断・治療に関する研究 2）動物看護に関する研究
		運動器･神経病治療学	教　授　上野　博史	1）神経病に対する診断および治療法に関する研究 2）難治性創傷の治療法に関する基礎的研究
		獣医臨床腫瘍学	教　授　廉澤　剛	犬猫における腫瘍疾患の画像、病理、遺伝子などによる診断法の研究、および外科、放射線、薬剤、免疫などによる治療法の研究
		画像診断学	教　授　中出　哲也	伴侶動物の画像診断（X線、超音波、CT、MRI）とインターベンショナルラジオロジー（IVR）に関する研究
		獣医麻酔学	教　授　山下　和人	1）犬猫における麻酔疼痛管理･周術期栄養管理に関する研究 2）犬猫の集中治療に関する研究。新しい馬の全静脈麻酔法の開発 3）馬の敗血症治療に関する研究
		動物集中管理学	准教授　佐野　忠士	1）犬猫における麻酔疼痛管理･周術期栄養管理に関する研究 2）犬猫の周術期疼痛管理が術後回復にもたらす影響に関する研究
		循環器病学	准教授　井坂　光宏	循環器系を中心とした臓器間の相互作用「臓器円環」の研究
			准教授　堀　泰智	1．心筋線維化のメカニズム解明 2．心エコー図検査の基礎的・臨床的有用性の解析 3．心臓バイオマーカーの基礎的・臨床的有用性の解析 4．猫の高血圧症の疫学的背景と病態の解明 5．犬猫における循環器治療薬の有効性の評価
		動物理学療法学	※　未定	
応用獣医学	衛生環境学	獣医衛生学	教　授　樋口　豪紀	ウシ乳腺免疫機構に関する基礎的研究・ウシ蹄病の病態解析と蹄病防除への応用に関する研究
		獣医疫学	教　授　蒔田　浩平	日本および発展途上国における家畜および人獣共通感染症の疫学研究、輸出入および食品衛生リスク分析、感染症モデリング、学際的分野のワンヘルスアプローチ
		食品衛生学	准教授　臼井　優	1）動物、環境および食品由来薬剤耐性菌の疫学研究 2）薬剤耐性菌対策（診断法開発を含む）に関する研究
		環境衛生学	准教授　能田　淳	重金属などの環境中汚染物質の現状把握と曝露メカニズムに関する研究。
		人と動物の関係学	准教授　郡山　尚紀	1）野生大型類人猿とヒトの共通感染症に関する研究 2）海棲哺乳類の生態と人間活動の関係に関する研究 3）動物介在介入における動物の生体反応に関する研究
		人獣共通感染症学	教　授　村松　康和	Q熱コクシエラやリケッチアなど、人獣共通感染症原因細菌を対象とした国内及び海外における疫学調査
		ハードヘルス学	教　授　及川　伸	1）牛の代謝性疾患の制御に関する研究 2）牛の生産病と飼養環境に関する研究 3）酪農における生産関連データの有効活用システムの研究
			講　師　福森　理加	1）乳牛の栄養生理学にもとづく飼養管理の実践 2）代謝ホルモンの分泌・作用の解明 3）周産期管理

獣医保健看護学専攻　修士課程

専門分野	研究指導分野	指導教員氏名	研　究　内　容
基礎・応用獣医保健看護学	獣医解剖学	准教授　渡邉　敬文	1）３次元電子顕微鏡を用いた超微細構造の解析 2）酸化ストレスによるミトコンドリアの形態変化 3）運動器系の結合組織に関する研究
	動物薬理学	教　授　北澤多喜雄	1）ペプチドホルモン（モチリン、グレリン）による消化管運動の制御に関する比較生物学的解析 2）各種内臓平滑筋及び心房筋に発現するムスカリン受容体種とその機能解析 3）結腸運動、排便を制御する因子の解明
	獣医病理学	准教授　松田　一哉	動物の自然発生疾患に関する病理学的研究、病理解剖学的ならびに組織学的診断
	獣医ウイルス学	教　授　桐澤　力雄	1）ウマヘルペスウイルス１型の病原性と免疫原性に関する研究 2）動物のウイルス性疾患の疫学的研究 3）免疫療法に関する研究
	公衆衛生学	准教授　臼井　　優	1）動物、環境および食品由来薬剤耐性菌の疫学研究 2）薬剤耐性菌対策（診断法開発を含む）に関する研究
臨床獣医保健看護学	獣医衛生学	教　授　樋口　豪紀	ウシ乳腺免疫機構に関する基礎的研究・ウシ蹄病の病態解析と蹄病防除への応用に関する研究
	生産獣医療学	教　授　田島　誉士	牛群管理における感染症対策の重要性と疾病コントロール
	臨床疾病治療学	教　授　嶋本　良則	1）動物の炎症、腫瘍および内分泌疾患における診断・治療に関する研究 2）動物看護に関する研究
	獣医麻酔学	教　授　山下　和人	1）犬猫における麻酔疼痛管理・周術期栄養管理に関する研究。 2）犬猫の集中治療に関する研究。新しい馬の全静脈麻酔法の開発。馬の敗血症治療に関する研究。
	画像診断学	教　授　中出　哲也	画像診断とインターベンショナルラジオロジー
	動物理学療法学	※　未定	
	動物行動学	准教授　佐野　忠士	1）イヌ・ネコにおける麻酔疼痛管理・周術期栄養管理に関する研究 2）イヌ・ネコの周術期疼痛管理が術後回復にもたらす影響に関する研究
		准教授　郡山　尚紀	1）伴侶動物の行動と問題行動治療に関する研究 2）野生動物の行動および生態と人と動物の共生に関する研究

授業科目の履修について

1．授業科目および単位

獣医学研究科各専攻の授業科目および単位は、次ページ７.「授業科目年次配当表」（13頁）のとおりです。

2．授業科目の履修届

年度始めに次ページ「７.授業科目年次配当表」および「８.履修について」（獣医学専攻博士課程のみ）により履修する授業科目を確認し、Web 情報学生支援システム（通称 UNIPA）の履修登録画面より指定された期間内に登録してください。

3．授業時間

通常の授業時間は、次のとおりです。

時 限	時　　間	時 限	時　　間	時 限	時　　間
1	9：00～ 9：45	5	13：00～13：45	9	16：20～17：05
2	9：45～10：30	6	13：45～14：30	10	17：05～17：50
3	10：40～11：25	7	14：40～15：25		
4	11：25～12：10	8	15：25～16：10		

4．成績評価

成績の評価は、優・良・可・不可で行い、優・良・可を合格とします。

5．修士・博士論文

① 学則第25条による修了認定のための学位論文は、修了年次の指定された期日までに指導教員に提出し、審査および最終試験を受けなければなりません。

② 博士の学位論文は、17頁「課程修了認定のための博士（獣医学）の学位論文に関する取扱要領」及び27頁「博士（獣医学）の学位論文作成の手引き」により作成してください。

③ 修士の学位論文は、32頁「修士(獣医保健看護学)の学位論文作成の手引き」により作成してください。

6．修了要件

獣医学専攻博士課程……修得単位数30単位以上および論文

・専門分野から１分野……24単位

・特殊講義……６単位以上

・論　　文

獣医保健看護学専攻修士課程……修得単位数30単位以上および論文

①指導教員の担当する特論……２単位（必修とする）

②所属分野の演習……４単位（必修とする）

③所属分野の特別研究……10単位（必修とする）

④生命倫理と研究倫理……２単位（必修とする）

⑤演習および特別研究を除く、その他の科目から……12単位

⑥論　　文

7．授業科目年次配当表

①獣医学専攻博士課程

授業科目			単位	開講年次 1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	3年 前期	3年 後期
専門分野	基礎獣医学	基礎獣医学演習Ⅰ	4	4	4				
		基礎獣医学演習Ⅱ	4			4	4		
		基礎獣医学演習Ⅲ	4					4	4
		基礎獣医学研究実験	12	6	6	6	6	6	6
	臨床獣医学	臨床獣医学演習Ⅰ	4	4	4				
		臨床獣医学演習Ⅱ	4			4	4		
		臨床獣医学演習Ⅲ	4					4	4
		臨床獣医学研究実験	12	6	6	6	6	6	6
	応用獣医学	応用獣医学演習Ⅰ	4	4	4				
		応用獣医学演習Ⅱ	4			4	4		
		応用獣医学演習Ⅲ	4					4	4
		応用獣医学研究実験	12	6	6	6	6	6	6
形態機能学特殊講義			2	1	1	(1)	(1)	(1)	(1)
臨床獣医学特殊講義			2	(1)	(1)	1	1	(1)	(1)
応用獣医学特殊講義			2	(1)	(1)	1	1	(1)	(1)
予防獣医学特殊講義			2	(1)	(1)	1	1	(1)	(1)
国際獣医情報学特殊講義			2	1	1	(1)	(1)	(1)	(1)

②獣医保健看護学専攻修士課程

授業科目		単位	開講年次 1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期
基礎・応用獣医保健看護学	動物形態・機能学特論	2	2			
	動物感染病学特論	2	2			
	動物病理学特論	2			2	
	基礎・応用獣医保健看護学特論	2		2		
	公衆衛生学特論	2			2	
	動物栄養学特論	2		2		
	基礎・応用獣医保健看護学演習Ⅰ	2	2	2		
	基礎・応用獣医保健看護学演習Ⅱ	2			2	2
	基礎・応用獣医保健看護学特別研究	10	5	5	5	5
臨床獣医保健看護学	生産動物医療学特論	2	2			
	動物衛生学特論	2	2			
	伴侶動物医療学特論	2		2		
	動物行動学特論	2			2	
	動物看護学特論	2			2	
	動物理学療法学特論	2		2		
	臨床獣医保健看護学特論	2		2		
	臨床獣医保健看護学演習Ⅰ	2	2	2		
	臨床獣医保健看護学演習Ⅱ	2			2	2
	臨床獣医保健看護学特別研究	10	5	5	5	5
生命倫理と研究倫理		2	2			

8．履修について

獣医学専攻博士課程

授業科目	履修方法および講義内容
演習Ⅰ	・高度の基礎および専門知識を幅広く修得し、これを応用することを演習する。 ・１年次に所属教室で行う。
演習Ⅱ	・積極的に問題点を見出し、解決していく創造性を演習する。 ・２年次に所属教室および他の１教室（他分野の教室可）を選択し行う。
演習Ⅲ	・最先端科学技術を学際領域への展開を含めて演習する。 ・３年次に所属教室および他の３教室（他分野の教室可）を選択し行う。
研究実験	・研究実験計画に基づき、学内外の研究実験施設を使用して３年間以上540時間以上の研究実験を行う。 ・所属教室の指導のもとに行う。
特殊講義（3年次までに開講）	形態機能学・生体における機能相の変化に伴った動物細胞の特殊な形態・機能について講義を行う。
	臨床獣医学・病気の診断治療には、学部で取得した各科目の知識を総合して判断することが求められる。 ここでは、特殊な症例を取り上げて、その診断および治療について最新の診療技術情報を取り入れ講義を行う。
	応用獣医学・人獣共通伝染病などから特殊な事象を取り上げて、詳細に検討を加えた講義を行う。
	予防獣医学・これからの獣医学は、個体治療から集団予防へと推移することが高まってくることは必至である。その社会的要請に応答すべく、本学の理念である「健土健民」に立脚し、土の科学、飼料学、環境衛生学、免疫学などを含めた広範な予防獣医学について講義を行う。
	国際獣医情報学・国際化時代に向け、国際交流を通した授業を展開するなど国際的視野に立脚した講義を行う。

獣医保健看護学専攻修士課程

授業科目	履修方法および講義内容
動物形態・機能学特論	獣医療関係職を目指す人には体のいろいろなことを学ぶことは楽しくためになることである。そして、動物を生物学的なものとして見ることを基盤とした学問である動物看護医療にも有用な考え方を得ることが出来る。本特論では、動物形態・機能学という分野で、いかに動物は動いて、考えて、感じて生活しているかを形態・機能と結びつけて教授する。
動物感染病学特論	国際社会のグローバル化に伴い感染症の伝播が容易に国境を越えるようになっている。展示動物や野生動物、実験動物等にも種々の感染症が認められている。また、本学の附属動物には多くの感染症症例の来院が認められている。本特論では、ウイルス性感染症と寄生虫病の病原体、疫学、診断法、防御法、検疫などについて新知見を加えて紹介し、学生間で考察する。
動物病理学特論	イヌ、ネコなどの伴侶動物をはじめウシやウマなどの大型の家畜や、動物園や水族館で飼育されている種々の動物には多種多様の病気が発生し、時には治療のかい無く死にいたる事もある。本特論では、動物に発生する病気の種類やその特徴、原因、病気の診断法も含めて解説する。特に臨床との結びつきが理解できるよう具体的な症例を対象に講義を進める。
基礎・応用獣医保健看護学特論	獣医保健看護分野は動物医療の新しい学問分野であるため、看護研究を進めていくには獣医学の基礎分野（解剖、生理学、生化学、薬理学、放射線生物学）や応用分野（微生物学、病理学、公衆衛生学、検査学）の基幹となる知識が必要となる。本特論ではそれぞれの学問分野の基礎および最新の知見について理解し研究遂行に必要な基礎知識ならびに研究を行う上での倫理を学ぶ。
公衆衛生学特論	公衆衛生の考え方と概要を学び、公衆衛生学における最新のトピックについて、食品衛生学、人獣共通感染症、環境衛生学および疫学分野から精選して紹介する。合わせて、公衆衛生における動物看護師の役割を理解する。
動物栄養学特論	チーム獣医療を担う動物看護師の役割として、動物の栄養管理は重要な項目である。本特論では、以下の3点について、文献資料を基にした先進的な理解と考察を学ぶ。 ・動物栄養学の基礎事項を分子生物学的側面から学ぶ。 ・犬と猫のライフステージ別栄養管理を学ぶ。 ・犬と猫の疾病と栄養管理、入院動物の栄養管理および栄養教育の展開について学ぶ。
基礎・応用獣医保健看護学演習Ⅰ	基礎・応用獣医保健看護学分野（解剖学、組織学、生化学、生理学、薬理学、放射線生物学、微生物学、ウイルス学、病理学、公衆衛生学、臨床検査学）の原著論文（英語および日本語）を講読し、論文の内容をまとめて発表する。発表後の質疑応答を通して内容を理解して専攻分野の問題点を抽出する。
基礎・応用獣医保健看護学演習Ⅱ	基礎・応用獣医保健看護学分野（解剖学、組織学、生化学、生理学、薬理学、放射線生物学、微生物学、ウイルス学、病理学、公衆衛生学、臨床検査学）の原著論文（英語および日本語）の中から自分の研究に役立つものを検索し講読して発表する。この際に自分の修士論文研究の途中経過についても合わせて発表し、その後の質疑応答から、購読論文の各自の研究への応用関連を考えさせ、新しい研究の立案能力を習得させる。
基礎・応用獣医保健看護学特別研究	基礎及び応用獣医保健看護学の関連分野（動物形態機能学、微生物学、動物病理学、公衆衛生学、動物検査学）において正常時の生体機能調節機構とその病気による変化、または病気の原因について種々の手法を用いて研究を行う。さらに研究結果の解釈および問題点について討議を行い、最終的には研究結果を論文として完成させ発表会を行う。
生産動物医療学特論	生産動物医療および畜産物の製造・流通に関わる様々な職種の役割を解説し、その連携により生産動物医療が成立していることを理解させる。とくに、生産者および獣医師以外の専門性を持った技術者・アドバイザーが果たす役割について自ら考えるために必要な生産システムおよび獣医学的な基礎知識について講義し、高度な専門性を持つ技術者として生産現場に関わるために必要な知識を習得させ、その資質について理解させる。

授業科目	履修方法および講義内容
動物衛生学特論	動物の疾病を病因学的に分類して概要を把握するとともに、それらの疾病を効果的に制御するために必要な知識と技術を体系化する。教科の内容としては病原微生物、生体防御など基礎的理解を得たうえで、感染症(監視伝染病、海外伝染病、一般感染症)、代謝病、消化器疾患、免疫疾患、運動器病、繁殖疾患、遺伝疾患、外科疾患などについて病因、病態、治療予防について理解を深める。
伴侶動物医療学特論	伴侶動物医療における画像診断学、麻酔・疼痛管理学、集中治療学、外科学、神経病学および腫瘍学の各分野について、高度医療の内容を概説する。最後に、14回の講義内容を踏まえ、伴侶動物医療の高度治療における獣医看護学のあり方を議論する。
動物行動学特論	動物行動学の基本となる学習理論の基本を理解し、犬・猫をはじめとする伴侶動物において認められる問題行動（行動異常）への介入について学ぶ。さらに犬・猫以外の動物（ハムスター、ウサギ、鳥など)、展示動物（動物園・水族館）そして野生動物の行動特性について理解する。
動物看護学特論	チーム獣医療を担う動物看護師が果たす役割には、以下の事柄について理論と実践の修得が重要である。 ・診断・治療・予後・看護課程を判断する上で重要な臨床検査について学ぶ。 ・動物看護学を学問的に体系づけるための動物看護過程について学ぶ。 ・動物看護師の社会的使命、心構え、倫理観、また動物の権利と愛護について法律的側面から学ぶ。
動物理学療法学特論	身体機能を最大限に回復させ、維持し、高めるための理学療法を実施するにあたり、その意義と適応について学ぶ。生体力学に基づいた理学療法のための基礎的な知識、すなわち、解剖学、生理学の統合と選択可能な理学療法の種類等について学ぶ。理学療法の臨床応用にあたり必要な学問的知識として、物理療法で用いられる機器の原理、適応、禁忌を総合的に学ぶ。運動療法やマッサージ療法の種類、適応、禁忌を学ぶ。これらの総合により作成される代表的症例の治療プログラムを学ぶ。また、動物の痛みとその評価法および疼痛管理について学ぶ。
臨床獣医保健看護学特論	近年の伴侶動物分野における医療体制は、人医療と同様に整形外科、軟部外科、神経外科、内科、眼科、画像診断科、麻酔科などに細分化され、専門的な医療が提供されている。本特論では、各診療分野で動物看護師として臨床上重要とされる専門的知識に焦点を絞り、解説する。
臨床獣医保健看護学演習Ⅰ	臨床獣医保健看護学分野（生産獣医療学、衛生学、画像診断学、理学療法学、麻酔および疼痛管理学、動物行動学、動物看護学)の原著論文(英語および日本語)を講読し、論文の内容をまとめて発表する。発表後の質疑応答を通して論文内容を理解するとともに専攻分野の問題点を抽出する。
臨床獣医保健看護学演習Ⅱ	臨床獣医保健看護学分野（生産獣医療学、衛生学、画像診断学、理学療法学、麻酔および疼痛管理学、動物行動学、動物看護学)の原著論文(英語および日本語)の中から自分の研究に役立つものを抽出し講読発表する。この際、自分の修士論文の研究についても経過を発表しその後の質疑応答から、購読論文の各自の研究への関連と応用を考えさせ、新しい研究の立案能力を習得させる。
臨床獣医保健看護学特別研究	臨床獣医保健看護学の関連分野（生産獣医療学、衛生学、画像診断学、理学療法学、麻酔および疼痛管理学）において種々の疾病とそれが誘起される機序について種々の手法を用いて検討を行う。検討結果を整理してその解釈および問題点について担当教員と討議を行い、最終的には研究結果を論文として完成させる。
生命倫理と研究倫理	獣医保健看護学に関する研究を実施する上で必要な生命倫理と研究倫理に関して基本的な考え方を学ぶとともに動物を使用した研究などに係る法令、ガイドラインを解説する。また、各テーマについて具体的問題事例を挙げて質疑を行う。

課程修了認定のための博士（獣医学）の学位論文に関する取扱要領

（趣　　旨）

第１条　酪農学園大学大学院獣医学研究科（以下「研究科」という。）の課程修了認定のための学位論文の取扱いについては、酪農学園大学大学院学則（以下「学則」という。）および酪農学園大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、この要領による。

（学位論文の提出資格）

第２条　学則第24条第１項により修了を認定される者。

２　学則第24条第４項により修了を認定される者。

３　学則第24条第４項に規定する優れた研究業績とは、在籍中に筆頭著者として掲載を許可された全ての論文（学位論文に関係しない論文も含む）の掲載誌のインパクトファクター（最新のSCI Journal Citation Reportsによる）の総計が４以上のものとする。

（学位論文の提出期日）

第３条　前条第１項により４年次末までに学位の授与を受けようとする者は、それより３か月前までに学位論文に所定の書類を添え、指導教授を通じて研究科長に提出しなければならない。

２　前条第２項により３年次末または４年次前期末までに学位の授与を受けようとする者は、それより３か月前までに学位論文に所定の書類を添え、指導教授を通じて研究科長に提出しなければならない。

（学位論文に要する書類）

第４条　学位論文を提出しようとするときは、次の書類を提出しなければならない。

⑴　学位論文審査申請書　１部

⑵　学位論文　４部

⑶　学位論文要旨　４部

⑷　論文目録　１部

⑸　参考論文　４部

レフェリー制度のある学術雑誌に公表済みあるいは掲載を許可されたもので、申請者が筆頭著者の原著論文（英文）１篇以上（短報では２篇以上）とする。申請者が筆頭著者でない論文の内容を学位論文に使用する場合には、共同研究者の承諾書（様式１－１あるいは様式１－２）を添付するものとする。

⑹　研究ノート　学位論文に関するもの全て

（学位論文および資料）

第５条　学位論文は、単著とし、１篇に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

２　審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型又は標本等の資料を提出させることがある。

３　複数の筆頭著者による論文を学位申請論文の主論文とする場合の条件については別に定める。

（審査委員）

第６条　本研究科委員会は、本学学位規程第７条第１項および第２項に定めるもののうちから主査１名および副査２名以上の審査委員を選定する。

（学位論文の審査および試験）

第７条　審査委員は、学位論文を審査し、必要に応じて合同または単独で論文提出者に学位論文について質疑を行う。

２　審査委員は､論文提出者に対して学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について試験を行う。

（審査委員の報告）

第８条　審査委員は、学位論文の審査および試験を終了したときは、この結果を次の書類により研究科委員会に報告しなければならない。

⑴　学位論文の審査および最終試験の結果について

⑵　学位論文審査および最終試験結果報告書

（研究科委員会の審議）

第９条　研究科委員会は、審査委員の報告に基づいて審議し、学位論文の審査および試験の合否を議決する。

（改　　廃）

第10条　この要領の改廃は、本研究科委員会の議を経て大学院委員会で行う。

附　　則

１　この要領は、1990（平成２）年４月１日から制定施行する。

２　1989（平成元）年度以前の入学者については、第２条を除きこの要領を適用する。

附　　則

１　この要領は、1993（平成５）年９月１６日から施行する。

附　　則

１　この要領は、1994（平成６）年４月１日から施行する。

２　1993（平成５）年度以前の入学者については、第４条の⑸は、なお従前の要領を適用する。

附　　則

１　この要領は、2001（平成13）年12月21日から施行し、2001（平成13）年12月１日から適用する。

附　　則

この要領は、2007（平成19）年２月22日から施行し、2007（平成19）年１月22日から適用する。

附　　則

１　この要領は、2010（平成22）年４月１日から施行する。

２　2009（平成21）年以前の入学者については、なお従前の要領を適用する。

附　　則

この要領は、2015（平成27）年４月１日から施行する。

附　　則

１　この要領は、2017（平成29）年４月１日から施行する。

２　第４条第６号については、2015（平成27）年度以降の入学生から適用する。

様式1－1

年　月　日

承　諾　書

酪農学園大学大学院獣医学研究科長　殿

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿氏の学位申請に際して、下記論文が同氏の主要な参考論文として用いられることを承諾いたします。

なお、私は当該論文を自身の学位論文の申請には使用いたしません。

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印（署名）

所属：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1．論文名：
　著者名：
　掲載雑誌名・巻・号・頁・発行年：

2．論文名：
　著者名：
　掲載雑誌名・巻・号・頁・発行年：

3．論文名：
　著者名：
　掲載雑誌名・巻・号・頁・発行年：

（注）　博士の学位をお持ちの方は、文中「なお、私は当該論文を自身の学位論文の申請には使用いたしません。」の文章は削除してください。

（注）の部分は、最終的に削除してください。

様式1－2

Letter of Agreement

Year:＿＿＿ month:＿＿＿ day:＿＿

To: Dean of Rakuno Gakuen University Graduate School of Veterinary Medicine

I agree that an applicant " Mr./Ms. ○○○○ " employs listed publication(s) as main-publication for his/her Ph.D. degree application.
I also agree not to use the same paper(s) for any academic degree of my own.

Name (in PRINT):＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Signature or SEAL:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Affiliation: ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1. Title:
   Author:
   Name of Journal, Vol (No.), Pages, Year of Publication:

2. Title:
   Author:
   Name of Journal, Vol (No.), Pages, Year of Publication:

3. Title:
   Author:
   Name of Journal, Vol (No.), Pages, Year of Publication:

(Note: If the coauthor has already obtained his/her Doctoral degree, the statement, "I also agree not to use the same paper for any academic degree of my own." will be treated as null.)

Please delete all examples and notes before using this form.

酪農学園大学大学院獣医学研究科博士課程修了認定に係る「複数の筆頭著者による論文」を学位申請論文の主論文とする場合の申合せ

酪農学園大学大学院課程修了認定のための博士（獣医学）の学位論文に関する取扱要領　第５条第３項に規定する「複数の筆頭著者による論文を学位申請論文の主論文とする場合の条件」は次のとおりとする。

１．当該論文が PubMed 収録の学術雑誌に公表済みあるいは掲載を許可されたものであること。
２．当該論文に equal contribution による研究である旨の明確な記載があること。
３．当該論文の equally contributed author が２名以内であること。
４．筆頭著者が複数名となるための必要性を説明した指導教員の理由書（様式１）があること。
５．もう一人の筆頭著者が、当該論文を学位申請論文の主論文として使用することについて合意していること（誓約書の提出）（様式２－１あるいは様式２－２）。
６．当該論文は他の学位申請論文の主論文として使用しないこと。

附　則

この申合せは、2017（平成29）年４月１日より施行する。

様式１

年　月　日

複数筆頭著者理由説明書

指導教員名：　　印

学位申請者名：
研究分野名：
論文名：
著者名：
掲載雑誌名：
複数筆頭著者の論文を学位申請論文として提出する理由について、詳しく説明して下さい。（各筆頭著者の担当部分も含めて記載願います。）

様式２－１

誓　約　書

酪農学園大学大学院獣医学研究科長　殿

私は以下の論文の共著者であり、かつ equally contributed author ですが、この論文を＿＿＿＿＿＿＿＿氏が申請する学位のための主論文として使用することに同意いたします。

なお、本論文を自らの学位申請用主論文として使用しないことを誓います。

また、＿＿＿＿＿＿＿＿氏が博士学位取得後に、博士学位論文をインターネット公開することを許諾します。

論文名：

著者名：

掲載雑誌名・巻・号・頁・発行年：

年　月　日

共著者名：＿＿＿＿＿＿＿＿　印（署名）

所　　属：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式２－２

Agreement Form and Pledge

Year:＿＿　month:＿＿　day:＿＿

To: Dean of Rakuno Gakuen University Graduate School of Veterinary Medicine

I am a co-author and an equally contributed author of the paper mentioned below, and I hereby agree that the paper mentioned below will be used as the primary thesis (dissertation) for Mr. / Ms. ＿＿＿＿＿＿＿＿'s Ph.D. degree application.
I also pledge that I will not use the paper for my Ph.D. degree application.

Title of the paper:
Author:
Name of Journal, Vol (No.), Pages, Year of Publication:

Name of the co-author (in PRINT):＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Signature or SEAL:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Affiliation: ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

課程修了認定のための修士(獣医保健看護学)の学位論文に関する取扱要領

（趣　　旨）

第１条　酪農学園大学大学院獣医学研究科（以下「研究科」という。）の課程修了認定のための学位論文の取扱いについては、酪農学園大学大学院学則（以下「学則」という。）および酪農学園大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、この要領による。

（学位論文の提出資格）

第２条　学則第24条第１項により修了を認定される者。

（学位論文の提出期日）

第３条　前条第１項により２年次末までに学位の授与を受けようとする者は、それより３か月前までに学位論文に所定の書類を添え、指導教授を通じて研究科長に提出しなければならない。

（学位論文に要する書類）

第４条　学位論文を提出しようとするときは、次の書類を提出しなければならない。

⑴　学位論文審査申請書　　１部
⑵　学位論文　　４部
⑶　学位論文要旨　　４部
⑷　研究ノート　　１部

２　研究不正を防止し論文の根拠となる成績を記録するための研究ノートの取扱いについては別に定める。

（学位論文および資料）

第５条　学位論文は、単著とし、１篇に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

（審査委員）

第６条　本研究科委員会は、本学学位規程第７条第１項および第２項に定めるもののうちから、指導教員を除く３名以上の審査委員を選定する。

（学位論文の審査および試験）

第７条　審査委員は、学位論文を審査し、必要に応じて合同または単独で論文提出者に学位論文について質疑を行う。

（審査委員の報告）

第８条　審査委員は、学位論文の審査および試験を終了したときは、その結果を次の書類により研究科委員会に報告しなければならない。

⑴　学位論文の審査および最終試験の結果について
⑵　学位論文審査および最終試験結果報告書

（研究科委員会の審議）

第９条　研究科委員会は、審査委員の報告に基づいて審議し、学位論文の審査および試験の合否を議決する。

（改　　廃）

第10条　この要領の改廃は、本研究科委員会の議を経て大学院委員会で行う。

附　　則

この要領は、2015年（平成27年）４月１日から制定施行する。

論文提出による博士（獣医学）の学位授与に関する取扱要領

（趣　　旨）

第１条　酪農学園大学大学院獣医学研究科（以下「研究科」という。）における論文提出による博士（獣医学）の学位授与に関する取扱いについては、酪農学園大学学位規程（昭和50年４月１日制定。以下「本学学位規程」という。）に定めるもののほか、本要領の定めるところによる。

（学位授与申請資格）

第２条　本研究科に学位の授与を申請することのできる者は、次の各項のいずれかに該当する獣医学に関する研究歴を有する者で、本学の専任教職員、または本学に過去半年以上本研究科研究生として在籍し、在籍期間中に論文を完成した者とする。

２　大学において獣医学、医学、歯学または薬学の課程を卒業または修了した者。

⑴　４年の課程を卒業した者は６年以上

⑵　６年の課程を卒業した者は４年以上

⑶　修士課程を修了した者は４年以上

⑷　外国の大学を卒業した者は６年以上

３　大学における獣医学、医学、歯学または薬学の課程を経ない者。

⑴　大学を卒業した者は８年以上

⑵　短期大学または専門学校を卒業した者は10年以上

４　本研究科博士課程において所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学後５年を超える者。

５　その他、本研究科委員会の議を経て認められた者。

（獣医学研究歴）

第３条　前条に定める獣医学に関する研究歴とは、次の各号の一に該当する期間、研究に従事したことをいう。

⑴　大学において、獣医学に関する専任教員として研究に従事した期間

⑵　大学院獣医学研究科を退学した者は、大学院に在学した期間

⑶　大学および大学院において、獣医学を専攻する研究生として在学した期間

⑷　本研究科委員会の認める研究機関において、専任職員として研究に従事した期間

⑸　その他、本研究科委員会が、前各号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間

（学位授与申請の手続）

第４条　学位の授与を申請するときは、本研究科の委員を介して、次の各号に定める書類に論文審査手数料を添え、本研究科長を経て学長に提出しなければならない。

⑴　学位論文審査申請書　　１部

⑵　学位論文　　４部

⑶　学位論文要旨　　４部

⑷　参考論文　　各４部

レフェリー制度のある学術雑誌に公表済みあるいは掲載を許可された論文５篇以上とする。そのうち、１篇以上（短報、邦文論文ではそれぞれ、または、合わせて２篇以上）は、学位論文の全部または一部を含み、申請者が筆頭著者であること。申請者が筆頭著者でない論文の内容を学位論文に使用する場合には、共同研究者の承諾書（様式１－１あるいは様式１－２）を添付するものとする。

⑸　論文目録　　１部

⑹　履歴書　　１部

⑺　研究歴証明書　　１部

⑻　最終学校卒業(修了)証明書　１部

⑼　郵便振替払込受付証明書　　１部

⑽　在職証明書(本学在職の者)　１部

（論文審査手数料）

第５条　論文審査手数料は、本研究科委員会ならびに大学院委員会の議を経て、別に学長が定める。

（予備審査）

第６条　学位授与の申請がなされたときは、本研究科委員会は、提出された全ての書類について点検し、これを受理することについての可否を決するために予備審査を行う。

2　予備審査のために、３名からなる予備審査委員会を設ける。
3　予備審査は、学位授与の申請がなされた日から、３ヵ月以内に終了する。
4　予備審査の結果は、本研究科委員会の議を経て学長に報告する。
5　予備審査において不可とされたときは、学位の授与申請は受理されず、予備審査料を除き、全ての書類および論文審査料を返付する。

（学位論文の審査および学力試験）
第７条　学位論文の審査および学力試験は、申請者が、獣医学の分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を有することを確認するために行う。
2　学位論文の審査および学力試験を行うために、本研究科委員会内に委員３名以上からなる審査委員会を設ける。
3　審査委員会は、申請者が専攻学術および外国語について、本研究科博士課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学力があることを確認するため、口頭または筆答による学力試験を行う。
4　学位論文の審査および学力試験は、予備審査の期間を含めて、学位論文が提出された日から１年以内に終了する。

（審査委員会の報告）
第８条　審査委員会は、学位論文の審査および学力試験を終了したときは、ただちに次の各号に定める事項を、所定の様式によって本研究科委員会に報告しなければならない。
⑴　学位論文審査の概要および審査結果
⑵　学力試験の成績と結果
⑶　学位授与の可否についての審査委員会の判定

（学位の授与月日）
第９条　学位の授与月日は、次のとおりとする。
６月30日、９月30日、12月25日、３月25日

（改　　廃）
第10条　この要領の改廃は、本研究科委員会の議を経て大学院委員会で行う。

附　　則
この要領は、1988（昭和63）年４月１日から制定施行する。
附　　則
この要領は、1992（平成４）年８月20日から施行し、1991（平成３）年７月１日から適用する。
附　　則
この要領は、1994（平成６）年４月１日から施行する。
附　　則
この要領は、1999（平成11）年10月１日から施行する。
附　　則
この要領は、2001（平成13）年12月21日から施行し、2001（平成13）年12月１日から適用する。
附　　則
この要領は、2005（平成17）年４月１日から施行する。
附　　則
この要領は、2006（平成18）年４月１日から施行する。
附　　則
この要領は、2007（平成19）年２月22日から施行し、2007（平成19）年１月22日から適用する。
附　　則
この要領は、2008（平成20）年12月19日から施行する。
附　　則
この要領は、2010（平成22）年４月１日から施行する。
附　　則
この要領は、2011（平成23）年４月１日から施行する。
附　　則
この要領は、2013（平成25）年４月１日から施行する。
附　　則
この要領は、2018（平成30）年４月１日から施行する。

様式1－1

年　月　日

承　諾　書

酪農学園大学大学院獣医学研究科長　殿

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿氏の学位申請に際して、下記論文が同氏の主要な参考論文として用いられることを承諾いたします。

なお、私は当該論文を自身の学位論文の申請には使用いたしません。

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印（署名）

所属：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1．論文名：
　著者名：
　掲載雑誌名・巻・号・頁・発行年：

2．論文名：
　著者名：
　掲載雑誌名・巻・号・頁・発行年：

3．論文名：
　著者名：
　掲載雑誌名・巻・号・頁・発行年：

（注）　博士の学位をお持ちの方は、文中「なお、私は当該論文を自身の学位論文の申請には使用いたしません。」の文章は削除してください。

（注）の部分は、最終的に削除してください。

様式1－2

Letter of Agreement

Year:＿＿＿ month:＿＿＿ day:＿＿

To: Dean of Rakuno Gakuen University Graduate School of Veterinary Medicine

I agree that an applicant " Mr./Ms. ○○○○ " employs listed publication(s) as main-publication for his/her Ph.D. degree application.
I also agree not to use the same paper(s) for any academic degree of my own.

Name (in PRINT):＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Signature or SEAL:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Affiliation: ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1. Title:
   Author:
   Name of Journal, Vol (No.), Pages, Year of Publication:

2. Title:
   Author:
   Name of Journal, Vol (No.), Pages, Year of Publication:

3. Title:
   Author:
   Name of Journal, Vol (No.), Pages, Year of Publication:

(Note: If the coauthor has already obtained his/her Doctoral degree, the statement, "I also agree not to use the same paper for any academic degree of my own." will be treated as null.)

Please delete all examples and notes before using this form.

論文提出による博士（獣医学）の学位授与に係る論文審査手数料について

1．本学学位規程第４条第２項および論文提出による博士（獣医学）の学位授与に関する取扱要領第５条に基づき、博士（獣医学）の学位の授与を申請する場合の論文審査手数料を次のとおり定める。

区　　分	審　査　料		
	予備審査	論文審査	合　計
①　本学専任教職員の場合	100,000円	100,000円	200,000円
②　本学の学部卒業者、本学大学院修士課程修了者および本学大学院博士課程において、所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学後３年を超える場合（退学後３年以内は課程博士として取扱う）	100,000円	400,000円	500,000円
③　前二号以外の者の場合	100,000円	700,000円	800,000円

2．予備審査において不可とされたときは、前項各号に定める予備審査料を除き、論文審査料を返付する。

制定日　1988（昭和63）年４月１日
改正日　2001（平成13）年12月１日
改正日　2012（平成24）年４月１日

発展途上国との共同研究の結果に基づき提出された論文提出による博士（獣医学）の学位授与に関する取り扱い要領の特例について

（趣旨）

この取り扱い要領の特例は本学獣医学部と発展途上国との共同研究を推進することを目的として、発展途上国の研究者が本学獣医学部と共同で行った研究業績に基づき提出された論文による論文博士の学位授与に関しては、その発展途上国の実状に則して費用の軽減を図るための措置を次のごとく定める。

（特例を適用する要件）

1）本学獣医学部との共同研究者である申請者は前年度の給与所得を証明する書類、業績一覧及び履歴書を提出し、本研究科委員会が申請者を発展途上国の共同研究者として認定し、あるいはその国の経済状態に関し同等の証明がなされたと本研究科委員会が認め、以下の条件を満たすときには学位論文を提出することが出来る。

2）レフェリー制度のある学術雑誌に掲載（掲載受理を含む）された論文を５編以上有し、そのうち本学獣医学部の専任教員の指導で行なわれ（共著論文もしくは指導を受けたことを明記する文書をもって指導とする）、学位論文を構成する内容が２編以上の学術論文（Current contents もしくは Pub med に収録されているもの）に申請者を筆頭著者として公表（掲載受理含む）されていること。

（軽減措置）

1）研究生としての在学期間を免除することが出来る。

2）論文審査料（予備審査料を含む）を50,000円として徴収することとする。

（適用年月日）

上記特例は、1998（平成10）年８月６日から適用する。

上記特例は、2007（平成19）年８月22日から適用する。

博士（獣医学）の学位論文作成の手引き

1．はじめに：学位論文の提出

博士課程の学生は学位取得のために、［課程修了認定のための博士（獣医学）の学位論文に関する取扱要領］に基づいて在学期間中に学位論文と必要書類を提出し、審査を受ける必要があります。

論文の作成と申請に当たっては、上記取扱要領およびこの学位論文作成の手引きを参考にしてください。

2．参考論文について

上記取扱要領第４条で規定しているように、参考論文は、［レフェリー制度のある学術雑誌に公表済みあるいは掲載を許可されたもので、申請者が筆頭著者の原著論文（英文）１篇以上（短報では２篇以上）］の提出が要求されています。

つまり３年または４年間の在籍期間のうち、最終年の学位論文提出時には博士論文内容の全部または一部を含む投稿論文が公表済みか掲載許可を得ておく必要があります。［上記取扱要領第２条（学位論文の提出資格）および第３条（学位論文の提出期日）の項を参照］。したがって研究の進行や論文の作成にあたっては指導教員と密接に連絡を取り、作業を進めてください。

3．学位論文要旨の作成について

⑴　言語：日本語
⑵　用紙：Ａ４上質紙
⑶　余白：左３センチ、右２センチ、上３センチ、下３センチ
⑷　フォント：明朝体で11ポイント
⑸　行数：１ページ30行
⑹　頁数：２ページ以内
⑺　本文：必要に応じて【　】を用いて項目を記載しても良い
⑻　体裁：右図のとおり

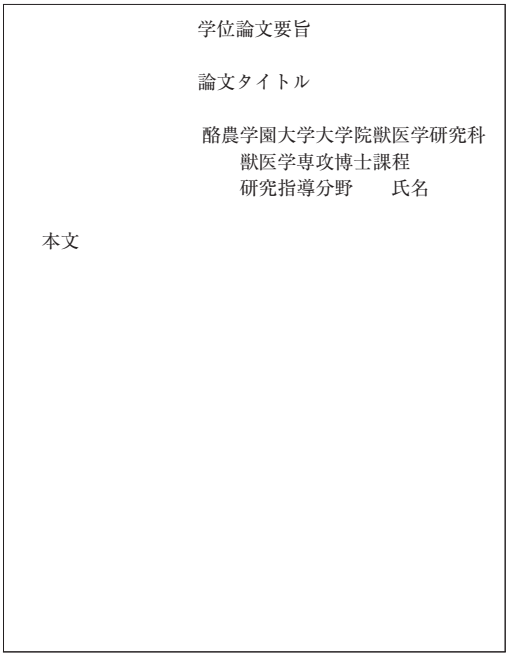

4．学位論文の作成について

学位論文の体裁：論文の内容やテーマはそれぞれの研究の分野によって異なりますが、原則的に以下のような体裁になります。

⑴　論文に用いる言語：論文は原則的に日本語、または英語で作成し、英文は、必ず native speaker の校閲を受けてください。
⑵　製本：論文は仮製本して４部提出することになっています。
⑶　表紙：以下の例示を参考にして作成してください。
　表紙には表題と氏名を、背表紙には表題、氏名と年度（西暦）を表示します。
　表紙の次に内表紙をつけ、それには表題、酪農学園大学大学院獣医学研究科獣医学専攻博士課程、氏名、所属、研究指導分野、指導教員の職名、氏名、年度（西暦）を表示します。
⑷　本文
　ⓐ　用紙：Ａ４判の上質紙を使用し、横書きにしてください。余白は以下が標準です。（左　３センチ、右　２センチ、上　３センチ、下　３センチ）

表　紙

表　　題

氏名

背表紙

表題

氏名

年 度

内表紙

表　　題

酪農学園大学大学院
獣医学研究科
獣医学専攻博士課程

氏名
研究指導分野
指導教員　職名　氏名
年度(西暦)

内表紙の例

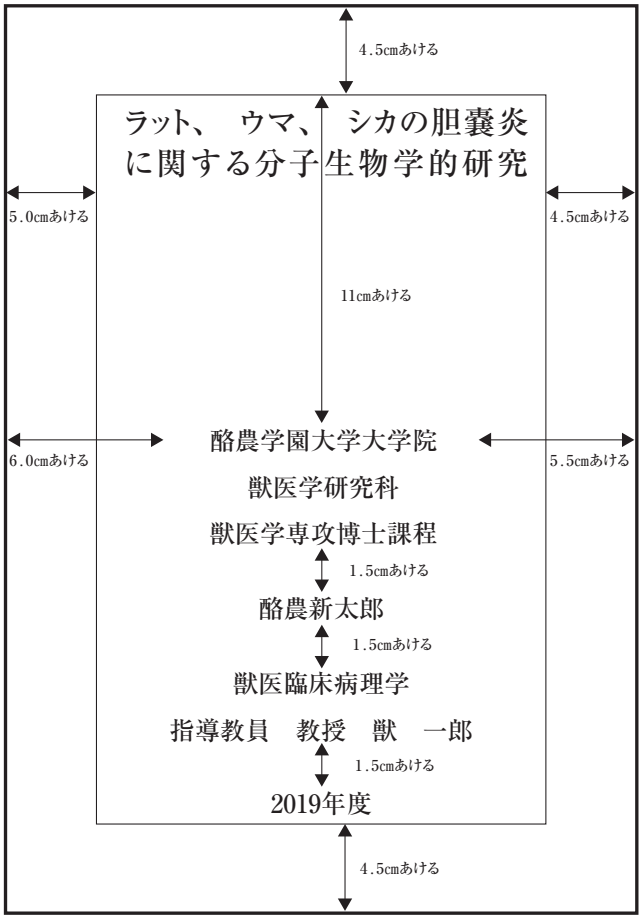

本　文

(b) ページ：各ページの右肩もしくは下余白中央部にページ番号をつけてください。
(c) 行数・字数：アプリケーションソフトを用い本文は12－16ポイント程度の読みやすい印字で、Ａ４判の用紙に１行30～40字、１ページは25～30行で印刷してください。
(d) 日本文の場合現代仮名づかい・送りがなを用い、漢字は原則として常用漢字を用いてください。
(e) 句読点は、[、] てん [,] コンマ [。] まる [.] ピリオドの区別を論文全体として統一性を持たせ、明瞭に印字してください。

(5) 英文要旨の作成について
以下の要領で作成してください。
(a) 用紙：Ａ４上質紙
(b) 余白：左３センチ、右２センチ、上３センチ、下３センチ
(c) フォント：times new roman、11ポイント
(d) 行数：１ページ30行
(e) 頁数：３ページ以内
(f) 体裁：「学位論文要旨の作成について」の体裁に準拠し、論文タイトル以降を英文で記載する。ページトップの学位論文要旨は記載しなくて良い。
(g) 挿入場所：学位論文本体の一番最後

(6) 論文の構成：各項目の見出しは内容によって適宜変更することも可能です。

例１

目次
凡例（省略の説明）
緒言（または緒論）
材料と方法
結果（または成績）
考察
総括（または結論）
謝辞
引用文献
英文要旨

体裁はおおむね上記のようですが、すでに雑誌等に複数の論文として投稿していたり、これから投稿する複数の論文をまとめるような場合にはいくつかの章に分けることも可能です。

例２

1 目次
2 凡例（省略の説明が必要な場合）
3 緒言（全体的な緒言と論文の各章の概略を示す）
4 各章ごとに以下のように
第Ⅰ章　題名
1. 小緒（または序文）
2. 材料と方法
3. 結果（または成績）
4. 考察
5. 小括
第Ⅱ章　以下第Ⅰ章と同様の項目で書く。
・
・
第Ⅲ章　……
5 総括
6 謝辞
7 引用文献（引用文献は論文全体を一貫して番号をつける）

8　付図説明
9　英文要旨
また内容によっては、結果と考察を一括した方が理解しやすい場合があるので、その際は変更することも可能です。

例 3

目次
緒言（または緒論）
第Ⅰ章　題名　　頁
1.　序文　　5
2.　材料と方法（材料および方法）　　6
3.　結果（または成績）と考察　　8
4.　小括　　10
第Ⅱ章　題名
以下第Ⅰ章と同様の項目で書いていく
第Ⅲ章　……
総括　　頁
謝辞　　頁
引用文献　　頁
付図および付図説明　　頁
英文要旨

(7)　図表：図（写真）表は、一貫した番号をつけ、必ず本文中の引用説明箇所にその番号を記載してください。図（写真）表等は原則として本文中にそれらの番号が記載されている付近に挿入してください。もし文末にまとめて写真などを編集する場合は前述の例のように［付図および付図説明］等の章を設けるとよいでしょう。

(a)　表：原則として横罫線のみとします。
表題は上部に、また細かな説明や省略の説明は脚注に加えます。日本語の論文の場合、表の説明は日本語を用います。

(b)　図　写真：表題は下部に記述します。
グラフ等はできるだけ理解しやすいように作成し、形態的な写真や図等には必ずスケールや倍率を明示してください。

図の例

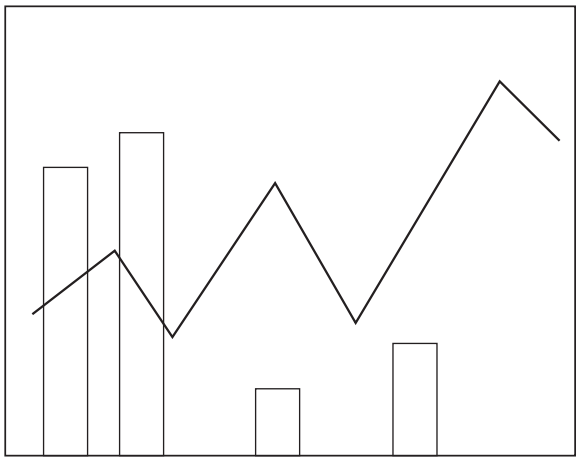

図22．陽性率の比較と出現リンパ球数の推移

表の例

表12．陽性個体と出現リンパ球数の推移

実験群	対照群	投薬群
ＤＤＹ	12(22.6)*	2(35.2)
ＡＫＲ	16(34.5)	1(45.6)
合　計	28(28.5)	3(40.2)

＊（　）内の数字は平均リンパ数を表す

(c) 写真は厚めの台紙に十分接着させることが必要です。ただ台紙は厚すぎるとページをめくるときに不便なので適当な用紙（ケント紙）を用いて、ページを開きやすいように製本してください。

台紙の中には右の図のように上下３㎝、左３㎝、右２㎝の余白を残して、この範囲内にはまるように適宜配置します。また、場合によりカラー印刷を用いてもかまいません。

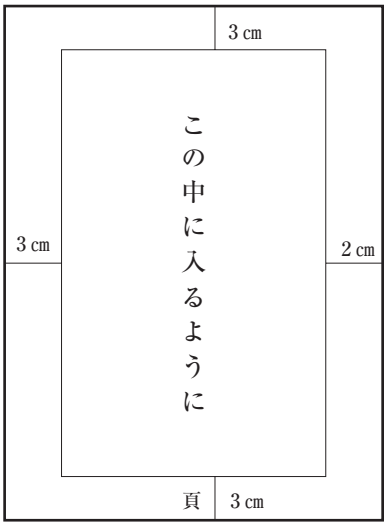

(8) 学名：動植物や病原体等の学名はアンダーラインを引くか、斜体文字（*Italic*）で表してください。それらの記載は各専門分野の記名様式にしたがってください。

例） Nippostrongylus brasiliensis（Travassos,1914）
Nippostrongylus brasiliensis（Travassos,1914）

(9) 和名：動植物学的な和名は、原則としてカタカナで記載しますが、文章中の流れで論文全体で統一性があれば漢字の使用も可能です。

例） ウシ　和牛　乳用牛　イヌ　日本犬　ネコ
日本猫　エゾユズリハ

(10) 引用文献

引用文献は謝辞の後に記載してください。作成は J.Vet.Med.Sci のスタイルに準拠します。

(a) 本文中の引用：本文中では著者名２名までとし、３名以上は［○○ほか］あるいは［○○et al.］と記述してください。

(b) 引用文献リストでの配列：筆頭著者および共著者の姓のＡＢＣ（アルファベット）順とし、１、２……の番号をつけてください。本文中の引用箇所には［１］［2-5,7］［1,7-9］のように対応する文献番号を引用してください。

引用文献の記載は下記の例にならってください。

同一筆頭著者の論文が複数続く場合
単著を先にする。２人、３人…の順に記載する。
２名以上の場合は２人目、３人目…の姓のＡＢＣ順にする。
全く著者が同じ場合は発行の早い順にする。

(c) 雑誌名の省略

ISO4-1972（E）：Documentation International Code for the Abbreviation of Titles of Periodicals,and ISO833-1974（E）：Documentation International List of Pedical Title Word Abbriviation.の記載による。なお、邦文雑誌については、略名を使わないこととします。

(d) 雑誌論文の記載例：

著者，発行年，題名，誌名（斜体文字かアンダーライン），巻数およびページ数.

1．Saigo,T.1987.Fate of proteins of Homo sapiens in outer space. *Astorol.Res*.55:123-126.
2．Saigo,T.and Suzuki, H.1985.First record of *Echinococcus multilocularis* from a *Hippopotamus amphibius* in Hokkaido. *J.Parasitol*.55:145-156.
3．Saigo,T., Asada,T.and Mifune,T.1980.Immune response in bacterial infections of domestic cattle in Africa Inf.Dis.64:123-126.
4．中村太一1987. 秋田県の食中毒と宴会の関係. 自民獣医学雑誌. 44：22-26.
5．佐藤隆文，松田　宏　1990, 競走馬盲腸内細菌相と重賞レースの戦績の関連. 競馬新報. 33：26-28.

(e) 単行本などの記載例：

著者，発行年，版，巻号，発行所およびその所在地

11. Clinton,L.and Kennedy,J.F.1976.Economical biology and ecology of LDP of Japan.pp.115-163.*In*：Handbook for Representatives of Japan.Vol.Ⅱ(Hosokawa M.,and Ozawa,I.eds.)The Parliament Press of Japan,Nagata-choTokyo.

(f) 数字単位略語：数字は算用数字を用い、単位および略語も J.Vet.Med.Sci.に準じます。

修士（獣医保健看護学）の学位論文作成の手引き

1．はじめに：学位論文の提出

修士課程の学生は学位取得のため学位論文を提出し、審査を受ける必要があります。

研究の進行や論文の作成にあたっては指導教員と密接に連絡を取ると共に、学位論文は原則的に本作成の手引きを参考に作成し、所定の期日までに４部を研究科長に提出してください。

なお、審査終了後、附属図書館での保管用に１部提出してください。

2．学位論文要旨の作成について

⑴　言語：日本語
⑵　用紙：Ａ４上質紙
⑶　余白：左３センチ、右２センチ、上３センチ、下３センチ
⑷　フォント：明朝体で11ポイント
⑸　行数：１ページ30行
⑹　頁数：２ページ以内
⑺　本文：必要に応じて【　】を用いて項目を記載しても良い
⑻　体裁：右図のとおり

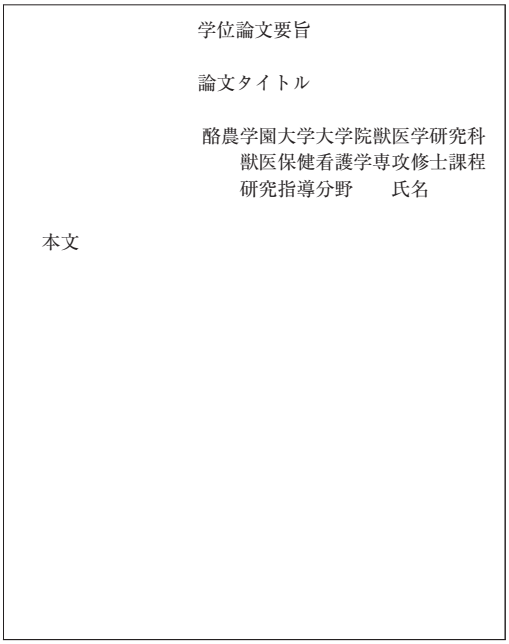

3．学位論文の作成について

学位論文の体裁：論文の内容やテーマはそれぞれの研究の分野によって異なりますが、原則的に以下のような体裁になります。

⑴　論文に用いる言語：論文は原則的に日本語、または英語で作成し、英文は、必ず native　speaker の校閲を受けてください。

⑵　製本：論文は仮製本して４部提出することになっています。

⑶　表紙：以下の例示を参考にして作成してください。

表紙には表題と氏名を、背表紙には表題、氏名と年度（西暦）を表示します。

表紙の次に内表紙をつけ、それには表題、酪農学園大学大学院獣医学研究科獣医保健看護学専攻修士課程、氏名、所属、研究指導分野、指導教員の職名、氏名、年度（西暦）を表示します。

⑷　本文

ⓐ　用紙：Ａ４判の上質紙を使用し、横書きにしてください。余白は以下が標準です。（左　３センチ、右　２センチ、上　３センチ、下　３センチ）

ⓑ　ページ：各ページの右肩もしくは下余白中央部にページ番号をつけてください。

ⓒ　行数・字数：アプリケーションソフトを用い本文は12－16ポイント程度の読みやすい印字で、Ａ４判の用紙に１行30～40字、１ページは25～30行で印刷してください。

ⓓ　日本文の場合現代仮名づかい・送りがなを用い、漢字は原則として常用漢字を用いてください。

ⓔ　句読点は、［、］てん［，］コンマ［。］まる［．］ピリオドの区別を論文全体として統一性

表　紙

表　　題

氏名

背表紙

表題

氏名

年度

内表紙

表　　題

酪農学園大学大学院
獣医学研究科
獣医保健看護学専攻修士課程

氏名
研究指導分野
指導教員　職名　氏名
年度(西暦)

内表紙の例

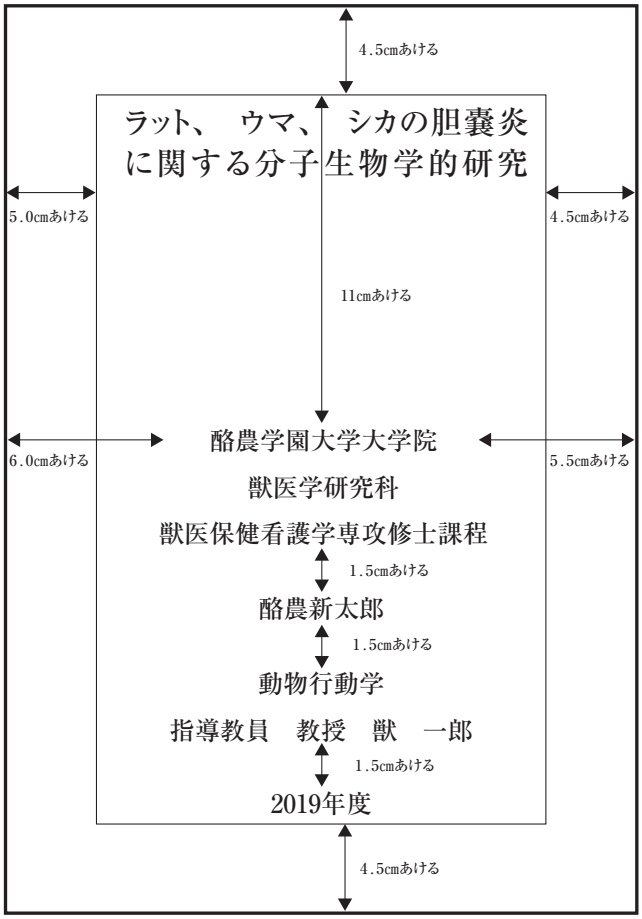

本　文

を持たせ、明瞭に印字してください。

(5) 論文の構成：各項目の見出しは内容によって適宜変更することも可能です。

例１

目次
凡例（省略の説明）
緒言（または緒論）
材料と方法
結果（または成績）
考察
総括（または結論）
謝辞
引用文献

体裁はおおむね上記のようですが、すでに雑誌等に複数の論文として投稿していたり、これから投稿する複数の論文をまとめるような場合にはいくつかの章に分けることも可能です。

例２

1　目次
2　凡例（省略の説明が必要な場合）
3　緒言（全体的な緒言と論文の各章の概略を示す）
4　各章ごとに以下のように
　第Ⅰ章　題名
　　1.　小緒（または序文）
　　2.　材料と方法
　　3.　結果（または成績）
　　4.　考察
　　5.　小括
　第Ⅱ章　以下第Ⅰ章と同様の項目で書く。
　　・
　　・
　第Ⅲ章　……
5　総括
6　謝辞
7　引用文献（引用文献は論文全体を一貫して番号をつける）
8　付図説明

また内容によっては、結果と考察を一括した方が理解しやすい場合があるので、その際は変更することも可能です。

例３

目次

緒言（または緒論）

第Ⅰ章　題名　　頁

1.　序文　　5

2.　材料と方法（材料および方法）　　6

3.　結果（または成績）と考察　　8

4.　小括　　10

第Ⅱ章　題名

以下第Ⅰ章と同様の項目で書いていく

第Ⅲ章　……

総括　　頁

謝辞　　頁

引用文献　　頁

付図および付図説明　　頁

(6)　図表：図（写真）表は、一貫した番号をつけ、必ず本文中の引用説明箇所にその番号を記載してください。図（写真）表等は原則として本文中にそれらの番号が記載されている付近に挿入してください。もし文末にまとめて写真などを編集する場合は前述の例のように［付図および付図説明］等の章を設けるとよいでしょう。

(a)　表：原則として横罫線のみとします。

表題は上部に、また細かな説明や省略の説明は脚注に加えます。日本語の論文の場合、表の説明は日本語を用います。

(b)　図　写真：表題は下部に記述します。

グラフ等はできるだけ理解しやすいように作成し、形態的な写真や図等には必ずスケールや倍率を明示してください。

図の例

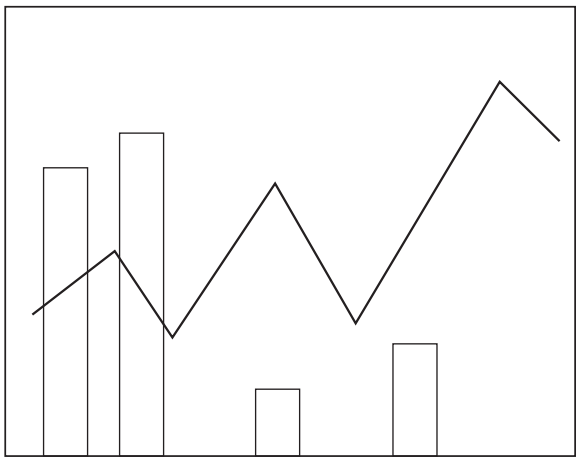

図22．陽性率の比較と出現リンパ球数の推移

表の例

表12．陽性個体と出現リンパ球数の推移

実験群	対照群	投薬群
ＤＤＹ	12(22.6)*	2(35.2)
ＡＫＲ	16(34.5)	1(45.6)
合　計	28(28.5)	3(40.2)

＊（　）内の数字は平均リンパ数を表す

(c)　写真は厚めの台紙に十分接着させることが必要です。ただ台紙は厚すぎるとページをめくるときに不便なので適当な用紙（ケント紙）を用いて、ページを開きやすいように製本してください。

台紙の中には右の図のように上下３㎝、左３㎝、右２㎝の余白を残して、この範囲内にはまるように適宜配置します。また、場合によりカラー印刷を用いてもかまいません。

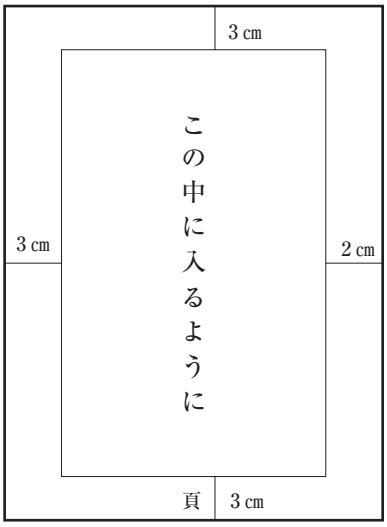

(7) 学名：動植物や病原体等の学名はアンダーラインを引くか、斜体文字（*Italic*）で表してください。それらの記載は各専門分野の記名様式にしたがってください。

例） Nippostrongylus brasiliensis（Travassos,1914）
Nippostrongylus brasiliensis　（Travassos,1914）

(8) 和名：動植物学的な和名は、原則としてカタカナで記載しますが、文章中の流れで論文全体で統一性があれば漢字の使用も可能です。

例） ウシ　和牛　乳用牛　イヌ　日本犬　ネコ
日本猫　エゾユズリハ

(9) 引用文献

引用文献は謝辞の後に記載してください。作成は J.Vet.Med.Sci のスタイルに準拠します。

(a) 本文中の引用：本文中では著者名２名までとし、３名以上は［○○ほか］あるいは［○○et　al.］と記述してください。

(b) 引用文献リストでの配列：筆頭著者および共著者の姓のＡＢＣ（アルファベット）順とし、１、２……の番号をつけてください。本文中の引用箇所には［１］［2-5,7］［1,7-9］のように対応する文献番号を引用してください。

引用文献の記載は下記の例にならってください。

同一筆頭著者の論文が複数続く場合
単著を先にする。２人、３人…の順に記載する。
２名以上の場合は２人目、３人目…の姓のＡＢＣ順にする。
全く著者が同じ場合は発行の早い順にする。

(c) 雑誌名の省略

ISO4-1972（E）：Documentation International Code for the Abbreviation of Titles of Periodicals,and ISO833-1974（E）：Documentation International List of Pedical Title Word Abbriviation.の記載による。なお、邦文雑誌については、略名を使わないこととします。

(d) 雑誌論文の記載例：

著者，発行年，題名，誌名（斜体文字かアンダーライン），巻数およびページ数.

1．Saigo,T.1987.Fate of proteins of Homo sapiens in outer space. *Astorol.Res*.55:123-126.
2．Saigo,T.and Suzuki, H.1985.First record of *Echinococcus multilocularis* from a *Hippopotamus amphibius* in Hokkaido. *J.Parasitol*.55:145-156.
3．Saigo,T., Asada,T.and Mifune,T.1980.Immune response in bacterial infections of domestic cattle in Africa Inf.Dis.64:123-126.
4．中村太一1987.秋田県の食中毒と宴会の関係.自民獣医学雑誌.44：22-26.
5．佐藤隆文，松田　宏　1990,競走馬盲腸内細菌相と重賞レースの戦績の関連.競馬新報.33：26-28.

(e) 単行本などの記載例：

著者，発行年，版，巻号，発行所およびその所在地

11. Clinton,L.and Kennedy,J.F.1976.Economical biology and ecology of LDP of Japan.pp.115-163.*In*：Handbook for Representatives of Japan.Vol.Ⅱ(Hosokawa M.,and Ozawa,I.eds.)The Parliament Press of Japan,Nagata-choTokyo.

(f) 数字単位略語：数字は算用数字を用い、単位および略語も J.Vet.Med.Sci.に準じます。

獣医学研究科学位論文審査基準

【獣医学専攻博士課程】

1．評価項目

学位申請論文の審査には、審査委員会委員が次の６項目について別表の評価基準に基づいて評価する。

⑴　テーマのたて方：独創的、具体的で明確なテーマが設定されていて、それについての適切な仮説や調査項目が分かりやすく整理されて示されていること。

⑵　研究の背景：信頼できる複数の情報源から、これまで明らかになった知見や課題を整理し、自分が明らかにしようとしている研究目的に関連付けて活用していること。

⑶　研究の方法：複数の研究方法や分析の視点から、目的とテーマにふさわしいいくつかの研究方法を用い、明確な分析の視点を示していること。

⑷　研究の結果：実験データや調査などについて整理と解析が十分になされ、焦点に沿って研究した内容を組織的にまとめ、類似点・相違点・重要な型（パターン化）の発見など様々な視点から検討していること。

⑸　考査と結果：研究から明らかになったことについて整理し、専門基礎知識（自分の専門分野の概念や枠組み）を効果的に用いて、独自の考査を展開し、論理的に説明できていること。

⑹　参考論文：適切に引用していること。

2．評価方法及び判定

⑴　各審査委員が、別表の評価基準に基づいて各評価項目を５点、３点、１点で評価する。

⑵　論文提出による博士の学位では、全ての審査委員が、15点以上（30点満点）をつけたことをもって、予備審査終了とし、研究科委員会で論文審査（本審査）の承認を行う。本審査では、全ての審査委員が20点以上（30点満点）をつけたことをもって、本審査を終了とし研究科委員会に報告する。

3．審査における必須要件及び最終判定

次の２つの要件を満たし、当該分野に関する十分で広範な知識を有し、自立して研究を行う能力と研究成果を外部に発表（国際学会等）できる能力を備えているかどうかの評価を行い、研究科委員会において博士の学位授与の最終的な合否判定を決定する。

⑴　研究成果の全部又は一部を、筆頭著者として英文の学術原著論文に既に公表していること。

⑵　学位論文発表会で、口頭での発表と質疑応答が論理的かつ明確に行われ、審査委員を納得させたこと。

【獣医保健看護学専攻修士課程】

1．評価項目

学位申請論文の審査には、審査委員会委員が次の５項目について別表の評価基準に基づいて評価する。

⑴　テーマのたて方：実現可能なテーマが設定されており、それについての適切な仮説や調査項目が示されていること。

⑵　研究の背景：複数の情報源から、これまでに明らかになった知見を示し、整理し、自分が明らかにしようとしている研究目的に関連付けていること。

⑶　研究の方法：目的とテーマに沿った研究方法を用い、分析の視点を示していること。

⑷　研究の結果：研究で得られた情報をまとめ、類似点・相違点・パターンなど何らかの法則性を検討していること。

⑸　考察と結論：研究から明らかになったことについて記述し、専門的基礎知識を用いて論理的に説明できていること。

⑹　参考論文：適切に引用していること。

2．評価方法及び判定

⑴　各審査委員が、別表の評価基準に基づいて各評価項目を５点、３点、１点で評価する。

⑵　論文審査では、全ての審査委員が、20点以上（30点満点）をつけたことをもって、本審査を終了とし研究科委員会に報告する。

3．審査における要件及び最終判定

次の２つの要件を考慮し、当該分野に関する専門的知識と実践的能力を身に付け、問題把握・解決能力を備えているかどうかの評価を行い、研究科委員会において修士の学位授与の最終的な合否判定を決定する。

⑴　学位論文発表会で、口頭での発表と質疑応答が論理的にわかりやすく行われたこと（必須）。

⑵　研究成果の全部または一部を、関連する学会等（特許も含む。）で発表していること（必須）。

附　　則

この基準は、2016（平成28）年４月１日から施行する。

〔別表〕

学位論文評価基準（獣医学専攻博士課程）

点数・評価項目	5	3	1
テーマのたて方	独創的で、明確なテーマが設定されており、それについての適切な仮説や調査項目が分かりやすく整理されて示されている。	実現可能なテーマが設定されており、それについての適切な仮説や調査項目が示されている。	実現可能なテーマが設定されているが、仮説や調査項目が分かりにくい。
研究の背景	信頼できるさまざまな情報源から、これまでに明らかにされた先行研究の知見や課題を整理し、自分が明らかにしようとしている内容に関連付けて活用している。	複数の情報源から、これまでに明らかにされた先行研究の知見を示し、整理しているが、自分の研究のテーマとの関連性を十分に示していない。	限られた情報源から、これまでに明らかにされた先行研究の知見を、何かしら紹介しているが、自分の研究テーマとの関係が乏しい
研究の方法	研究のテーマにふさわしい複数の研究方法を用い、明確な分析の視点を示している。研究内容を深化させる分析手段が示されている。	研究の目的とテーマに沿った研究方法を用い、分析の視点を示している。画一的な分析手段となっている。	研究の目的とテーマに沿った分析の視点が十分に示されておらず、簡単な分析手法しか示されていない。
研究の結果	焦点に沿って実験や調査で得られた実験データを図や表を有効利用して組織的にまとめ、類似点・相違点・重要な型（パターン化）の発見など様々な視点から解析している。	実験や調査で得られたデータを図や表を利用してまとめ、類似点・相違点・パターン化など何らかの法則性を示している。	実験や調査で得られたデータを列挙しているのみであり、関連付けてまとめることができていない。
考査と結論	研究から明らかになったことについて整理し、専門基礎知識（自分の専門分野の概念や枠組み）を効果的に用いて、独自の考察を展開し、仮説との整合性など、論理的に説明できている。	研究から明らかになったことについて記述し、専門基礎知識をある程度用いて説明できているが、独自の考察がやや不十分である。	研究から明らかになったことについての記述はできているが、独自の考察が十分にできておらず、論理的な整理がついていない。
参考論文	研究内容との関連性や研究着手の経緯、研究方法、考察の展開において、適切な参考図書や参考文献が必要な数だけ引用されている。	研究の背景における先行研究や研究方法における適切な参考図書や参考文献が必要な数だけ引用されているが考察の展開において、十分には引用されていない。	適切な参考文献が十分には引用されていない。

学位論文評価基準（獣医保健看護学専攻修士課程）

点数・評価項目	5	3	1
テーマのたて方	明確で、実現可能なテーマが設定されていて、それについての適切な仮説や調査項目がわかりやすく示されている。	実現可能なテーマが設定されており、一般的かつ適切な仮説や調査項目が示されている。	曖昧なテーマが設定されており、仮説や調査項目が分かりにくい。
研究の背景	複数の情報源から、これまでに明らかにされた先行研究の知見を整理して示し、自分が明らかにしようとしている内容と関連付けている。	複数の情報源から、これまでに明らかにされた先行研究の知見を整理して示している。	限られた情報源から、これまでに明らかになった先行研究の知見を列挙して示している。
研究の方法	研究の目的とテーマにふさわしい複数の研究方法を用い、明確な分析の視点を示している。	研究の目的とテーマに沿った研究方法を用い、分析の視点を示している。	研究の目的とテーマに関連した研究方法を用いているが、分析の視点が明確になっていない。
研究の結果	実験や調査で得られたデータを図や表を有効利用して組織的にまとめ､類似点・相違点・重要な型(パターン化）の発見など様々な観点から解析している。	実験や調査で得られたデータを図や表を利用してまとめ、類似点・相違点・パターン化など何らかの法則性を示そうとしている。	実験や調査で得られたデータを列挙しているのみであり、類似点・相違点・パターン化など何らかの法則性を検討することが十分になされていない。
考査と結論	研究から明らかになったことについて整理し、専門基礎知識を効果的に用いて、論理的に説明できている。	研究から明らかになったことについて記述し、専門知識をある程度用いて論理的に説明できている。	研究から明らかになったことについての記述はできているが、専門基礎知識を用いて、論理的に説明ができていない。
参考論文	研究内容との関連性や研究着手の経緯、研究方法、考察の展開において、適切な参考図書や参考文献が必要な数だけ引用されている。	研究の背景における先行研究や研究方法における適切な参考図書や参考文献が必要な数だけ引用されているが、考察の展開において、十分には引用されていない。	適切な参考文献が十分には引用されていない。

獣医学研究科　研究ノート配布要領

（趣　　旨）

第１条　酪農学園大学大学院獣医学研究科（以下「研究科」という）の課程修了認定のための学位論文の作成に当たって、研究不正を防止し、学位論文の根拠となる成績が記載された研究ノートの取扱については、この要領による。

（研究ノート）

第２条　研究ノートは、規定の様式のもので研究科から無償で配布する。

２　研究ノートの払出しについては、獣医事務室（Ｂ１-103）に設置している所定の「研究ノート払出記録」に必要事項を記載し受領する。

３　１回の払出しは１冊を限度とする。

（記載方法）

第３条　研究ノートの記載方法は、研究不正を防ぐため、研究ノートの記載上の注意に準拠する。

（提　　出）

第４条　研究科の課程修了認定のための学位論文を提出する時に、使用した全ての研究ノートは学位論文と一緒に指導教員を通じて研究科長に提出しなければならない。

（保　　管）

第５条　提出された研究ノートは獣医事務室の専用の鍵のかかるロッカーに保管する。

２　保管期間は提出後10年間とする。

（閲　　覧）

第６条　研究ノートを閲覧する場合は、研究科長の了解を得てから「研究ノート閲覧記録」に必要事項を記載して閲覧する。

２　閲覧終了後は速やかに獣医事務室に返却する。

（改　　廃）

第７条　この要領の改廃は、本研究科委員会により行う。

附　　則

１　この要領は、2015（平成27）年４月１日から制定施行する。

２　2015（平成27）年度の入学者から適用する。

酪農学園大学大学院
酪　農　学　研　究　科

Rakuno Gakuen University Graduate School
Graduate School of Dairy Science

酪 農 学 専 攻 修 士 課 程

Dairy Science, Master's Course

フードシステム専攻修士課程

Food System, Master's Course

食生産利用科学専攻博士課程

Food Production and Utility Development, Doctoral Course

食品栄養科学専攻修士課程

Food and Nutrition Science, Master's Course

食品栄養科学専攻博士課程

Food and Nutrition Science, Doctoral Course

酪農学研究科の３つのポリシー

酪農学研究科は、酪農学園創立の基本精神に基づいて、酪農学とその関連科学領域に関する精深かつ不断の研究を進め、その成果を広く社会に還元することで人類の福祉と自然環境の保全並びに産業と文化の進展に貢献することを目的とする。本研究科の特徴は、農畜産物生産から流通、加工、消費（栄養学・生活科学を含む）まで一貫して研究できる環境があり、食に関して総合的・科学的な研究ができることである。本研究科は、二つの課程を持ち、修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。博士課程は、専攻分野において研究者として自立した研究活動を行い、専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

アドミッションポリシー

酪農学専攻修士課程

多様化・高度化する酪農学とその関連科学の教育と研究を通して生命・自然を尊ぶ豊かな人間性をはぐくみ、酪農のかかえる物質及びエネルギーの循環に関する諸問題に総合的に対応し得る高度な教育と研究を展開し、国際的視野に立って次世代の酪農学の教育と研究を担う人材を養成する。従って、自然科学分野のみならず人文社会科学分野からも、農業・畜産業に関する知識や技術を活かして人類社会に貢献したいという意欲を持つ人物を求める。

フードシステム専攻修士課程

現代社会において強く要請される食資源・食料の生産・加工・流通から消費に至る安全・安心の確保と、消費者ニーズの的確な評価・判断に関する高度かつ広範な学識を有し、豊かな消費社会の実現のためグローバル経済から地域まで視野に入れて行動できる高い目的意識と強固な使命感を持った指導的役割を担える人材を養成する。従って、食料及びその生産・加工・流通・消費に至る関連分野に高い関心と専門基礎学力を持つ人物を求める。

食生産利用科学専攻博士課程

自然環境を守りながら安全・安心な食料を十分に確保する具体的な方策と学理について、複数の領域を広範な分野から総合的に研究することにより、社会の多様な分野で、高度な専門性を全体の調和のなかで柔軟に活かして活躍できる研究者・指導者となりうる人物を求める。

食品栄養科学専攻修士課程・博士課程

修士課程は、「食」と「人の健康」をつなぐ各分野での深い学識と幅広い経験を体得し、国際的

視野に立ち、高い目的意識と強い使命感を持った指導的役割を担える人材を養成する。従って、食品の素材となる動植物及び微生物に関するサイエンスに対して旺盛な好奇心と基礎学力を有し、加工・調理・栄養・代謝・疾病と健康にいたる諸問題の解決に積極的に挑戦する人物を求める。

博士課程は、それぞれの専門分野における教育・研究を通じて、本学ならではの利点を生かし、農業・食品・人の健康という複数の領域の横断的な思考により、環境にも配慮した人の健康向上に貢献する総合的で高度な知識と技術を備えた研究者・指導者となりうる人物を求める。

カリキュラムポリシー

酪農学専攻修士課程

作物生産科学、家畜生産科学、酪農情報学、環境共生学の専門分野の研究成果を教育に生かしつつ、分野の枠組みにとらわれることなく機能的かつ多岐にわたる教育を展開する。特定の専門性を高めつつも同一専門分野内の他の科目との関連性を学び、学生が広い視野に立ち、特定の専門に偏ることのない精深な知識と高度な判断力を修得できるよう計画し、幅広くバランスのとれた知識を修得できるように教授する。

フードシステム専攻修士課程

食資源利用システム（農・畜産食品学）、食料政策システム（食品政策論・食品流通論）、経営管理システム（経営管理論・食品情報システム論）の３分野で構成し、これらを通じて、食品の企画開発のためのシステムの構築、世界的な食料需給を踏まえ安全・安心に配慮した食品の流通、流通コストの低減や情報システムを活用した企業の経営管理のあり方などについて考察する能力を培う。さらに、食料経済や食文化などの関連分野の教育も展開し、“食”に関する総合的な知見を深め、フードシステムの専門家として活躍するための高度な専門的知識を教授する。

食生産利用科学専攻博士課程

修士課程における酪農学・作物生産科学・家畜生産科学・酪農情報学・環境共生学及びフードシステムの専門分野の教育研究成果を生かしつつ、最新かつ精深な知識や技術を深く学び習得して相互に連携し、その関連専門分野で多岐にわたって教育を展開する。さらに、酪農学と環境共生学、フードシステムに関する課題を総合的に探求して、自ら考えて解決する能力を養うよう教授する。

食品栄養科学専攻修士課程・博士課程

修士課程は、新規食品素材開発及び食と機能性に関する教育研究を基盤とし、食の高付加価値化を発展させ「食素材の質の向上と機能性の探求」に「栄養と人の健康」といった分野を加えて特化させる教育を実施する。また、演習科目によって、専門分野における高度な知識だけでなく、高いコミュニケーション能力やリーダーシップ能力を培うことができるよう教授する。

博士課程は、修士課程と同様に食品の加工特性、栄養機能、健康栄養及び食環境管理の４つの専

門分野とそれぞれに２つの研究指導分野で構成されている。修士課程で学んだ専門知識をさらに深く学び、最新の知識や技術を習得して相互に連携することで、食と健康に関する課題を総合的に探求して、自ら考えて解決する能力を養うよう教授する。

ディプロマポリシー

酪農学専攻修士課程

所定の単位を取得し、以下の能力を有する人物に学位を授与する。

・酪農学とその関連科学の教育と研究に寄与し、境界領域、複合領域における課題を解決する能力
・高度の持続的研鑽により、広い視野に立って精深な学識を備え、酪農学の分野における指導者、技術者、研究者にふさわしい個性的かつ創造的で高い能力

フードシステム専攻修士課程

所定の単位を取得し、以下の能力を有する人物に学位を授与する。

・食品を商品化する上での課題の把握や、新商品企画のためのシステムを構築する能力
・世界の食料問題にも目を向けつつ、食料産業の担い手及び食品流通の専門家として活躍できる能力

食生産利用科学専攻博士課程

所定の単位を取得し、以下の能力を有する人物に学位を授与する。

・社会において必要とされている研究課題を見極めるとともに、酪農学と環境共生学、フードシステム、その関連科学の教育・研究に寄与し、境界領域、複合領域における課題を解決する能力
・高度の持続的な研鑽により、国際的な視野に立って精深な学識を備え、酪農学・環境共生学、フードシステムの分野における高度な専門技術者、研究者にふさわしい個性的かつ創造的能力

食品栄養科学専攻修士課程・博士課程

修士課程においては、所定の単位を取得し、以下の能力を有する人物に学位を授与する。

・幅広く深い教養と高度な専門知識・技術及び総合的な判断力を有し、健全で人間性豊かな生命観と社会的使命感を有するとともに、それを達成する能力
・食品の機能性と疾病予防並びに人の健康に関する教育・研究に寄与し、さらに発展させる能力

博士課程においては、修士課程を修了することに加えて、以下の能力を有する人物に学位を授与する。

・社会において必要とされている研究課題を見極めるとともに、課題に対して自ら考え積極的に取り組み、関連分野の研究の発展に寄与し、社会に発信する能力
・国際的な視野を持ち、将来の食品分野の教育・研究においてリーダー的役割を果たすことができる能力

酪農学園大学大学院酪農学研究科規程

（趣　　旨）

第１条　この規程は、酪農学園大学大学院学則（以下「学則」という。）の規定により、酪農学園大学大学院酪農学研究科（以下「研究科」という。）について必要な事項を定める。

（専　　攻）

第２条　本研究科に次の専攻を置く。

酪農学専攻
フードシステム専攻
食生産利用科学専攻
食品栄養科学専攻

（課　　程）

第３条　本研究科の課程において、酪農学専攻及びフードシステム専攻の課程は、修士課程とする。食生産利用科学専攻の課程は、博士課程とする。食品栄養科学専攻の課程は、修士課程及び博士課程とする。

（入　　学）

第４条　本研究科修士課程に入学できる者は、学則第10条各号の一に該当する者で、本研究科の行う選考に合格した者とする。博士課程に入学できる者は、学則第11条各号の一に該当する者で、本研究科の行う選考に合格した者とする。

（転入学及び再入学）

第５条　学則第15条に該当する者が、本研究科に転入学又は再入学を願い出た場合は、欠員のあるときに限り、選考の上、入学を許可することがある。

（授業科目）

第６条　授業科目及び単位は、別表のとおりとする。

２　授業科目の各年次に対する配当及び毎週授業時間数は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

（修士課程の修了要件）

第７条　修士課程の修了要件は、大学院に２年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。この場合において、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

（博士課程の修了要件）

第８条　博士課程の修了要件は、大学院に３年以上在学し、食生産利用科学専攻においては11単位以上、食品栄養科学専攻においては６単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に２年以上在学すれば足りるものとする。

（他大学の大学院における授業科目の履修等）

第９条　本研究科において教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、学生が他大学の大学院の授業科目を履修し、又は外国の大学の大学院において学修することを認めることができる。

２　前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については、修士課程及び博士課程を通して10単位を超えない範囲で前条の規定により修得すべき単位の一部とみなすことができる。

３　本研究科において教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、学生が他大学の大学院又は研

究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

（履修方法）

第10条　授業科目の単位を修得するには、当該授業科目を履修し、かつ、試験に合格しなければならない。

2　各授業科目の試験は、当該授業科目の授業が終了した学期末に行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、臨時に実施することがある。

3　本研究科修士課程において、指導教員が特に教育・研究上必要と認めた場合に限り、20単位（ただし、１年間10単位）、教職課程に係る履修科目を含む場合は40単位（ただし、１年間20単位）をそれぞれ超えない範囲で農食環境学群の特定の授業科目を履修することができる。ただし、いずれの場合も修了要件単位数に含めない。

4　本研究科博士課程において、指導教員が特に教育・研究上必要と認めた場合に限り、20単位（ただし、１年間10単位）を超えない範囲で農食環境学群の特定の授業科目を履修することができる。さらに専修免許状の取得を目的とする場合に限り、24単位（ただし、１年間12単位）を超えない範囲で修士課程の特定の授業科目を履修することができる。ただし、いずれの場合も修了要件単位数に含めない。

5　授業科目の履修方法の細目については、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

（成　　績）

第11条　授業科目の試験の成績は、優・良・可及び不可の４種とし、優・良・可を合格とする。

（学位論文の提出）

第12条　学位論文は、本研究科の定める期日までに提出しなければならない。

（学位授与）

第13条　修士（農学・食品栄養科学）及び博士（農学・食品栄養科学）の学位は、本研究科所定の修了要件を満たした者について、研究科委員会の議を経て、本学大学院委員会で認証の上授与する。

（科目等履修生）

第14条　本研究科において、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として履修を許可することがある。

2　科目等履修生を志願する者は、当該授業科目について相当の学力があると認められた者でなければならない。

（特別科目等履修生）

第15条　本研究科において、特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他大学又は外国の大学の大学院の学生があるときは、研究科委員会の議を経て、特別科目等履修生としてこれを許可することがある。

（研 究 生）

第16条　本研究科において、研究指導を受けようとする者があるときは、研究科委員会の議を経て、研究生としてこれを許可することがある。

2　研究生を志願する者は、修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められた者でなければならない。

（科目等履修生、特別科目等履修生及び研究生の許可）

第17条　第14条、第15条及び前条の許可は、学期又は学年ごとに行う。

（委 託 生）

第18条　学則第29条の規定による委託生の入学については、研究科委員会の議を経て、許可することがある。

（外国人留学生）

第19条　学則第29条の規定による外国人留学生の入学については、研究科委員会の議を経て、許可することがある。

附　則

この規程は、1981（昭和56）年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、1988（昭和63）年４月１日から施行する。なお、第２条及び第３条は1988（昭和63）年度以降の入学者に適用する。

附　則

この規程は、1989（平成元）年４月１日から施行する。なお、第２条及び第３条は1989（平成元）年度以降の入学者に適用する。

附　則

この規程は、1990（平成２）年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程は、1991（平成３）年４月１日から施行する。

2　この規程施行の際、従前の規程を全文改定し、1990（平成２）年度以前の入学者については、なお従前の規程による。

附　則

1　この規程は、1991（平成３）年11月14日から施行し、1991（平成３）年７月１日から適用する。

2　規程第６条第１項の規定は、1992（平成４）年度入学者から適用し、1991（平成３）年度以前の入学者については、なお従前の規程による。

附　則

この規程は、1995（平成７）年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程は、1996（平成８）年４月１日から施行する。

2　規程第10条第３項の規定は、1995（平成７）年11月30日から施行し、1995（平成７）年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、1997（平成９）年２月20日から施行し、規程第10条３項は、1996（平成８）年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、1998（平成10）年９月１日から施行し、規程第４条は1998（平成10）年４月１日から適用する。

附　則

1　この規程は、2000（平成12）年10月１日から施行する。

2　規程第10条第３項および第４項の規定は、2000（平成12）年度入学者から適用し、1999（平成11）年度以前の入学者については、なお従前の規程による。

附　則

この規程は、2002（平成14）年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、2003（平成15）年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、2016（平成28）年４月１日から施行する。

※別表は94～98頁と同じにつき省略します。

教員組織および研究指導分野

酪農学専攻　修士課程

専門分野（専攻部門）	研究指導分野（専攻学科目）	指導・担当教員氏名	研究内容
作物生産科学	土壌植物栄養学	教　授　澤本　卓治	土壌を中心とした物質循環を研究対象としている。具体的には、土壌やふん尿処理過程から発生する温室効果ガスの動態や、土壌中の養分の挙動について研究を実施している。
		准教授　小八重善裕	圃場における物質循環を作物栄養学の視点でとらえ栽培に生かす研究を行う。特に菌根などの共生システムを分子生物学的手法を用いて理解する。
	病理・害虫学	教　授　園田　高広	アスパラガスの病害抵抗性育種に関する研究およびトマトのエンドファイト（共生菌）を使った栽培法の試験。
		准教授　岡本　英竜	土壌や堆きゅう肥の農畜産環境や水圏、大気などあらゆる環境の複合微生物群集を解析し、微生物生態を明らかにする研究を行っている。
		准教授　中平　賢吾	持続可能な農業害虫の防除体系の確立を目指して、害虫と天敵の生活史や行動などの基礎生態の解明や、農業現場における害虫の発生メカニズムの解明、天敵昆虫の利用法の開発などに関する研究を行っている。
	飼料作物学	教　授　義平　大樹	飼料作物（トウモロコシ、牧草、麦類）と食用作物（麦類、豆類）における多収と高品質を両立できる栽培技術の確立と、その乾物生産過程からみた要因解明について研究する。
		教　授　岡島　　毅	①牧草や飼料作物の生産利用、②牧草と家畜との相互作用、③牧草類を主とした植物と人間とのかかわりに関する研究、および④それらに関連する研究成果の学校教育現場への応用
		教　授　三枝　俊哉	寒地における資源循環型の持続的な草地管理および粗飼料生産技術の確立を目指す。①主要草種の生育特性解明、②草地の草種構成制御、③草地飼料畑の養分動態解明に取り組む。
	植物遺伝学	教　授　我妻　尚広	圃場での雑草や生態系での野生植物の営みを分子生物学的な手法で明らかにし、それらの雑草や野生植物集団の遺伝構造を推測し、伝来や拡散過程を研究する。
		准教授　岡本　吉弘	自殖性作物、特にイネの半数体育種法における諸問題に取り組む。①葯培養効率の技術改善、②葯培養法以外の半数体育種法の確立、③葯培養効率の遺伝子マッピング、④ＤＨＬｓやＲＩＬｓなどのイネ実験系統群の作出。これらの研究には、栽培種のジャポニカに限らずインディカや、野生種を利用する。
		准教授　森　　志郎	園芸植物、特に花き園芸植物を対象として組織培養による優良個体の増殖や植物バイオテクノロジー（胚救出や染色体倍加など）を利用した育種に取り組む。
	酪農機械学	教　授　小宮　道士	研究内容は、効率的な給餌のための自動化に関する研究、バイオディーゼル燃料の製造と物性および燃焼特性の解明、酪農場におけるエネルギー利用の実態と改善などである。
家畜生産科学	家畜繁殖学	教　授　堂地　　修	①ウシ胚の効率的な生産方法の開発、②ウシ卵子および胚の超低温保存技術の開発、③胚移植の受胎率向上と有効利用、④高泌乳牛の繁殖生理の特性、⑤牛の繁殖管理技術の向上
		教　授　今井　　敬	①ウシ体外受精胚における発生率向上および受胎性評価技術に関する研究　②ウシ雌雄産み分け技術の高率化に関する研究　③家畜胚の新しい生産技術の開発に関する研究
		教　授　菅野美樹夫	１）疾病予防を目的とした農場の衛生管理に関する調査･研究 ２）ブタの放牧に対するストレスとの関係に関する研究 ３）生産性を目的としたブタの効率的な繁殖管理に関する研究
		准教授　森好　政晴	１）生殖工学技術による不妊症牛の治療法の開発に関する研究 ２）生産動物の繁殖管理における内分泌検査の利用に関する研究
	遺伝・育種学	教　授　佐藤　元昭	遺伝の基本となる配偶子形成過程や胚発生過程において、細胞分化および細胞分裂機構等について、主に昆虫を材料として細胞形態学的に各種顕微鏡法を用いた解析を行っている。

注）下線のある教員は、担当教員のみ。

専門分野 (専攻部門)	研究指導分野 (専攻学科目)	指導・担当教員氏名	研　究　内　容
家畜生産科学	遺伝・育種学	教　授　寺脇　良悟	ホルスタイン乳牛の生産寿命に関する統計育種学的分析を行い、遺伝評価方法と改良戦略を検討している。生存時間解析の家畜育種分野への応用を研究している。
		准教授　天野　朋子	1．家畜における乳と肉の生産に関わる遺伝子の研究 2．家禽における卵と肉の生産に関わる遺伝子の研究 3．家畜と家禽の適切な管理に関わる抗病性や繁殖能力、気質などの形質を制御する遺伝子の研究
	家畜栄養学	教　授　中辻　浩喜	土地利用型乳肉生産システムを土―草―家畜を巡る物質循環として捉え、飼料のエネルギー利用効率および単位土地面積当たりの家畜生産量の観点から総合的に評価する。
		教　授　髙橋　俊彦	畜産現場に於ける家畜・農場・地域の衛生管理と感染症対策。哺育・育成期の細菌、ウイルス、消化管内線虫等の防除対策や、牛と野生動物間の感染症に関する調査研究。
		教　授　泉　賢一	乳牛の第一胃内栄養生理と採食量、乳生産の関係。乳牛群の栄養管理およびその評価方法に関する研究。
		教　授　加藤　敏英	1）家畜の感染症治療と予防に関する研究（特に牛呼吸器感染症に対する抗菌剤治療） 2）牛臨床における薬剤耐性菌対策 3）乳牛の乾乳期分娩前の乳汁性状と乳房炎の関係について
		准教授　山田　未知	豚や鶏におけるエコフィードの活用法や給与飼料が十分活用されるような飼養環境の改善について研究を行う。また、養豚においては効率的な子豚生産のために、その繁殖性改善のための研究も併せて行う。
	家畜管理学	教　授　森田　茂	家畜の動作・活動（採食行動、休息行動、人に対する反応）を解析するとともに、家畜の社会行動から家畜同士の関係を把握することで、家畜の習性に配慮し、洗練化された飼養管理技術の構築を目指す。
		教　授　山田　弘司	人と動物の関係学の研究として、アニマルセラピーや乗馬療法の効果、人とペットの関係調査、動物のストレス反応や性格・気質測定、動物園動物の展示と行動調査を行っている。
		准教授　猫本　健司	ふん尿の循環利用・窒素収支に関する研究、搾乳関連排水の低コスト処理、温室効果ガスの発生実態などを検討している。今後は「実践」にふさわしい新たなテーマも取り組む。
		准教授　能田　淳	様々な気候風土に適した家畜管理を行うために、異なる飼育環境の状況把握を行う。環境衛生の立場から、人、家畜、自然環境の相互関係に配慮した家畜管理の構築を行う。
	酪農生物化学	教　授　小澤　修二	農業・家畜生産に関わる天然有機化合物を化学的立場から解明し、それらの応用、利用を図る。特に植物二次代謝産物の機能に着目した低・未利用有機物資源の有効化を検討する。
酪農情報学	酪農経営情報学	※　未定	
	農業経営学	教　授　吉野　宣彦	1）酪農経営分析支援プログラムを開発し、酪農地帯3農協の経営改善をサポートするシステム構築。2）豊浦町における「生薬の里」づくりによる地域振興に係る調査研究。3）別海町における酪農環境保全体制の確立に係る調査研究。
		准教授　吉岡　徹	農業経営における、経営戦略の立案と実践方法について 地域営農システムの展開条件と方向性に関する研究 農業支援システムの成立要件と発展方向に関する研究
	酪農政策学	教　授　井上　誠司	地域農業のシステム化、ならびに地域農業振興計画の有効性に関する研究を行っている。
		教　授　小糸健太郎	酪農の生産性に関する研究、農家の技術選択に関する研究、食品廃棄物・副産物利用の現状とその利用に関する研究を行っている。
	農業市場学	教　授　相原　晴伴	米・青果物・牛乳・食肉・畑作物などの農畜産物・食料の販売・流通・需給、産地による有利販売のための戦略を研究している。

注）下線のある教員は、担当教員のみ。

専門分野（専攻部門）	研究指導分野（専攻学科目）	指導・担当教員氏名	研究内容
環境共生学	野生動物学	教授　佐藤　喜和	北海道を代表する野生動物であるヒグマを中心に、その生態を理解し、人間との軋轢を最小化するため、野外調査から室内実験、データ解析まで様々な手法を用いた研究を行う。
		准教授　伊吾田宏正	野生動物管理の重要な要素である狩猟について、その生態学的・社会的役割を追求するため、狩猟に関する動向や意識、狩猟鳥獣の生態および効率的捕獲手法等を研究する。
		准教授　鈴木　透	野生動物・生物多様性と人間社会との共生を図るために、保全生物学・景観生態学的なアプローチを用いた基礎的・応用的な研究を行っている。
		准教授　森　さやか	野生動物の生態や行動、進化についての基礎的な研究を基盤としつつ、保全に関わる応用的研究にも取り組む。野外調査を重視するが、GIS 解析、DNA 解析などの手法も用いて研究を行っている。主要な研究対象は、野生鳥類。
		准教授　立木　靖之	地域の生物多様性と社会の境界線上に生じる軋轢の解決を目的に、国内外のフィールド調査で収集された「事実」に基づき、両者にとっての利益を見出し、共存する方法を探求する。
		准教授　原村　隆司	野生動物の行動や生態に関する研究を行なっている。研究対象とする生物は、主として両生類または昆虫類の各種で、基礎的研究に重点をおいて調査を行なっている。
	国際環境情報学	教授　金子　正美	GIS（地理情報システム）及びリモートセンシング技術を用いて環境の現状と変化を空間的に解析し、それを活かしたアジアと地域の環境政策立案、環境管理手法の研究を行う。
		教授　押谷　一	自然環境と共生するための社会システム（人々の意識や行動、法制度・規制や経済的手法など）のあり方について検討する。
		教授　星野　仏方	主にアジアの生態・環境となりわいの長期変動のモニタリングと解析と研究を行なっている。
		准教授　小川　健太	衛星、航空機、無人機からの計測（＝リモートセンシング）、GIS、GPS 等を用いた森林や農地のモニタリング、気候変動の予測、環境政策の立案等への情報活用に関する研究
	地球環境保全学	教授　遠井　朗子	環境条約の実効性を日本について、国内法における環境条約の受容の程度を実証し、評価することにより検討している。特に生物多様性・自然保護関連条約に焦点を当てている。
		教授　保原　達	陸上生態系内の現象に潜む、目に見えない仕組みや原因などについて、生物と環境双方の共通項である『物質』を頼りに分析・解明している。
		教授　中谷　暢丈	環境中における生元素や有害物質の生物地球化学的循環過程の解明とその人的相互作用の評価、生物学的・化学的手法を用いた環境評価手法の開発に関する研究を展開する。
		教授　吉田　磨	1）地球温暖化に関する国内外フィールド観測と国際精度分析 2）生物地球化学的物質循環と地球環境変化の解析 3）フィールド観測を用いた持続可能な農業・漁業・観光業創造
		准教授　馬場　賢治	大気・海洋学を中心して、それらに関係する様々な分野の研究を行っている。現場観測による統計解析や気象モデル解析を利用して、現実と理論の双方から場の理解を行う。
		准教授　松山　周平	自然植生や希少植物の保全・管理に関する問題に取り組みながら、その問題の中にある植物の生態や進化に関する研究を行っている。

注）下線のある教員は、担当教員のみ。

フードシステム専攻　修士課程

専門分野（専攻部門）	研究指導分野（専攻学科目）	指導・担当教員氏名	研究内容
食資源利用システム	農・畜産食品学	教授　樋元　淳一	農産物、主として青果物の収穫以降の貯蔵、選別、輸送、包装､加工などの様々な過程における品質の維持向上に関する、施設、資材、機械、技術に関する研究を行っている。
食料政策システム	食料政策論	教授　佐藤　和夫	食品安全性に関する消費者の意識・行動に関する計量経済分析。
		准教授　深澤　史樹	食資源と地域経済の関わりについて、社会科学的アプローチを行っている。とりわけ食品産業のクラスター分析や食資源の利用と地域経済、さらに産業政策への提言を行っている。
	食品流通論	教授　尾碕　亨	食料品の流通問題、市場問題にアプローチするための理論を修得する。また食品流通問題の課題を把握し、食品流通論に関わるこれまでの研究の到達点を明らかにする。
		教授　柳　京熙	食と流通の関連を生産段階から消費段階に至るまで社会経済的側面から分析し、食の供給体系の適切なあり方について提言を行っている。
経営管理システム	経営管理論	教授　阿部　茂	市場対応重視のマーケティング戦略について、技術経営プログラムの視点から検証を行う。独自技術を有する食品製造メーカー及び食品機械メーカーを実証研究する。
	食品情報システム論	教授　發地喜久治	食料経済と食文化の国際比較、土地所有と利用に関係する制度の歴史と現状、具体的内容として、①中国の農畜産業と食文化、②食の安全対策、③日本の土地制度と戦後開拓史
		准教授　三谷　光照	ＩＴの利用による適切な食品の配分、流通コストの低減、安全性の確保のために、通信ネットワーク技術の応用、効率的な流通支援、情報システムのあり方について研究する。

注）下線のある教員は、担当教員のみ。

食生産利用科学専攻　博士課程

研究指導分野（専攻学科目）	指導・担当教員氏名	研究内容
植物資源生産学	教授　岡島　毅	①牧草や飼料作物の生産利用、②牧草と家畜との相互作用、③牧草類を主とした植物と人間とのかかわりに関する研究、および④それらに関連する研究成果の学校教育現場への応用
	教授　義平　大樹	飼料作物（トウモロコシ、牧草、麦類）と食用作物（麦類、豆類）における多収と高品質を両立できる栽培技術の確立と、その乾物生産過程からみた要因解明について研究する。
	教授　我妻　尚広	圃場での雑草や生態系での野生植物の営みを分子生物学的な手法で明らかにし、それらの雑草や野生植物を生態遺伝学的視点に立って適切に利用管理する方法を研究する。
	准教授　小八重善裕	圃場における物質循環を作物栄養学の視点でとらえ栽培に生かす研究を行う。特に菌根などの共生システムを分子生物学的手法を用いて理解する。
	教授　星野　仏方	アフロ・ユーラシア地区における一次性生産力の変化の把握、及び家畜・野生動物の植物資源利用の解析と研究を行う。
	教授　三枝　俊哉	寒地における資源循環型の持続的な草地管理および粗飼料生産技術の確立を目指す。①主要草種の生育特性解明、②草地の草種構成制御、③草地飼料畑の養分動態解明に取り組む。
	教授　澤本　卓治	土壌を中心とした物質循環を研究対象としている。具体的には、土壌やふん尿処理過程から発生する温室効果ガスの動態や、土壌中の養分の挙動について研究を実施している。
	教授　保原　達	陸上生態系内の現象に潜む、目に見えない仕組みや原因などについて、生物と環境双方の共通項である『物質』を頼りに分析・解明している。
動物資源生産学	教授　小宮　道士	研究内容は、効率的な給餌のための自動化に関する研究、バイオディーゼル燃料の製造と物性および燃焼特性の解明、酪農場におけるエネルギー利用の実態と改善などである。
	教授　堂地　修	①ウシ胚の効率的な生産方法の開発、②ウシ卵子および胚の超低温保存技術の開発、③胚移植の受胎率向上と有効利用、④高泌乳牛の繁殖生理の特性、⑤牛の繁殖管理技術の向上
	教授　寺脇　良悟	ホルスタイン乳牛の生産寿命に関する統計育種学的分析を行い、遺伝評価方法と改良戦略を検討している。生存時間解析の家畜育種分野への応用を研究している。
	教授　中辻　浩喜	土地利用型乳肉生産システムを土―草―家畜を巡る物質循環として捉え、家畜生産性および土地生産性に及ぼす要因の解明と土地利用方式まで含めた生産システムの構築を目指す。
	教授　森田　茂	家畜の動作・活動（採食行動、休息行動、人に対する反応）を解析するとともに、家畜の社会行動から家畜同士の関係を把握することで、家畜の習性に配慮し、洗練化された飼養管理技術の構築を目指す。
	教授　今井　敬	①ウシ体外受精胚における発生率向上および受胎性評価技術に関する研究　②ウシ雌雄産み分け技術の高率化に関する研究　③家畜胚の新しい生産技術の開発に関する研究
	教授　髙橋　俊彦	畜産現場に於ける家畜・農場・地域の衛生管理と感染症対策。哺育・育成期の細菌、ウイルス、消化管内線虫等の防除対策や、牛と野生動物間の感染症に関する調査研究。
	教授　佐藤　喜和	北海道を代表する野生動物であるヒグマを中心に、その生態を理解し、人間との軋轢を最小化するため、野外調査から室内実験、データ解析まで様々な手法を用いた研究を行う。

研究指導分野 (専攻学科目)	指導・担当教員氏名	研　　究　　内　　容
動物資源生産学	教　授　中谷　暢丈	環境中における生元素や有害物質の生物地球化学的循環過程の解明とその人的相互作用の評価、生物学的・化学的手法を用いた環境評価手法の開発に関する研究を展開する。
	教　授　加藤　敏英	1）家畜の感染症治療と予防に関する研究（特に牛呼吸器感染症に対する抗菌剤治療） 2）牛臨床における薬剤耐性菌対策 3）乳牛の乾乳期分娩前の乳汁性状と乳房炎の関係について
	教　授　山田　弘司	人と動物の関係学の研究として、アニマルセラピーや乗馬療法の効果、人とペットの関係調査、動物のストレス反応や性格・気質測定、動物園動物の展示と行動調査を行っている。
	教　授　吉田　　磨	1）地球温暖化に関する国内外フィールド観測と国際精度分析 2）生物地球化学的物質循環と地球環境変化の解析 3）フィールド観測を用いた持続可能な農業・漁業・観光業創造
	教　授　菅野美樹夫	1）疾病予防を目的とした農場の衛生管理に関する調査・研究 2）ブタの放牧に対するストレスとの関係に関する研究 3）生産性を目的としたブタの効率的な繁殖管理に関する研究
	准教授　天野　朋子	1．家畜における乳と肉の生産に関わる遺伝子の研究 2．家禽における卵と肉の生産に関わる遺伝子の研究 3．家畜と家禽の適切な管理に関わる抗病性や繁殖能力、気質などの形質を制御する遺伝子の研究
	准教授　山田　未知	豚や鶏におけるエコフィードの活用法や給与飼料が十分活用されるような飼養環境の改善について研究を行う。また、養豚においては効率的な子豚生産のために、その繁殖性改善のための研究も併せて行う。
	准教授　小川　健太	衛星、航空機、無人機からの計測（＝リモートセンシング）、GIS、GPS 等を用いた森林や農地のモニタリング、気候変動の予測、環境政策の立案等への情報活用に関する研究
	准教授　原村　隆司	野生動物の行動や生態に関する研究を行っている。 研究対象とする生物は、主として両生類または昆虫類の各種で、基礎的研究に重点をおいて調査を行っている。
	准教授　森好　政晴	1）生殖工学技術による不妊症牛の治療法の開発に関する研究 2）生産動物の繁殖管理における内分泌検査の利用に関する研究
食資源開発利用学	教　授　阿部　　茂	食品に新たな価値や機能性を付与する、又は生産性を向上する食品加工技術の研究を行うとともに、技術の汎用性拡大を目的としたマーケティング調査を行う。
	教　授　小澤　修二	農業・家畜生産に関わる天然有機化合物を化学的立場から解明し、それらの応用、利用を図る。特に植物二次代謝産物の機能に着目した低・未利用有機物資源の有効化を検討する。
	教　授　樋元　淳一	農産物、主として青果物の収穫以降の貯蔵、選別、輸送、包装、加工などの様々な過程における品質の維持向上に関する、施設、資材、機械、技術に関する研究を行っている。
	教　授　竹田　保之	発酵乳製品の成分変化、加工特性、生体に及ぼす影響などをその製造に関係する乳酸菌の生態および機能性から詳細に解析し、乳製品や乳酸菌の付加価値向上に取り組む。
	教　授　小野寺秀一	1）糖転移酵素を用いた機能性オリゴ糖の創製に関する研究 2）オリゴ糖関連酵素の遺伝子工学的研究 3）新規機能性食品成分の検索とそれらが生体に及ぼす影響
応用食品化学	教　授　金田　　勇	食品をソフトマターとして捉え、主にレオロジー的手法を用いてその物理化学的特性に関する研究を行う。研究対象はハイドロゲルや濃厚コロイド分散体である。
微生物利用学	教　授　山口　昭弘	1）食品微生物と培養細胞を用いた生体相互作用解析系の構築 2）マクロファージを中心とした免疫賦活、抗炎症作用の向上をもたらす機能性食品に関する研究
農業経営政策学	教　授　尾碕　　亨	食品流通の経営管理、主に青果物物流の経営管理に関し、既存研究の到達点を踏まえた課題設定と経済学理論に基づいた実証研究により、課題の構造論的解明の研究を行っている。
	教　授　井上　誠司	地域農業のシステム化、ならびに地域農業振興計画の有効性に関する研究を行っている。
	教　授　小糸健太郎	酪農の生産性に関する研究、農家の技術選択に関する研究、食品廃棄物・副産物利用の現状とその利用に関する研究を行っている。
食料経済学	教　授　發地喜久治	食料経済と食文化の国際比較、土地所有と利用に関係する制度の歴史と現状、具体的内容として、①中国の農畜産業と食文化、②食の安全対策、③日本の土地制度と戦後開拓史
	教　授　柳　　京熙	食と流通の関連を生産段階から消費段階に至るまで社会経済的側面から分析し、食の供給体系の適切なあり方について提言を行っている。

注）下線のある教員は、担当教員のみ。

食品栄養科学専攻　修士課程

専門分野	研究指導分野（専攻学科目）	指導・担当教員氏名	研究内容
加工特性	食品加工特性学	教授　竹田　保之	発酵乳やチーズを対象とし、それらの製造方法と品質特性の関係ならびに関係する乳酸菌の生態や機能性に関して生化学的、微生物学的および分子生物学的手法を用いて解析する。
		教授　舩津　保浩	低利用水畜産資源の有効活用を目的として麹や好塩性乳酸菌等を用いた発酵食品を開発し、その発酵工程で起こる化学成分や呈味成分等の変化と最終製品の品質について調査する。
		講師　栃原　孝志	特定の乳酸菌が産生する粘質物に含まれる菌体外多糖の物理化学的特性、機能性、および食品製造への応用性の解析を行う。
		講師　前田　尚之	加熱食肉製品の製造工程における加工特性に影響する物質の解析を行う。また品質特性に及ぼす筋肉タンパク質や低分子化合物の変化を分析する。
	食品物性学	教授　金田　勇	食品をソフトマターとして捉え、主にレオロジー的手法を用いて、その物理化学的特性に関する研究を行う。研究対象はハイドロゲルおよび濃厚コロイド分散体である。
栄養機能	食品栄養機能化学	教授　小野寺秀一	1）糖転移酵素を用いた機能性オリゴ糖の創製に関する研究 2）オリゴ糖関連酵素の遺伝子工学的研究 3）新規機能性食品成分の検索とそれらが生体に及ぼす影響
		准教授　上野　敬司	1）オリゴ糖の生体調節機能に関する研究 2）糖質関連酵素を用いたオリゴ糖生産に関する研究 3）糖質関連酵素の探索及び機能改変に関する研究
	食品機能生化学	教授　岩﨑　智仁	種々の食品成分が有する機能性について、マウス、ラットならびに畜産動物を用いた骨格筋の可塑性や筋肉タンパク質代謝のシグナル伝達を指標に、分子生物学、生化学、および形態学的手法によって評価解析する。
健康栄養	健康栄養学	教授　大谷　克城	1）食素材の抗酸化機能に関する基礎研究と新規機能性食品の開発研究 2）抗酸化食素材の生体における役割とそのメカニズムに関する研究
		准教授　山口　太一	1）健康の保持増進の為の食事及び運動の方法 2）より良いスポーツパフォーマンス発揮の為のコンディショニング（栄養摂取及びトレーニング）の方法を明らかにする為の研究
		准教授　杉村留美子	生活習慣病の要因と食行動との関連を探り、食事制限を伴う行動変容の難しさを考慮した栄養教育手法を検討する。行動科学理論を用いた食行動変容の促しに関する研究を行う。
	臨床栄養学	教授　若宮　伸隆	1）抗酸化機能を有する食品素材の分析・解析研究 2）健康における補体系の役割研究
		教授　石井　智美	食と健康に関する視点から新規食品の開発と脂質代謝を検討。伝統的発酵食品の免疫賦活作用、栄養代謝の検討。世界の発酵乳の栄養、機能性、特性の検討。伝統的食文化の研究。
		教授　萩原　克郎	1）家畜・野生動物における感染症の疫学と予防・治療研究 2）ウシの免疫機能に関する研究 3）腫瘍免疫に関する研究
		教授　岩野　英知	肝臓は栄養中枢としての役割と共に生体内外の化学物質を解毒する機能も有する。栄養が化学物質代謝にどのような影響を与え疾患に関わるのかという視点で研究を行う。
食環境管理	食品微生物管理学	教授　山口　昭弘	1）食品素材・共生菌の機能性に関する研究 2）食品微生物と培養細胞を用いた生体相互作用の解析
		准教授　村松　圭	糖質が微生物におよぼす影響についての研究を主とし、ビフィズス菌の糖質利用、フラクトオリゴ糖資化性菌の検索、微生物による乳糖の資源活用等の研究を行っている。
	食品環境汚染学	※未定	

注）下線のある教員は、担当教員のみ。

食品栄養科学専攻　博士課程

専門分野	研究指導分野（専攻学科目）	指導・担当教員氏名	研究内容
加工特性	食品加工特性学	教授　竹田　保之	発酵乳製品の成分変化、加工特性、生体に及ぼす影響などをその製造に関係する乳酸菌の生態および機能性から詳細に解析し、乳製品や乳酸菌の付加価値向上に取り組む。
		教授　舩津　保浩	低利用水畜産資源の有効活用を目的として異種筋肉タンパク質を複合した新規食品素材を開発し、そのゲル化特性をレオロジー的特質、タンパク質分析、微細構造等から解析する。
	食品物性学	教授　金田　勇	食品をソフトマターとして捉え、主にレオロジー的手法を用いてその物理化学的特性に関する研究を行う。研究対象はハイドロゲルや濃厚コロイド分散体である。
栄養機能	食品栄養機能化学	教授　小野寺秀一	1）糖転移酵素を用いた機能性オリゴ糖の創製に関する研究 2）オリゴ糖関連酵素の遺伝子工学的研究 3）新規機能性食品成分の検索とそれらが生体に及ぼす影響
	食品機能生化学	教授　岩﨑　智仁	種々の食品成分が有する機能性について、マウス、ラットならびに畜産動物を用いた骨格筋の可塑性や筋肉タンパク質代謝のシグナル伝達を指標に、分子生物学、生化学、および形態学的手法によって評価解析する。
健康栄養	健康栄養学	教授　大谷　克城	1）食素材の抗酸化機能に関する基礎研究と新規機能性食品の開発研究 2）抗酸化食素材の生体における役割とそのメカニズムに関する研究
		准教授　山口　太一	1）健康の保持増進の為の食事及び運動の方法 2）より良いスポーツパフォーマンス発揮の為のコンディショニング（栄養摂取及びトレーニング）の方法を明らかにする為の研究
	臨床栄養学	教授　若宮　伸隆	1）抗酸化機能を有する食品素材の分析・解析研究 2）健康における補体系の役割研究
		教授　石井　智美	食と健康に関する視点から新規食品の開発と脂質代謝を検討。伝統的発酵食品の免疫賦活作用、栄養代謝の検討。世界の発酵乳の栄養、機能性、特性の検討。伝統的食文化の研究。
食環境管理	食品微生物管理学	教授　山口　昭弘	1）食品素材・共生菌の機能性に関する研究 2）食品微生物と培養細胞を用いた生体相互作用の解析
	食品環境汚染学	※未定	

注）下線のある教員は、担当教員のみ。

授業科目の履修について

1．授業科目および単位

酪農学研究科各専攻の授業科目および単位は、７.「授業科目年次配当表」（59～60頁）のとおりです。

2．授業科目の履修届

① 年度始めに７.「授業科目年次配当表」により履修する授業科目を確認し、Web 情報学生支援システム（通称 UNIPA）の履修登録画面より指定された期間内に登録してください。

② 教職課程の授業科目を履修登録するときは個別に対応します。

③ 当該年度に履修者がいない科目については、開講されません。

3．授業時間

通常の授業時間は、次のとおりです。

時 限	時　　間	時 限	時　　間	時 限	時　　間
1	9：00～9：45	5	13：00～13：45	9	16：20～17：05
2	9：45～10：30	6	13：45～14：30	10	17：05～17：50
3	10：40～11：25	7	14：40～15：25		
4	11：25～12：10	8	15：25～16：10		

4．成績評価

成績の評価は、優・良・可・不可で行い、優・良・可を合格とします。

5．修士・博士論文

① 学則第25条による修了認定のための学位論文は、修了年次の指定された期日までに担当教授に提出し、審査および最終試験を受けなければなりません。

② 修士の学位論文は、64頁「修士（農学・食品栄養科学）の学位論文作成の手引き」により作成してください。

③ 博士の学位論文は、66頁「課程修了認定のための博士（農学・食品栄養科学）の学位論文に関する取扱要領」および72頁「博士（農学・食品栄養科学）の学位論文作成の手引き」により作成してください。

6．修了要件

酪農学専攻修士課程……単位数30単位以上および論文

① 大講座（専攻部門）の授業科目から……８単位以上（その中でも所属の講座の授業科目を必修とする）

② 大講座（専攻部門）に関係なく（共通分野を含む）……12単位以上

③ 特　別　研　究……10単位

④ 論　　文

※ 必修科目以外の演習・実験は、その特論と合わせて履修すること。

フードシステム専攻修士課程……単位数30単位以上および論文

① 所属する講座の授業科目……20単位（必修とする）

② 所属講座以外の総合研究と特別研究を除く授業科目から（共通分野を含む）……10単位以上

③ 論　　文

※ 必修科目以外の演習、実験・調査は、その特論と合わせて履修すること。

食品栄養科学専攻修士課程……単位数30単位以上および論文

① 所属する分野の授業科目……10単位（必修とする）

② 総　合　研　究……4単位

③ 特　別　研　究……10単位

④ 所属する分野以外の授業科目から（共通分野を含む）……6単位以上

⑤ 論　　文

※　必修科目以外の演習、実験はその特論と合わせて履修すること。

食生産利用科学専攻博士課程……単位数11単位以上および論文

① 食生産利用科学総合演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ……3単位

② 特　別　研　究……4単位

③ 所属する分野の授業科目……4単位

④ 論　　文

食品栄養科学専攻博士課程……単位数6単位以上および論文

① 所属する分野の授業科目……3単位（必修とする）

② 必修科目以外の特別講義から……3単位以上

③ 論　　文

7．授業科目年次配当表

①　酪農学専攻修士課程
（1年･2年で開講）

大講座	授業科目	単位
作物生産科学	土壌植物栄養学特論	2
	土壌植物栄養学特別演習	2
	土壌植物栄養学特別実験	1
	病理・害虫学特論	2
	病理・害虫学特別演習	2
	病理・害虫学特別実験	1
	飼料作物学特論	2
	飼料作物学特別演習	2
	飼料作物学特別実験	1
	植物遺伝学特論	2
	植物遺伝学特別演習	2
	植物遺伝学特別実験	1
	酪農機械学特論	2
	酪農機械学特別演習	2
	酪農機械学特別実験	1
家畜生産科学	家畜繁殖学特論	2
	家畜繁殖学特別演習	2
	家畜繁殖学特別実験	1
	遺伝・育種学特論	2
	遺伝・育種学特別演習	2
	遺伝・育種学特別実験	1
	家畜栄養学特論	2
	家畜栄養学特別演習	2
	家畜栄養学特別実験	1
	家畜管理学特論	2
	家畜管理学特別演習	2
	家畜管理学特別実験	1
	酪農生物化学特論	2
	酪農生物化学特別演習	2
	酪農生物化学特別実験	1
酪農情報学	酪農経営情報学特論	2
	酪農経営情報学特別演習	2
	農業経営学特論	2
	農業経営学特別演習	2
	酪農政策学特論	2
	酪農政策学特別演習	2
	農業市場学特論	2
	農業市場学特別演習	2
環境共生学	野生動物学特論	2
	野生動物学特別演習	2
	野生動物学特別実験・実習	1
	国際環境情報学特論	2
	国際環境情報学特別演習	2
	国際環境情報学特別実験・実習	1
	地球環境保全学特論	2
	地球環境保全学特別演習	2
	地球環境保全学特別実験・実習	1
	環境共生学特論Ⅰ	2
	環境共生学特論Ⅱ	2
特別研究		⑩

○付き数字は必修科目を示す。

②　フードシステム専攻修士課程

大講座	授業科目	単位	開講年次
食資源利用システム	農・畜産食品学特論	2	1年
	農・畜産食品学特別演習	2	1年・2年
	農・畜産食品学特別実験	2	1年
	農・畜産食品学総合研究	4	1年・2年
	農・畜産食品学特別研究	10	1年・2年
食料政策システム	食料政策論特論	2	1年
	食料政策論特別演習	2	1年・2年
	食料政策論特別調査	2	1年・2年
	食料政策論総合研究	4	1年・2年
	食料政策論特別研究	10	1年・2年
	食品流通論特論	2	1年
	食品流通論特別演習	2	1年・2年
	食品流通論特別調査	2	1年・2年
	食品流通論総合研究	4	1年・2年
	食品流通論特別研究	10	1年・2年
経営管理システム	経営管理論特論	2	1年
	経営管理論特別演習	2	1年・2年
	経営管理論特別調査	2	1年・2年
	経営管理論総合研究	4	1年・2年
	経営管理論特別研究	10	1年・2年
	食品情報システム論特論	2	1年
	食品情報システム論特別演習	2	1年・2年
	食品情報システム論特別調査	2	1年・2年
	食品情報システム論総合研究	4	1年・2年
	食品情報システム論特別研究	10	1年・2年

③　食品栄養科学専攻修士課程

大講座	授業科目	単位	開講年次
加工特性	食品加工特性学特論	2	1年
	食品物性学特論	2	1年
	食品加工特性学演習	2	1年
	食品物性学演習	2	1年
	食品加工特性学特別実験	2	1年・2年
栄養機能	食品栄養機能化学特論	2	1年
	食品機能生化学特論	2	1年
	食品栄養機能化学演習	2	1年
	食品機能生化学演習	2	1年
	食品栄養機能化学特別実験	2	1年・2年
健康栄養	健康栄養学特論	2	1年
	臨床栄養学特論	2	1年
	健康栄養学演習	2	1年
	臨床栄養学演習	2	1年
	健康・臨床栄養学特別実験	2	1年・2年
食環境管理	食品微生物管理学特論	2	1年
	食品環境汚染学特論	2	1年
	食品微生物管理学演習	2	1年
	食品環境汚染学演習	2	1年
	食環境管理学特別実験	2	1年・2年
共通	総合研究	④	1年・2年
	特別研究	⑩	1年・2年

○付き数字は必修科目を示す。

④　食生産利用科学専攻博士課程

授業科目	単位	開講年次
植物資源生産学Ⅰ	2	1年
植物資源生産学Ⅱ	2	2年
動物資源生産学Ⅰ	2	1年
動物資源生産学Ⅱ	2	2年
食資源開発利用学Ⅰ	2	1年
食資源開発利用学Ⅱ	2	2年
応用食品化学Ⅰ	2	1年
応用食品化学Ⅱ	2	2年
微生物利用学Ⅰ	2	1年
微生物利用学Ⅱ	2	2年
農業経営政策学Ⅰ	2	1年
農業経営政策学Ⅱ	2	2年
食料経済学Ⅰ	2	1年
食料経済学Ⅱ	2	2年
食生産利用科学総合演習Ⅰ	①	1年
食生産利用科学総合演習Ⅱ	①	2年
食生産利用科学総合演習Ⅲ	①	3年
特別研究	④	1年・2年・3年

○付き数字は必修科目を示す。

⑤　食品栄養科学専攻博士課程

分野	授業科目	単位	開講年次
加工特性	食品加工特性学特別講義	1	1年
	食品物性学特別講義	1	1年
	食品加工・物性特性学演習	1	2年
栄養機能	食品栄養機能化学特別講義	1	1年
	食品機能生化学特別講義	1	1年
	食品栄養機能・生化学演習	1	2年
健康栄養	健康栄養学特別講義	1	1年
	臨床栄養学特別講義	1	1年
	健康・臨床栄養学演習	1	2年
食環境管理	食品微生物管理学特別講義	1	1年
	食品環境汚染学特別講義	1	1年
	食品環境汚染学演習	1	2年

8．教職課程

1．本学の大学院（修士課程）で取得できる免許状

大学院酪農学研究科では下記の表のような専修免許状を取得することができます。専修免許状を取得するためには、一種免許状の所有又は一種免許状を取得できる単位を満たしていることが条件になります。

専　　攻	専修免許状教科	
	中学校教諭	高等学校教諭
酪農学専攻	理科 社会	理科 公民 農業
フードシステム専攻	社会	公民
食品栄養科学専攻	理科	理科 農業

2．専修免許状を取得するための所要資格及び条件

教育職員専修免許状を取得するためには、次の基礎資格と最低修得単位数が必要になります。

所要資格 免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数 （大学が独自に設定する科目）
中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること （大学院を修了すること）	24 （一種免許状所有を前提とする）

3．教職課程の登録について

①教職課程の受講登録を希望する学生は、指定された期日に教育センター教務課へ教職課程受講申込書と教職課程料払込用紙（教職課程料10,000円分の大学指定の証紙を貼付する）を提出してください。

②教職課程料は１免許教科であっても２免許教科であっても一律10,000円ですが、専攻によって取得できる免許教科は異なりますので、その点に注意して申し込んでください。

③一度振り込んだ教職課程料は一切返還できませんので、注意してください。また教職課程に係るその他の経費については、自己負担となります。

④専修免許状の教職課程を受講登録できるのは、大学において一種免許状を取得した者に限ります。但し、一種免許状は取得していないが、大学において教職課程を受講し、原則、教育実習を終了させている者は別途、相談に応じます。その場合にあっても専修免許状の教職課程を必ず受講登録できるとは限りません。必ず指導教員の了承の下に受講登録することが必要です。

4．教科及び教科の指導法に関する科目

専修免許状を取得するためには、大学が独自に設定する科目のうち教科及び教科の指導法に関する科目について、各専攻の免許種別に必要単位を24単位以上修得しなければなりません。

(1) 酪農学専攻
取得希望教科の授業科目において24単位以上を修得することが必要です。

中学社会・高校公民

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数		履修方法
科目区分			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	酪農経営情報学特論		2	選択科目から14単位選択必修
		酪農経営情報学特別演習		2	
		農業経営学特論		2	
		農業経営学特別演習		2	
		酪農政策学特論		2	
		酪農政策学特別演習		2	
		農業市場学特論		2	
		農業市場学特別演習		2	
		特別研究	10		

中学理科・高校理科

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数		履修方法
科目区分			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	土壌植物栄養学特論		2	選択科目から14単位選択必修
		土壌植物栄養学特別演習		2	
		土壌植物栄養学特別実験		1	
		植物遺伝学特論		2	
		植物遺伝学特別演習		2	
		植物遺伝学特別実験		1	
		酪農機械学特論		2	
		酪農機械学特別演習		2	
		酪農機械学特別実験		1	
		遺伝・育種学特論		2	
		遺伝・育種学特別演習		2	
		遺伝・育種学特別実験		1	
		酪農生物化学特論		2	
		酪農生物化学特別演習		2	
		酪農生物化学特別実験		1	
		野生動物学特論		2	
		野生動物学特別演習		2	
		野生動物学特別実験・実習		1	
		国際環境情報学特論		2	
		国際環境情報学特別演習		2	
		国際環境情報学特別実験・実習		1	
		地球環境保全学特論		2	
		地球環境保全学特別演習		2	
		地球環境保全学特別実験・実習		1	
		特別研究	10		

高校農業

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数		履修方法
科目区分			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	病理・害虫学特論		2	選択科目から14単位選択必修
		病理・害虫学特別演習		2	
		病理・害虫学特別実験		1	
		飼料作物学特論		2	
		飼料作物学特別演習		2	
		飼料作物学特別実験		1	
		家畜繁殖学特論		2	
		家畜繁殖学特別演習		2	
		家畜繁殖学特別実験		1	
		家畜栄養学特論		2	
		家畜栄養学特別演習		2	
		家畜栄養学特別実験		1	
		家畜管理学特論		2	
		家畜管理学特別演習		2	
		家畜管理学特別実験		1	
		特別研究	10		

(2) フードシステム専攻

取得希望教科の授業科目において24単位以上を修得することが必要です（そのうち食料政策論と食品流通論のどちらかの総合研究と特別研究を14単位修得）。

中学社会・高校公民

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数		履修方法
科目区分			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	食料政策論特論		2	選択科目から10単位選択必修
		食料政策論特別演習		2	
		食料政策論特別調査		2	
		食品流通論特論		2	
		食品流通論特別演習		2	
		食品流通論特別調査		2	
		食料政策論総合研究		4	どちらかの総合研究と特別研究を14単位選択必修
		食料政策論特別研究		10	
		食品流通論総合研究		4	
		食品流通論特別研究		10	

(3) 食品栄養科学専攻

取得希望教科の授業科目において24単位以上を修得することが必要です。

中学理科・高校理科

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数		履修方法
科目区分			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	食品栄養機能化学特論		2	選択科目から10単位選択必修
		食品機能生化学特論		2	
		食品栄養機能化学演習		2	
		食品機能生化学演習		2	
		食品栄養機能化学特別実験		2	
		健康栄養学特論		2	
		臨床栄養学特論		2	
		健康栄養学演習		2	
		臨床栄養学演習		2	
		健康・臨床栄養学特別実験		2	
		総合研究	4		
		特別研究	10		

高校農業

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数		履修方法
科目区分			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	食品加工特性学特論		2	選択科目から10単位選択必修
		食品物性学特論		2	
		食品加工特性学演習		2	
		食品物性学演習		2	
		食品加工特性学特別実験		2	
		食品微生物管理学特論		2	
		食品環境汚染学特論		2	
		食品微生物管理学演習		2	
		食品環境汚染学演習		2	
		食品環境管理学特別実験		2	
		総合研究	4		
		特別研究	10		

修士（農学・食品栄養科学）の学位論文作成の手引き

学位論文は原則として、以下の要領に基づいて作成し、研究科長に提出する。

１．論文の体裁

⑴　用紙は、Ａ４の上質紙を縦方向で使用する。

⑵　論文の記述は和文、または英文とする。構成は人文・社会科学系では、表紙、目次、本文、要約、謝辞、引用文献の順とする。自然科学系は表紙、目次、本文（緒言、材料と方法、結果、考察）、要約、謝辞、引用文献の順とする。和文の場合は英文、英文には和文の要約（表題含む）をつける。英文以外の外国語要約は１か国語に限り併記を認める。

２．表紙の書き方

⑴　表紙に、別項１の内容を記載する。

⑵　和文の論文には、英語の表題、英文の論文には日本語の表題を併記する。

３．論文の記述

⑴　本文は、別項２に定めた枠内に記述する。ワープロ作成の字体は明朝体で10.5ポイントとする。

⑵　句読点は１字分とする。改行は行頭１字をあけて書く。

⑶　英文の場合、別項２に定めた枠内に、字体は Century または Times New Roman で12ポイントとする。

⑷　頁は、本文より最終頁まで別項２に定めた下段中央に算用数字で記入する。

⑸　図、表、写真は明瞭な原図を用い、表題、説明文を含め本文枠内に収め、本文に直近の頁に挿入する。

⑹　本文、脚注、専門用語、単位、略語の表記、引用文献等の記載は、論文作成者の研究分野における学会の定めるところに従うものとする。

４．論文発表会

学位論文は、前期修了予定は９月上旬、年度末修了予定は２月上旬に行われる論文発表会において発表する。

別項の記載

１．表紙の記載

２．本文枠および頁位置

別項

１．表紙の記載

２．本文枠および頁位置

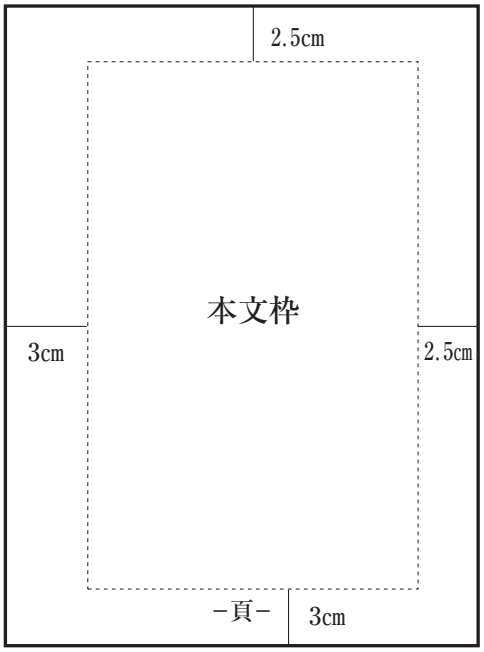

課程修了認定のための博士（農学・食品栄養科学）の学位論文に関する取扱要領

（趣　　旨）

第１条　酪農学園大学大学院酪農学研究科（以下「研究科」という。）の課程修了認定のための学位論文の取扱いについては、酪農学園大学大学院学則（以下「学則」という。）および酪農学園大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、この要領による。

（学位論文の提出資格）

第２条　学則第24条第１項により修了を認定される者。

２　学則第24条第３項により修了を認定される者。

３　第１項及び第２項の適用を受ける者の学位論文は、指導教授を通じて研究科長に提出するものとする。

４　学則第24条第３項に規定する優れた研究業績については、別途定める。

（学位論文の提出期日）

第３条　第２条第１項により３年次末までに学位の授与を受けようとする者は、それより３か月前までに学位論文に所定の書類を添えて提出しなければならない。

２　第２条第２項により２年次末または３年次前期末までに学位の授与を受けようとする者は、それより３か月前までに学位論文に所定の書類を添えて提出しなければならない。

（学位論文に要する書類）

第４条　学位論文を提出しようとするときは、次の書類を提出しなければならない。

⑴　学位論文審査申請書　１部

⑵　学位論文　４部

⑶　学位論文要旨　４部

⑷　論文目録　４部

⑸　参考論文　４部

参考論文は博士論文の内容の全部または一部を含む１篇以上（短報では２篇以上）で、レフリーのある学術誌にすでに掲載を許可され、その筆頭著者であること。

（学位論文及び資料）

第５条　学位論文は単著とし、１篇に限る。ただし参考として他の論文を添付することができる。

２　審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型または標本等の資料を提出させることがある。

（審査委員）

第６条　本研究科委員会は、本学学位規程第７条第１項および第２項のうちから主査１名および副査２名以上の審査委員を選定する。

（予備発表）

第７条　学位論文を提出しようとする者のすべてに予備発表を適用する。

２　予備発表の実施に当っては、学位論文を提出しようとする者の指導教授（主査）から研究科長に申し出る。

３　研究科長は、研究科構成員のほか、全学教員、学外関係者等に、予備発表への参集を呼びかける。

4　予備発表を実施する時期については、審査申請の２ヶ月前までを目安とする。
5　所要時間は、発表に30～40分間、議論に30～40分間を目安とする。

（学位論文の審査および試験）
第８条　審査委員は、学位論文を審査し、必要に応じて合同または単独で論文提出者に学位論文について質疑を行う。
2　審査委員は、論文提出者に対して学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について試験を行う。

（審査委員の報告）
第９条　審査委員は、学位論文の審査および試験を終了したときは、その結果を次の書類により研究科委員会に報告しなければならない。
⑴　学位論文の審査および最終試験の結果について
⑵　学位論文審査および最終試験報告書

（研究科委員会の審議）
第10条　研究科委員会は、審査委員の報告に基づいて審議し、学位論文の審査および試験の合否を議決する。

（改　　廃）
第11条　この要領の改廃は、本研究科の議を経て大学院委員会で行う。

附　　則
この要領は、1994（平成６）年４月１日から制定施行する。
附　　則
この要領は、2003（平成15）年４月１日から施行する。
附　　則
1　この要領は、2010（平成22）年４月１日から施行する。
2　2009（平成21）年以前の入学者については、なお従前の要領を適用する。
附　　則
この要領は、2013（平成25）年４月１日から施行する。
附　　則
この要領は、2015（平成27）年４月１日から施行する。
附　　則
この要領は、2018（平成30）年４月１日から施行する。

酪農学園大学大学院酪農学研究科博士課程修了認定に係る「優れた研究業績による修業年限の短縮（早期修了）」の申合せについて

酪農学園大学大学院課程修了認定のための博士（農学・食品栄養科学）の学位論文に関する取扱要領第2条第４項について、「優れた研究業績による修業年限の短縮（以下早期修了という）」に係る基準、申請、審査等は以下のとおりとする。

（基準）

１．優れた研究業績による早期修了基準は以下のいずれかとする。

⑴　在籍中に筆頭著者として掲載を許可されたすべての論文（学位論文に関係しない論文も含む）の掲載誌のインパクトファクター（最新のSCI Journal Citation Reportsによる）の総計が4.0以上を有し、早期修了資格審査委員会において審議され、認められた者。

⑵　在籍中に以下の①、②の要件を満たす５篇以上の論文（学位論文に関係しない論文も含む。ただし、短報は１篇につき論文0.5篇相当とする。また、単著、分担執筆または共著による公刊された単行本についても論文として認める。）を有し、早期修了資格審査委員会において審議され、認められた者。

①　国際誌または日本学術会議協力学術研究団体の学術（学会）誌であり、査読付きであること（人文社会科学系の分野に関するものは、これらと同等な学術誌を含む）。

②　論文のうち３篇以上が筆頭著者であること。

（申請）

２．早期修了を希望する者は、別表に定める期間内に、指導教員の承認を得て、次の申請書類を酪農学研究科長へ提出する。

⑴　課程博士早期修了申請書（様式１）

⑵　研究実績調書（様式２）

⑶　指導教員所見（様式３）

（審査）

３．酪農学研究科長は早期修了申請があった時、速やかに早期修了資格審査委員会を設置する。

早期修了資格審査委員会は、酪農学研究科長、申請者の指導教員を除く酪農学研究科博士課程の指導教員有資格者２名、および獣医学研究科担当教員のうち研究科長を含み２名の計５名により構成し、提出された申請書類により審査を行い、早期修了に該当するか否かを判断する。

なお、資格審査委員会が必要と認めた場合、申請者等からヒアリングすることができる。

別表

	申請受付期間	
	１年短縮	半年短縮
４月入学者	～2年次の８月末日	～2年次の２月末日
10月入学者	～2年次の２月末日	～2年次の８月末日

様式1

年　　月　　日

課程博士早期修了申請書

酪農学研究科長　殿

酪農学研究科
専攻 博士課程　　年
学籍番号
氏　　名　　印
指導教員　　印

下記のとおり関係書類を添え、博士課程修了に係る早期修了を申請いたします。

記

1．研究実績調書
2．指導教員所見

以上

様式2

研究実績調書

酪農学研究科
専攻 博士課程　　年
学籍番号
氏　　名

学術論文名、著書、学協会、討論会、国際会議等での研究発表題名及び特許・発明等の名称	発表論文誌の名称、巻、頁、発表年（印刷中または投稿中の場合は、その旨を記入してください。） 発表学協会、討論会、国際会議等の名称及び発表年月日	共著者又は共同発表者氏名（本人を含め上から発表順に記入してください。）

（その他特記すべき事項）

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

（申 請 者）　　印

（指導教員）　　印

注（1）学術論文等は、別刷又はその写しを添付し、研究発表の場合は、要旨または概要を添付。
（2）この用紙に書き切れない場合は、同様の形式のものを付加してください。

様式3

指導教員所見

1．申請者氏名等

研究科・専攻	酪農学研究科　　専攻　博士課程　　年
学籍番号	
氏　　名	

2．所見　※「優れた研究業績による早期修了」に相当する内容について所見を記載する。

年　　月　　日

指導教員
氏　　名　　印

論文提出による博士（農学・食品栄養科学）の学位授与に関する取扱要領

（趣　　旨）

第１条　酪農学園大学大学院酪農学研究科（以下「研究科」という。）における論文提出による博士（農学・食品栄養科学）の学位授与に関する取扱いについては、酪農学園大学学位規程（昭和50年４月１日制定。以下「本学学位規程」という。）に定めるもののほか、本要領の定めるところによる。

（学位授与申請資格）

第２条　本研究科に博士（農学・食品栄養科学）の学位の授与を申請することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　大学を卒業した者は研究歴５年以上
⑵　短期大学または専門学校を卒業した者は研究歴７年以上
⑶　修士課程を修了した者は研究歴３年以上
⑷　外国の大学を卒業した者は研究歴５年以上
⑸　その他、本研究科委員会の議を経て認められた者

（学位授与申請の手続）

第３条　学位の授与を申請するときは、本研究科の委員を介して、次の各号に定める書類に論文審査手数料を添え、本研究科長を経て学長に提出しなければならない。なお、提出期日は学位授与式のそれぞれ３か月前までとする。

⑴　学位論文審査申請書　　１部
⑵　学位論文　　４部
⑶　学位論文要旨　　４部
⑷　参考論文　　各４部（５篇以上）
⑸　論文目録　　４部
⑹　履歴書　　４部
⑺　研究歴証明書　　１部

参考論文のうち５篇以上は、レフリーのある国際誌、または日本学術会議協力学術研究団体の学術（学会）誌（人文社会科学系の分野に関するものは、これらと同等な学術誌を含む）に掲載された論文の著者（共著を含む）であること。なお、上記の論文のうち３篇以上については、博士論文の全部または一部が含まれた論文の筆頭著者であることを要する。ただし、短報については0.5篇としてカウントする。また、単著、分担執筆または共著による公刊された単行本についても論文として認める。

（論文審査手数料）

第４条　論文審査手数料は、本研究科委員会ならびに大学院委員会の議を経て、別に学長が定める。

（予備発表）

第５条　学位論文を提出しようとする者は原則として予備発表を適用する。

２　予備発表の実施に当っては、学位論文を提出しようとする者の指導教授（主査）から研究科長に申し出る。

３　研究科長は、研究科構成員のほか、全学教員、学外関係者等に、予備発表への参集を呼びかける。

４　予備発表を実施する時期については、審査申請の２ヶ月前までを目安とする。

５　所要時間は、発表に30～40分間、議論に30～40分間を目安とする。

（学位論文の審査ならびに学力試験）

第６条　学位論文の審査ならびに学力試験は、申請者が専攻学術の分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を有することを確認するために行う。

２　学位論文の審査ならびに学力試験を行うために、本委員会内に委員３名以上からなる審査委員会を設ける。

３　審査委員会は、申請者が専攻学術および外国語について、本研究科博士課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学力があることを確認するため、口述または筆答による学力試験を行う。

４　学位論文の審査ならびに学力試験は、学位論文が提出された日から１年以内に終了する。

（審査委員会の報告）

第７条　審査委員会は、学位論文の審査ならびに学力試験を終了したときは、ただちに次の各号に定める事項を、所定の様式によって本研究科委員会に報告しなければならない。

⑴　学位論文審査の概要ならびに審査結果

⑵　学力試験の成績と結果

⑶　学位授与の可否についての審査委員会の判定

（学位の授与月日）

第８条　学位の授与月日は、次のとおりとする。

６月30日、９月30日、12月25日、３月25日

（改　廃）

第９条　この要領の改廃は、本研究科委員会の議を経て大学院委員会で行う。

附　　則

この要領は、1994（平成６）年４月１日から施行する。

附　　則

この要領は、2003（平成15）年４月１日から施行する。

附　　則

この要領は、2005（平成17）年４月１日から施行する。

附　　則

この要領は、2010（平成22）年４月１日から施行する。

附　　則

この要領は、2015（平成27）年４月１日から施行する。

附　　則

この要領は、2016（平成28）年４月１日から施行する。

論文提出による博士（農学・食品栄養科学）の学位授与に係る論文審査手数料について

１．本学学位規程第４条第２項に基づき、博士（農学・食品栄養科学）の学位の授与を申請する場合の論文審査手数料は、200,000円とする。

２．納付された論文審査手数料は、論文審査の結果の可否にかかわらず返還しない。

制定日　1994（平成６）年４月１日

改正日　2010（平成22）年４月１日

博士（農学・食品栄養科学）の学位論文作成の手引き

学位論文は原則として、以下の要領に基づいて作成し、研究科長に提出する。

１．論文の体裁

⑴　用紙は、Ａ４の上質紙を縦方向で使用する。

⑵　論文の記述は和文、または英文とする。構成は人文・社会科学系では、表紙、内表紙、目次、本文、要約、謝辞、引用文献の順とする。自然科学系は表紙、内表紙、目次、本文(緒言、材料と方法、結果、考察)、要約、謝辞、引用文献の順とする。和文の場合は英文、英文には和文の要約（表題含む）をつける。英文以外の外国語要約は１か国語に限り併記を認める。

２．表紙、背表紙の書き方

⑴　表紙、背表紙に、別項１の内容を記載する。

⑵　内表紙に、別項１の内容を記載する。

３．論文の記述

⑴　本文は、別項２に定めた枠内に記述する。ワープロ作成の字体は明朝体で10.5ポイントとする。

⑵　句読点は１字分とする。改行は行頭１字をあけて書く。

⑶　英文の場合、別項２に定めた枠内に、字体は Century または Times New Roman で12ポイントとする。

⑷　頁は、本文より最終頁まで別項２に定めた下段中央に算用数字で記入する。

⑸　図、表、写真は明瞭な原図を用い、表題、説明文を含め本文枠内に収め、本文に直近の頁に挿入する。

⑹　本文、脚注、専門用語、単位、略語の表記、引用文献等の記載は、論文作成者の研究分野における学会の定めるところに従うものとする。

４．論文発表会

学位論文は、前期修了予定は９月上旬、年度末修了予定は２月上旬に行われる論文発表会において発表する。

別項の記載

１．表紙および背表紙の記載

２．本文枠および頁位置

別項

1．表紙および背表紙の記載

表　紙

表　題(和文)
表　題(英文)

氏名(和)
氏名(英)

背表紙

表題

氏名

年度

内表紙

2．本文枠および頁位置

本　文

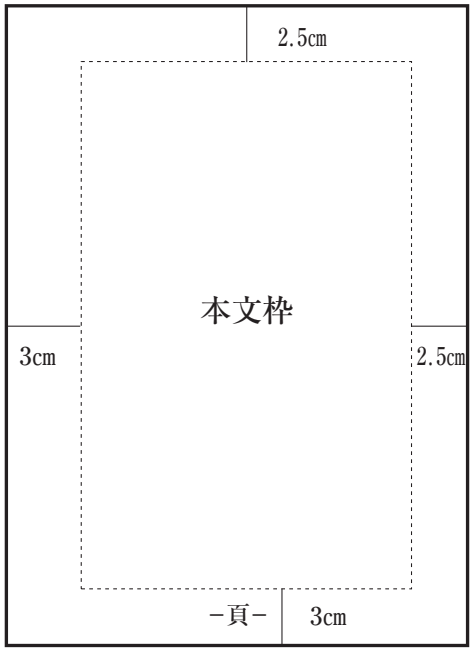

学生生活上の留意事項

学生生活について

Ⅰ　学　生　証

1　学生証は、本学大学院学生としての身分を証明するものです。学生証は常に携帯してください。また、次の場合には必ず携帯していなければなりません。

①　試験を受ける時

②　図書館で図書の閲覧および館外に帯出をする時

③　通学定期または学割で乗車券を購入する時

2　学生証は入学時に交付します。学生証の紛失・破損や有効期限を超えた場合は、再交付の手続きを行ってください。

学生証の再発行には、2,000円の料金がかかります。

3　学生証は、修了・退学・その他本学大学院学生の身分を失った時は、直ちに学生支援課へ返還してください。

4　学籍番号は、８桁の数字で学生証に記載されています。この番号は修了（退学）後も変更ありません。

２　１　９	４　１　０	０　１
㈠	㈡	㈢

㈠　入学年度の省略

㈡　課　程　　３１０－酪農学専攻修士課程　　３４０－食品栄養科学専攻修士課程

３２０－フードシステム専攻修士課程　　３４１－食品栄養科学専攻博士課程

３３０－食生産利用科学専攻博士課程　　４１０－獣医学専攻博士課程

４２０－獣医保健看護学専攻修士課程

㈢　個人番号

Ⅱ　諸　手　続

手続きには、大学からの通知により一定期間内に行うものと、学生が事由発生の都度行うもの等があります。手続きを怠ったり時期を失したりすると不利となるばかりでなく、支障を来たす場合があるので、十分注意してください。

大学からの通知によって行う手続

提出書類	摘要	担当
学位論文申請書	修了年次に行う論文申請	研究科長

学生が事由発生都度行う手続

提出書類	摘要	担当課
休学願	病気その他の理由により２カ月を超えて修学できない場合	学生支援課
退学願	病気その他の理由により退学する場合	学生支援課
復学願	休学理由が解消、または休学期間が満了の場合	学生支援課
入学誓書に関する変更届	本人・保証人の氏名および保証人住所の変更等	教務課

各種証明書

種　　類	手　数　料	担　当　課
学生生徒旅客運賃割引証	——	学生支援課
通学証明書	——	学生支援課
成績証明書	２００円	教　務　課
教育職員免許状授与見込証明書	１００円	教　務　課
学力に関する証明書（教職課程）	２００円	教　務　課
修了証明書	２００円	教　務　課
修了見込証明書	１００円	教　務　課
在学証明書	１００円	教　務　課
欧文証明書	１，０００円	教　務　課
推　薦　書	２００円	キャリアセンター
人物に関する調書	２００円	キャリアセンター
健康診断書	２００円	医　務　室

Ⅲ　授業料等の納付期日

1　授業料等は、次のいずれかの方法で期日までに必ず納入してください。

納　付　方　法	納付受付期限
年額を全額一括納付	４月１日～４月30日
前学期・後学期に分けた分括納付	前学期４月１日～４月30日
	後学期９月１日～10月15日

2　最寄りの金融機関窓口より本学専用「振込依頼書」にてお振込みください。

3　期日までに納付されない場合は、授業料等未納による除籍となり学籍を失います。

4　特別な事情で期日までに納付出来ない場合は、納付受付期限までに**学務部学務課**にご相談ください。

5　学費負担者が死亡又は生別・失職・病気又は事故等で著しく収入が減少した場合「酪農学園大学授業料免除規程」による免除制度があります。事由が発生しましたら、ただちに教育センター学生支援課に相談していただき、納付期日までに申請してください。

Ⅳ　奨学金等

1　日本学生支援機構

日本学生支援機構が、健康で人物、学業ともに優れ、経済的理由により修学に困難がある者に対し、学資の貸与等を行う制度です。

教育センター学生支援課で年度初めに募集をします。

①第一種奨学金

貸与月額…修士課程50,000円・88,000円からの選択制です。

博士課程80,000円・122,000円からの選択制です。

②第二種奨学金

貸与月額…50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円からの選択制です。

・大学在学中に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた学生

「在学届」を教育センター学生支援課に提出してください。「在学届」を提出することにより、大学院在学中の返還が猶予されます。

特に優れた業績による返還免除

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績をあげた者として、日本学生支援機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除される制度です。詳しくは、日本学生支援機構のホームページをご覧になるか教育センター学生支援課におたずね下さい。

2　酪農育英会

本学の創立者黒澤酉蔵先生が設立した酪農育英会が行う奨学金制度です。出願手続きおよび選考基準は、日本学生支援機構奨学金に準拠しています。日本学生支援機構など他の奨学金との重複貸与は受けられません。

教育センター学生支援課で年度初めに手続き等の説明会を行います。

①　貸与月額…50,000円

②　貸与期間…採用になった年次から修了年次までの最短修学期間

3　民間団体等の奨学金

民間団体等で育英事業を行っているところがあります。募集は、大学を通すものと通さないものがあります。本学に募集がある場合は、その都度掲示しますので、希望者は**教育センター学生支援課**へ申し出てください。

なお、本学を通さないで奨学金の支給が決定した場合は、報告願います。

4　ティーチングアシスタント

この制度は、「酪農学園大学大学院ティーチング・アシスタント規程」により、優秀な大学院生をティーチングアシスタントとして採用し、教育的な配慮の下に教育補助業務を行わせ、大学教育の充実および指導者としてのトレーニングの機会提供を図り、有為な人材の育成を目的として行うことにあります。

ティーチングアシスタントに関する事務は、**教育センター教務課**と**総務課**で行います。

①　手当…１時間1,000円

②　申請…毎年４月中旬までに指導教員が雇用に係る申請書を**教育センター教務課**へ提出

※申請には、健康診断書が必要です。４月の定期健康診断を必ず受けて下さい。

5　日本学術振興会特別研究員制度

この制度は、優れた研究能力を有し、大学その他の研究機関で研究に専念することを希望する者を特別研究員として採用し、研究奨励金を支給するものです。

特別研究員募集については、３月頃**学務部研究支援課**より各教員宛に通知されます（６月申請、採用された場合は翌年度より開始)。

①　対　　象…博士課程在学者（ＤＣ１・ＤＣ２）
　　博士の学位を取得後５年未満の者（ＰＤ）

②　研究奨励金…DC１・DC２－月額200,000円・PD－月額362,000円。(2019年度支給予定額)

Ｖ　医　務　室

大学院生の皆さんが充実したキャンパスライフを送るため、医務室には保健師と看護師が常駐しております。日常の健康を保持、増進させるため、様々な面からサポートしています。毎週木曜日に学校医による相談も行っています。

＜医務室の主な業務＞

定期健康診断、健康診断書の発行、ケガや急病の応急処置、病院の紹介、健康相談、病気の相談、医療互助会給付金請求の受付など

＜定期健康診断＞

４月 定期健康診断、10月 血液検査を実施し、病気の早期発見と予防に努め、適切な治療を受けられ

るようアドバイスをしています。４月の定期健康診断を受けた者のみ健康診断書を発行できます。

＜開室時間＞

平　　日　８：30～16：30

但し、昼休み時間11：30～12：30（木曜日は13：00～14：00）

毎週木曜日　12：00～13：00　学校医相談日（長期休暇期間はお休み）

電　　話　011-386-1024

※緊急時の対応のため電話番号の登録をお願いします。

Ⅵ　学生相談室

学生相談室は、大学院生の皆さんに充実したキャンパスライフを送っていただくためのサポートをしています。人が生きていく中には、様々なトラブルがあります。学生相談室は、困難に遭遇したときに、皆さん自身の力がよりよく発揮できる方法を共に考えていく場でもあります。

学生相談室には、カウンセラーが常駐しており、月に一度、医師による相談を行っています。

〈主な相談内容〉

＊心身の健康に関すること ―― 落ち込みがち、疲れやすい、眠れない、孤独感、ちょっと心理テストをしてみたい……

＊性格に関すること ―― 人前で緊張する、マイナス思考になりがち……

＊対人関係に関すること ―― 友達との関係が上手くいかない、恋愛に関する相談……

＊学業に関すること ―― 履修相談、退学・休学……

＊日常生活に関すること ―― 日常生活で生じるトラブル、経済上の問題……

相談の方法

学生相談室の場所　学生サービスセンター　１Ｆ

学生相談室の利用法

☆E-mail で面接予約する

rg-caun@rakuno.ac.jp へ「面接を希望します」とメールを送ってください。

お名前、学籍番号、簡単な相談内容もご記入ください。

☆電話で面接予約をする

（011）388－4124に電話し、面接を予約してください。

☆直接、学生相談室へ

予約優先でお話をうかがっておりますので、ゆっくり相談したいという方は、予約をして来室することをおすすめします。

相談受付時間

月～金　９：30～17：30

＊土曜・日曜・祝日・学園の定めた休日はお休みです。

（詳しくは学生相談室前の掲示を参照。）

Ⅶ そ の 他

1　医療互助会

学生の相互扶助精神に基づき、「酪農学園医療互助会会則」により、本学に在学する学生の疾病・負傷・死亡について、医療給付などを行い、健康の維持・増進を図ることを目的としています。

医療互助会の申請窓口は**医務室**、給付金の受け取り窓口は、**教育センター学生支援課**が行っています。

2　自動車通学の禁止

本学では、「構内交通規制に関する規程」により、学生・大学院生による学内への車輌乗り入れを禁止しております。

ただし、止むを得ない事情により車輌を用いて通学しなければならない場合は、本学が許可するものに限り、特例として所定の手続きを経て乗り入れを許可する場合があります。

窓口は、**教育センター学生支援課**が行っています。

3　学生生活援護会

本会は建学の精神に則る学生生活の充実と学風の発展を計るため「学生生活援護会規程」により、学生生活および諸活動を援護することを目的としています。

学生の体育・文化等における課外活動への奨励援助や教育研究活動のための学生・生徒総合保険（賠償保険）への加入などを行っています。

本会の事務局は、**教育センター学生支援課**が行っています。

窓 口 受 付 時 間

教育センター（学生支援課）
平日　8：30～17：00（但し昼休み時間11：30～12：30を除く）

教育センター（教務課）
平日　8：30～17：00（但し証明書発行は16:45までとし、昼休み時間11:30～12:30を除く）

キャリアセンター（事務課）
平日　8：30～18：00（授業・試験期間）
　　8：30～17：00（休業期間）

医 務 室
平日　8：30～16：30（但し昼休み時間11：30～12：30を除く）

附属図書館の利用について

本学図書館は、本学構成員の研究ならびに教育に必要な図書を収集保存し、利用に供しています。利用にあたっては「酪農学園大学附属図書館利用規程」および下記によりお願いいたします。「図書館ホームページ（http://library.rakuno.ac.jp/）」

《開　　館》

月　～　金	8：40～20：00(但し、春、夏、冬季休業中は8：40～17：00)
土	8：40～17：00

休館　日曜・国民の祝祭日・本学規定の休日、春、夏、冬季休業中の土曜
　　臨時の休館は、その都度掲示等でお知らせします。

《施設・設備》

3階　インフォメーションフロア
辞典、百科辞典、年鑑・白書などの参考図書を中心に美術書、地図、法令集などが配架されています。
新聞閲覧コーナーでは主要新聞が2ヶ月分閲覧できます。
（新聞は別棟書庫に2年間保存されます。）

4階　図書フロア
一般図書、新書、文庫本が分野毎請求記号順に配架されています。

5階　雑誌フロア
和雑誌（50音順）、洋雑誌（ＡＢＣ順）、卒業論文などが配架されています。
製本用具をそろえた「製本室」が利用できます。（6階カウンターで申し込み）

6階　マルチメディアフロア
ＡＶブースではビデオテープ・ＤＶＤが鑑賞できます。
文献検索コーナーでは、二次資料データベース等で文献情報を検索することができます。
グループ学習室（学習会等利用）、ＡＶ編集室（ビデオ編集・大判プリンタ）の利用ができます。（6階カウンターで申し込み）

7階　オープンＰＣフロア
パソコンを使用した自習ができます。ワープロ・表計算などの各種ソフトの他、メール利用・インターネットによる情報検索もでき、各種ガイダンスも行います。なお施設内のパソコンは全て学術研究情報の閲覧・収集のために設置され、それ以外での利用はご遠慮ください。

その他
・図書館ＨＰより、電子ジャーナル・電子ブック、ＣＬＯＶＥＲ学術研究コレクション、文献データベースが利用できます。
・無線ＬＡＮサービス
無線ＬＡＮによるＰＣの持込利用が可能な環境となっています。
・ノートＰＣ貸出サービス
本学学生（オープンＰＣフロア利用講習会受講済の方に限ります。）を対象に自習を目的として、最長2週間ノートＰＣを貸出しています。
（利用の詳細は7Ｆオープン ＰＣフロアでお尋ね下さい。）

《館内閲覧》

書架より自由に取り出して利用できます。

利用後は直接書架に戻さず、近くの返本台に戻してください。

《館外貸出》

貸出手続

借り出したい図書と学生証をカウンター（３階・６階）に呈示してください。

未製本雑誌の貸出は、未製本雑誌貸出用紙に記入してください。

貸出出来ない図書

赤色ラベル貼付の禁帯出図書、卒業論文、修士論文、博士論文は館外貸出はできません。

貸出冊数と期間

冊数は、図書・雑誌・録音資料は合わせて計30冊まで、映像資料（ビデオ等）は計５点まで貸出を受けられます。

期間は、図書１ヶ月、雑誌１週間、視聴覚資料（語学ＣＤ２週間・ビデオテープ１週間)、新着雑誌（当年１月から12月に発行）は翌日までとなっています。

返　却

期限内に資料を３階・６階カウンターへお持ちください。 延滞すると返却日当日の貸出はできません。

閉館後の返却は、中央館２階玄関横の返却ポストに入れてください。

紛失、破損の場合、同一資料または相当額をもって弁償していただきます。

《相互利用》

求める資料が図書館にない場合、下記の方法もありますので３階・６階カウンターにて申し込んでください。

・他の図書館から借りたり（現物借受)、一部をコピーして利用する事ができます。

・他大学図書館を訪問して利用することが可能です。但し、相手館により当館が発行する紹介状が必要な場合もあります。

・大学図書館相互利用サービス

道内の提携大学間で実施されている制度で、学生証のみで閲覧・貸出が可能となります。(詳細は各カウンターへ)

《文献複写（コピー)》

資料をより活用するため文献のコピーができます。(図書館所蔵の資料のみ)

３・５・６階にコピー機を設置しています。(カラーコピー機は６階）但し、コピーできるものは図書館所蔵資料に限ります。コピー申込書を提出の上利用ください。また利用にはプリペイドカードが必要です。生協または中央館１階の自販機でお求めください。

学則および諸規程等

酪農学園大学大学院学則

第１章　総　　則

第１節　目　　的

（目　　的）

第１条　酪農学園大学大学院（以下「大学院」という。）は、酪農学並びに獣医学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

２　酪農学研究科は、酪農学園創立の基本精神に基づいて、酪農学とその関連科学領域に関する精深かつ不断の研究を進め、その成果を広く社会に還元することで人類の福祉と自然環境の保全並びに産業と文化の進展に貢献することを目的とする。

⑴　酪農学専攻修士課程は、多様化・高度化する酪農学とその関連科学の教育と研究を通して生命・自然を尊ぶ豊かな人間性をはぐくみ、酪農のかかえる総合的、循環的・エネルギー給源的諸問題に対応し得る高等教育研究を展開し、国際的視野にたって次世代の酪農学の教育と研究を担う人材を養成する。

⑵　フードシステム専攻修士課程は、現代社会において強く要請される食資源・食料の生産・加工から流通に至る安全安心確保と、消費者ニーズの的確な評価・判断に関する高度かつ広範な学識を有し、豊かな消費社会の実現のためグローバル経済から地域まで視野に入れて行動できる高い目的意識と強固な使命感を持った指導的役割を担える人材を養成する。

⑶　食生産利用科学専攻博士課程は、自然環境の保全に配慮しつつ安全・安心な食料を質・量ともに確保する具体的な方策と学理について、学問分野を横断的かつ先進的に研究することにより、社会の多様な方面で、高度な専門性を全体の調和のなかで柔軟に活かして活躍する研究者・指導者を養成する。

⑷　食品栄養科学専攻修士課程は「食」と「人の健康」をつなぐ各分野での深い学識と幅広い経験を体得し、国際的視野に立ち、高い目的意識と強い使命感を持った指導的役割を担える人材を養成する。同専攻博士課程は、それぞれの専門分野における教育・研究を通じて、酪農学園大学ならではの利点を生かし、農業・食品・人の健康という複数の領域の横断的な思考により、環境にも配慮した、人の健康向上に貢献する高度な知識と技術を備えた研究者・指導者を養成する。

３　獣医学研究科は、酪農学園創立の基本精神に基づいて、獣医学とその関連科学を創造的に研究・発展させ、その成果を人類の福祉及び動物・人・環境の調和と共存に寄与させることを目的とする。

⑴　獣医学専攻博士課程は、多様化・高度化する獣医学とその関連科学の教育と研究を通して生命・自然を尊ぶ豊かな人間性をはぐくみ、人類と動物の福祉及び動物・人・環境の調和と共存に貢献し、国際的視野にたって次世代の獣医学の教育と研究を担う人材を養成する。

⑵　獣医保健看護学専攻修士課程は、臨床とその基盤となる諸科学の教育を通して、創造的かつ実践的な動物看護師となりうる人材並びに幅広く深い教養と専門知識・技術及び総合的な判断力を涵養し、健全で人間性豊かな生命観と社会的使命感を持った人材を養成する。

（課　　程）

第１条の２　修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

２　博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（自己点検及び評価）

第１条の３　本学は、その教育研究水準の向上を図り、前二条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

２　前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。

第２節　組　　織

（研究科及び収容定員）

第２条　大学院に、酪農学研究科及び獣医学研究科を置く。

２　前項の研究科の収容定員は、次のとおりとする。

酪農学研究科	酪　農　学　専　攻	修士課程	入学定員　６名	収容定員	12名
	フードシステム専攻	修士課程	入学定員　６名	収容定員	12名
	食生産利用科学専攻	博士課程	入学定員　２名	収容定員	６名

	食品栄養科学専攻	修士課程	入学定員	6名	収容定員	12名
	食品栄養科学専攻	博士課程	入学定員	2名	収容定員	6名
獣医学研究科	獣医学専攻	博士課程	入学定員	3名	収容定員	12名
	獣医保健看護学専攻	修士課程	入学定員	3名	収容定員	6名

第3節　教員組織

（教員組織）

第3条　大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、本学の教授、准教授、講師及び助教の中からこれに充てる。

2　前項の教員の資格については、次の各号の一による。

(1)　博士の学位を有し、研究の指導並びに教育上の能力及び識見を有する者

(2)　研究業績を有し、前号に準ずると認められた者

(3)　専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められた者

第4節　運営組織

（研究科委員会）

第4条　研究科に、研究科委員会を置く。

2　研究科委員会は、研究科長、研究科の指導教授及び授業担当の教授をもって構成する。

3　研究科委員会は、次の事項に関して審議し、学長に意見を述べるものとする。

(1)　学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2)　学位の授与に関する事項

(3)　教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4　研究科委員会は、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5　研究科委員会に関する規程は、別に定める。

（大学院委員会）

第5条　大学院に、大学院委員会を置く。

2　大学院委員会は、学長、各研究科長、各研究科選出委員各5名、教育センター教務担当部長、学生支援担当部長、入試広報センター長及びキャリアセンター長をもって構成する。

3　大学院委員会は、次の事項に関して審議し、学長に意見を述べるものとする。

(1)　大学院学則その他の重要な規則、規程の制定又は改廃に関する事項

(2)　研究科、その他関係機関との連絡調整に関する事項

(3)　大学院の組織及び運営に関する事項

(4)　学長が必要と認めた事項

4　大学院委員会に関する規程は、別に定める。

第5節　学年、学期及び休業日

（学年、学期及び休業日）

第6条　学年、学期及び休業日は、酪農学園大学学則（以下「大学学則」という。）の規定を準用する。

第2章　大学院通則

第1節　修業年限及び在学年限

（修業年限）

第7条　酪農学研究科修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2　酪農学研究科博士課程の標準修業年限は、3年とする。

3　獣医学研究科修士課程の標準修業年限は、2年とする。

4　獣医学研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。

（在学年限）

第8条　学生は、修業年限の2倍を超えて在学することができない。

第２節　入　　学

（入学の時期）

第９条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認められる場合に限り、入学の時期を後学期の始めとすることができる。

（修士課程の入学資格）

第10条　修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

⑴　大学を卒業した者

⑵　外国において学校教育における16年の課程を修了した者

⑶　文部科学大臣の指定した者

⑷　大学に３年以上在学し、当該研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者

⑸　その他、当該研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（博士課程の入学資格）

第11条　博士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

⑴　修業年限６年の獣医学科を卒業した者

⑵　修士の学位を有する者

⑶　外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

⑷　文部科学大臣の指定した者

⑸　その他、当該研究科において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

（入学の出願）

第12条　入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

（入学者の選考）

第13条　前条に規定する入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第14条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金等を納付しなければならない。ただし、酪農学園大学大学院修了及び酪農学園大学学群・学部卒業者については、入学金は徴収しない。

２　学長は、前項に定める入学手続を完了した者に入学を許可する。

（転入学及び再入学）

第15条　次の各号の一に該当する者で、大学院への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

⑴　他大学院に在学する学生

⑵　大学院を退学した者

２　前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに修業年限については、当該研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

第３節　教育方法及び履修方法等

（教育方法）

第16条　大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

２　各研究科における授業科目並びに単位数は、別表による。

３　授業科目の単位計算方法については、大学学則の規定を準用する。

４　前項の規定にかかわらず、授業科目の講義、演習、実験又は実習のうち、二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、大学学則第22条に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって１単位とすることができる。

５　前項の授業を、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

６　大学院委員会が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第１項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所（外国を含む）で行うことができる。

（履修方法等）
第17条　授業科目の内容及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、各研究科委員会の議を経て、学長が決定する。
（単位の授与）
第18条　授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。
（修得すべき単位数）
第19条　各研究科において修得すべき単位数は、次のとおりとする。
⑴　酪農学研究科酪農学専攻修士課程、フードシステム専攻修士課程及び食品栄養科学専攻修士課程においては、30単位以上
⑵　酪農学研究科食生産利用科学専攻博士課程においては、11単位以上
⑶　酪農学研究科食品栄養科学専攻博士課程においては、６単位以上
⑷　獣医学研究科獣医保健看護学専攻修士課程においては、30単位以上
⑸　獣医学研究科獣医学専攻博士課程においては、30単位以上
（他大学の大学院等における授業科目の履修及び研究指導等）
第20条　各研究科において教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院等との協議に基づき、学生は他大学の大学院において授業科目を履修することができること又は研究所等において必要な研究指導を受けることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は、１年を超えないものとする。
２　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、当該研究科委員会の議に基づき、10単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認めることができる。
（教育職員免許状の授与の所要資格取得）
第21条　高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で当該免許教科に係る中学校教諭又は高等学校教諭の専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。
２　大学院の研究科において当該所要資格を取得できる中学校教諭又は高等学校教諭の専修免許状の免許教科の種類は、次のとおりとする。

酪農学研究科	酪農学専攻 修士課程	中学校教諭専修免許状	理科、社会
		高等学校教諭専修免許状	理科、農業、公民
	フードシステム専攻 修士課程	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
	食品栄養科学専攻 修士課程	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科、農業

（成　　績）
第22条　授業科目の試験の成績は、百点法をもってし、60点以上を合格とする。その成績は、優・良・可・不可の４種の評語をもって表し、不可を不合格とする。

第４節　　休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

（休学、復学、転学、留学、退学及び除籍）
第23条　休学、復学、転学、留学、退学及び除籍は、大学学則を準用するほか、必要な事項は各研究科において別に定める。
２　第20条の規定は、外国の大学の大学院に留学する場合に準用する。

第５節　　課程の修了要件及び学位

（修　　了）
第24条　第７条に規定する修業年限（第15条第１項の規定により入学した者については、同条第２項により定められた在学すべき年数）以上在学し、第16条及び第19条に定める授業科目及び単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文（修士課程にあっては、その目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果）の審査及び最終試験に合格した者については、大学院委員会の議を経て学長が修了を認定する。
２　第７条第１項及び第３項に規定する標準修業年限については、優れた研究業績を上げた者については、大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。
３　第７条第２項に規定する標準修業年限については、優れた研究業績を上げた者については、大学院に２

年以上在学すれば足りるものとする。
4　第７条第４項に規定する標準修業年限については、優れた研究業績を上げた者については、大学院に３年以上在学すれば足りるものとする。

（学位論文の審査）

第25条　学位論文の審査については、各研究科において別に定める。
2　研究科は、必要があるときには、学位論文の審査について他大学の大学院等の教員等の協力を求めることができる。

（最終試験）

第26条　最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文の審査に合格した者について行う。
2　最終試験について必要な事項は、各研究科において別に定める。

（学位の授与）

第27条　第24条の規定により修了した者には、次の区分に従い学位を授与する。

酪農学研究科　酪　農　学　専　攻　修士課程　修士（農　学）の学位
　　フードシステム専攻　修士課程　修士（農　学）の学位
　　食生産利用科学専攻　博士課程　博士（農　学）の学位
　　食品栄養科学専攻　修士課程　修士（食品栄養科学）の学位
　　食品栄養科学専攻　博士課程　博士（食品栄養科学）の学位
獣医学研究科　獣　医　学　専　攻　博士課程　博士（獣医学）の学位
　　獣医保健看護学専攻　修士課程　修士（獣医保健看護学）の学位

2　学位の授与に関する事項は、酪農学園大学学位規程（以下「学位規程」という。）の定めるところによる。

第６節　賞　　罰

（賞　　罰）

第28条　賞罰については、大学学則の規定を準用する。

第７節　委託生、科目等履修生、特別科目等履修生、研究生及び外国人留学生

（委託生、科目等履修生、特別科目等履修生、研究生及び外国人留学生）

第29条　各研究科に委託生、科目等履修生、特別科目等履修生、研究生及び外国人留学生を入学させることができる。
2　前項の学生には、大学学則の規定を準用するほか、必要な事項は研究科において別に定める。

第８節　授　業　料　等

（授業料等）

第30条　入学検定料、入学金及び授業料等の額は、次のとおりとする。

酪農学研究科　酪　農　学　専　攻　修士課程
　　入学検定料　30,000円、入　学　金　140,000円、
　　授　業　料　595,000円、実験実習料　110,000円
　　フードシステム専攻　修士課程
　　入学検定料　30,000円、入　学　金　140,000円、
　　授　業　料　595,000円、実験実習料　110,000円
　　食生産利用科学専攻　博士課程
　　入学検定料　30,000円、入　学　金　140,000円、
　　授　業　料（１～２年次）595,000円、（３年次）520,000円、実験実習料　120,000円
　　食品栄養科学専攻　修士課程
　　入学検定料　30,000円、入　学　金　140,000円、
　　授　業　料　595,000円、実験実習料　110,000円
　　食品栄養科学専攻　博士課程
　　入学検定料　30,000円、入　学　金　140,000円、
　　授　業　料（１～２年次）595,000円、（３年次）520,000円、実験実習料　120,000円
獣医学研究科　獣　医　学　専　攻 博士課程
　　入学検定料　30,000円、入　学　金　140,000円、
　　授　業　料（１～２年次）595,000円、（３～４年次）520,000円、実験実習料　120,000円

獣医保健看護学専攻 修士課程
入学検定料　30,000円、入　学　金　140,000円、
授　業　料　595,000円、実験実習料　110,000円

2　前項の定める授業料等は毎年度納付するものとする。ただし、入学検定料は入学出願時に、入学金は入学手続き時に納付するものとする。

（その他の費用）

第31条　その他学生の負担すべき額は、別に定める。

（授業料等の納付）

第32条　授業料等は、年額を2期に分けて、毎学期開始後2週間以内に納付しなければならない。

（納付した授業料等）

第33条　納付した授業料等は、返付しない。

第9節　雑　　則

（雑　則）

第34条　大学院に関し必要な事項は、この学則のほか学位規程及び研究科規程に定める。

2　この学則により大学学則を準用する場合は、「教授会」を「研究科委員会」又は「大学院委員会」と読み替えるものとする。

第10節　改　　廃

（改　廃）

第35条　この学則の改廃は、理事会が決定する。

附　則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附　則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附　則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附　則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附　則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成元年4月1日から施行する。

2　昭和63年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

1　この学則は、平成2年4月1日から施行する。

2　平成元年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

1　この学則は、平成3年4月1日から施行する。

2　平成2年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

1　この学則は、平成3年12月12日から施行し、平成3年7月1日から適用する。
ただし、学則第31条の規定による授業料の額は、平成4年4月1日から適用する。

2　学則第17条第2項の規定は、平成4年度入学者から適用し、平成3年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成6年4月1日から施行する。

2　学則第17条第2項の規定は、平成6年度入学者から適用し、平成5年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

1　この学則は、平成７年４月１日から施行する。

2　学則第17条第２項の規定は、平成７年度入学者から適用し、平成６年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成９年４月１日から施行する。

2　学則第17条第２項及び第22条第２項の規定は、平成９年度入学者から適用し、平成８年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、平成10年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成11年４月１日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成12年４月１日から施行する。

2　学則第17条第２項（別表）及び第22条第２項の規定は、平成12年度入学者から適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、平成13年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成14年４月１日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成15年４月１日から施行する。

2　学則第17条第２項（別表）の規定は、平成15年度入学者から適用し、平成14年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

1　この学則は、平成18年４月１日から施行する。

2　学則第17条第２項（別表）、第22条第２項及び第31条の規定は、平成18年度入学者から適用し、平成17年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

1　この学則は、2009（平成21）年４月１日から施行する。

2　学則第17条第２項（別表）の規定は、2009（平成21）年度入学者から適用し、2008（平成20）年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

1　この学則は、2010（平成22）年４月１日から施行する。

2　学則第17条第２項（別表）の規定は、2010（平成22）年度入学者から適用し、2009（平成21）年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

1　この学則は、2011（平成23）年４月１日から施行する。

2　学則第17条第２項（別表）の規定は、2011（平成23）年度入学者から適用し、2010（平成22）年度以前の入学者については、なお従前の学則による。ただし、第17条の規定については、2010（平成22）年度以前の入学者にも適用する。

附　則

この学則は、2014（平成26）年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、2015（平成27）年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、2017（平成29）年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、2019（平成31）年４月１日から施行する。

別表　酪農学研究科酪農学専攻（修士課程）

専門教育科目				
授業科目	必修単位数	選択単位数	単位数合計	備考
作物生産科学				
土壌植物栄養学特論		2	2	
土壌植物栄養学特別演習		2	2	
土壌植物栄養学特別実験		1	1	
病理・害虫学特論		2	2	
病理・害虫学特別演習		2	2	
病理・害虫学特別実験		1	1	
飼料作物学特論		2	2	
飼料作物学特別演習		2	2	
飼料作物学特別実験		1	1	
植物遺伝学特論		2	2	
植物遺伝学特別演習		2	2	
植物遺伝学特別実験		1	1	
酪農機械学特論		2	2	
酪農機械学特別演習		2	2	
酪農機械学特別実験		1	1	
家畜生産科学				
家畜繁殖学特論		2	2	
家畜繁殖学特別演習		2	2	
家畜繁殖学特別実験		1	1	
遺伝・育種学特論		2	2	
遺伝・育種学特別演習		2	2	
遺伝・育種学特別実験		1	1	
家畜栄養学特論		2	2	
家畜栄養学特別演習		2	2	
家畜栄養学特別実験		1	1	
家畜管理学特論		2	2	
家畜管理学特別演習		2	2	
家畜管理学特別実験		1	1	
酪農生物化学特論		2	2	
酪農生物化学特別演習		2	2	
酪農生物化学特別実験		1	1	
酪農情報学				
酪農経営情報学特論		2	2	
酪農経営情報学特別演習		2	2	
農業経営学特論		2	2	
農業経営学特別演習		2	2	
酪農政策学特論		2	2	
酪農政策学特別演習		2	2	
農業市場学特論		2	2	
農業市場学特別演習		2	2	
環境共生学				
野生動物学特論		2	2	
野生動物学特別演習		2	2	
野生動物学特別実験・実習		1	1	
国際環境情報学特論		2	2	
国際環境情報学特別演習		2	2	
国際環境情報学特別実験・実習		1	1	
地球環境保全学特論		2	2	
地球環境保全学特別演習		2	2	
地球環境保全学特別実験・実習		1	1	
（環境共生学共通科目）				
環境共生学特論Ⅰ		2	2	
環境共生学特論Ⅱ		2	2	
特別研究	10		10	
論文				
計	10	85	95	

履修基準

修士課程の修了に必要な単位数は、30単位以上とする。

(1) 必修科目

大講座学科目の授業科目　8単位
特別研究　10単位
論文

(2) 選択科目

必修科目以外の授業科目12単位以上。ただし、演習・実験はその特論と合わせて履修すること。

別表　酪農学研究科フードシステム専攻（修士課程）

専門教育科目				
授業科目	必修単位数	選択単位数	単位数合計	備考
食資源利用システム				**履修基準** 修士課程の修了に必要な単位数は、30単位以上とする。 (1) 必修科目 所属する講座の授業科目　20単位 論　文 (2) 選択科目 必修科目以外の総合研究および特別研究を除く授業科目10単位以上。ただし、演習、実験・調査はその特論と合わせて履修すること。
農・畜産食品学特論		2	2	
農・畜産食品学特別演習		2	2	
農・畜産食品学特別実験		2	2	
農・畜産食品学総合研究		4	4	
農・畜産食品学特別研究		10	10	
食料政策システム				
食料政策論特論		2	2	
食料政策論特別演習		2	2	
食料政策論特別調査		2	2	
食料政策論総合研究		4	4	
食料政策論特別研究		10	10	
食品流通論特論		2	2	
食品流通論特別演習		2	2	
食品流通論特別調査		2	2	
食品流通論総合研究		4	4	
食品流通論特別研究		10	10	
経営管理システム				
経営管理論特論		2	2	
経営管理論特別演習		2	2	
経営管理論特別調査		2	2	
経営管理論総合研究		4	4	
経営管理論特別研究		10	10	
食品情報システム論特論		2	2	
食品情報システム論特別演習		2	2	
食品情報システム論特別調査		2	2	
食品情報システム論総合研究		4	4	
食品情報システム論特別研究		10	10	
論　文				
計		100	100	

別表　酪農学研究科食品栄養科学専攻（修士課程）

専門教育科目				
授業科目	必修単位数	選択単位数	単位数合計	備考
加工特性分野				
食品加工特性学特論		2	2	
食品物性学特論		2	2	
食品加工特性学演習		2	2	
食品物性学演習		2	2	
食品加工特性学特別実験		2	2	
栄養機能分野				
食品栄養機能化学特論		2	2	
食品機能生化学特論		2	2	
食品栄養機能化学演習		2	2	
食品機能生化学演習		2	2	
食品栄養機能化学特別実験		2	2	
健康栄養分野				
健康栄養学特論		2	2	
臨床栄養学特論		2	2	
健康栄養学演習		2	2	
臨床栄養学演習		2	2	
健康・臨床栄養学特別実験		2	2	
食環境管理分野				
食品微生物管理学特論		2	2	
食品環境汚染学特論		2	2	
食品微生物管理学演習		2	2	
食品環境汚染学演習		2	2	
食品環境管理学特別実験		2	2	
共通分野				
総合研究	4		4	
特別研究	10		10	
論文				
計	14	40	54	

履修基準

修士課程の修了に必要な単位数は、30単位以上とする。

(1) 必修科目

所属する分野の授業科目　10単位
総合研究　4単位
特別研究　10単位
論文

(2) 選択科目

必修科目以外の授業科目6単位以上。ただし、演習、実験はその特論と合わせて履修すること。

別表　酪農学研究科食生産利用科学専攻（博士課程）

専門教育科目				
授業科目	必修単位数	選択単位数	単位数合計	備考
植物資源生産学Ⅰ		2	2	**履修基準** 博士課程の修了に必要な単位数は、必修科目以外に１分野の授業科目４単位を修得し、11単位以上とする。
植物資源生産学Ⅱ		2	2	
動物資源生産学Ⅰ		2	2	
動物資源生産学Ⅱ		2	2	
食資源開発利用学Ⅰ		2	2	
食資源開発利用学Ⅱ		2	2	
応用食品化学Ⅰ		2	2	
応用食品化学Ⅱ		2	2	
微生物利用学Ⅰ		2	2	
微生物利用学Ⅱ		2	2	
農業経営政策学Ⅰ		2	2	
農業経営政策学Ⅱ		2	2	
食料経済学Ⅰ		2	2	
食料経済学Ⅱ		2	2	
食生産利用科学総合演習Ⅰ	1		1	
食生産利用科学総合演習Ⅱ	1		1	
食生産利用科学総合演習Ⅲ	1		1	
特別研究	4		4	
計	7	28	35	

別表　酪農学研究科食品栄養科学専攻（博士課程）

専門教育科目				
授業科目	必修単位数	選択単位数	単位数合計	備考
加工特性分野				**履修基準** 博士課程の修了に必要な単位数は、6単位以上とする。 (1) 必修科目 所属する分野の授業科目3単位 論文 (2) 選択科目 他の分野の特別講義から3単位以上
食品加工特性学特別講義		1	1	
食品物性学特別講義		1	1	
食品加工・物性特性学演習		1	1	
栄養機能分野				
食品栄養機能化学特別講義		1	1	
食品機能生化学特別講義		1	1	
食品栄養機能・生化学演習		1	1	
健康栄養分野				
健康栄養学特別講義		1	1	
臨床栄養学特別講義		1	1	
健康・臨床栄養学演習		1	1	
食環境管理分野				
食品微生物管理学特別講義		1	1	
食品環境汚染学特別講義		1	1	
食品環境汚染学演習		1	1	
論文				
計		12	12	

別表　獣医学研究科獣医学専攻（博士課程）

専門教育科目					
授業科目		必修単位数	選択単位数	単位数合計	備考
専門分野	基礎獣医学演習Ⅰ		4	4	履修基準 専門分野は、１分野の授業科目24単位を必修とする。 特殊講義より３科目６単位以上修得すること。
	基礎獣医学演習Ⅱ		4	4	
	基礎獣医学演習Ⅲ		4	4	
	基礎獣医学研究実験		12	12	
	臨床獣医学演習Ⅰ		4	4	
	臨床獣医学演習Ⅱ		4	4	
	臨床獣医学演習Ⅲ		4	4	
	臨床獣医学研究実験		12	12	
	応用獣医学演習Ⅰ		4	4	
	応用獣医学演習Ⅱ		4	4	
	応用獣医学演習Ⅲ		4	4	
	応用獣医学研究実験		12	12	
形態機能学特殊講義			2	2	
臨床獣医学特殊講義			2	2	
応用獣医学特殊講義			2	2	
予防獣医学特殊講義			2	2	
国際獣医情報学特殊講義			2	2	
計			82	82	

別表　獣医学研究科獣医保健看護学専攻（修士課程）

専門教育科目				
授業科目	必修単位数	選択単位数	単位数合計	備考
基礎・応用獣医保健看護学				**履修基準** 修士課程の修了に必要な単位数は、30単位以上とする。 (1) 必修科目 指導教員の担当する特論　2単位 所属分野の演習　4単位 所属分野の特別研究　10単位 生命倫理と研究倫理　2単位 論文 (2) 選択科目 演習及び特別研究を除く、その他の科目から12単位以上
動物形態・機能学特論		2	2	
動物感染病学特論		2	2	
動物病理学特論		2	2	
基礎・応用獣医保健看護学特論		2	2	
公衆衛生学特論		2	2	
動物栄養学特論		2	2	
基礎・応用獣医保健看護学演習Ⅰ		2	2	
基礎・応用獣医保健看護学演習Ⅱ		2	2	
基礎・応用獣医保健看護学特別研究		10	10	
臨床獣医保健看護学				
生産動物医療学特論		2	2	
動物衛生学特論		2	2	
伴侶動物医療学特論		2	2	
動物行動学特論		2	2	
動物看護学特論		2	2	
動物理学療法学特論		2	2	
臨床獣医保健看護学特論		2	2	
臨床獣医保健看護学演習Ⅰ		2	2	
臨床獣医保健看護学演習Ⅱ		2	2	
臨床獣医保健看護学特別研究		10	10	
共通				
生命倫理と研究倫理	2		2	
論文				
計	2	54	56	

酪農学園大学学位規程

（目　　的）

第１条　この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条の規定に基づき、酪農学園大学（以下「本学」という。）大学院学則に定めるもののほか、本学が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学位の種類）

第２条　本学において授与する学位は、次のとおりとする。

学　士（農　学・食品学・環境学・獣医学・獣医保健看護学）の学位

修　士（農　学・食品栄養科学・獣医保健看護学）の学位

博　士（農　学・食品栄養科学・獣医学）の学位

（学位授与の要件）

第３条　学士の学位は、本学学群を修了した者に授与する。

２　修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に授与する。

３　博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与する。

４　前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者にも授与することができる。

（学位の授与申請）

第４条　前条第４項に規定する者が学位の授与を申請するときは、学位論文ならびに参考論文に、学位論文審査申請書、履歴書および論文審査手数料を添え、学長に提出しなければならない。

２　論文審査手数料の額は、別に定める。

３　一旦提出した書類および論文審査手数料は、返付しない。

（学位論文および資料）

第５条　前条第１項の規定により提出する学位論文は、１篇に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

２　審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型または標本等の資料を提出させることができる。

（審査の付託）

第６条　第４条第１項の規定により学位論文の提出があったときは、学長は、研究科委員会にその審査を付託する。

（審査委員）

第７条　研究科委員会は、当該専攻担当および関連専攻担当の研究科委員から３名以上の審査委員を選定して、学位論文の審査を行う。

２　研究科委員会は、審査に必要があるときは、前項の規定にかかわらず当該研究科以外の教員または専門学者を審査委員として加えることができる。

３　審査委員のうち１名を主査とする。

４　審査委員は、学位論文の審査および最終試験を行う。

（論文審査および最終試験）

第８条　課程を修了する者の学位論文の審査および最終試験は、全て在学期間中に終了するものとする。

２　最終試験は、論文の審査終了後、論文を中心として関連のある科目について、口述または筆記によって行うものとする。

３　第４条第１項の規定により提出された学位論文の審査および学力試験は、学位論文が提出された日から１年以内に終了するものとする。

（審査の報告）

第９条　審査委員は、学位論文の審査および試験を終了したときは、直ちにその結果を文書をもって当該研究科委員会に報告しなければならない。

（研究科委員会の議決）
第10条　研究科委員会は、前条の報告に基づき、学位論文の審査および試験についての合否を議決する。
2　前項の議決には、研究科委員（長期出張中および休職中のものを除く。）の２分の１以上が出席し、かつ出席者の３分の２以上の賛成がなければならない。
（審査結果の報告）
第11条　研究科委員会が前条第１項の議決をしたときは、研究科長は、その氏名、論文審査の要旨、試験の成績および決定の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。
（学位の授与）
第12条　学長は、前条の報告に基づき、大学院委員会の議を経て、合格と決定した者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。
2　学位記の授与年月日は、別に定める。
（学位の名称）
第13条　学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「酪農学園大学」と明記するものとする。
（論文要旨等の公表）
第14条　本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から３か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨および審査結果の要旨を本学が指定するウェブサイトで公表する。
（論文の公表）
第15条　博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から１年以内に、その論文を本学が指定するウェブサイトで公表しなければならない。
2　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを本学が指定するウェブサイトで公表する。この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
3　やむを得ない事由がある場合とは、次に掲げる場合である。
⑴　博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、本学が指定するウェブサイトで公表することができない内容を含む場合
⑵　博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から１年を超えて本学が指定するウェブサイトで公表することができない内容を含む場合
⑶　出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、本学が指定するウェブサイトでの博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から１年を超えて生じる場合
4　やむを得ない事由が無くなった場合には、博士の学位を授与された者は当該博士論文の全文を、本学が指定するウェブサイトで公表すること。
（博士の学位授与の報告）
第16条　本学は、博士の学位を授与したときは、その日から３か月以内に、別記様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。
（学位の取消）
第17条　本学において学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、または不正の方法によって学位を受けた事実が判明したときは、学長は、当該研究科委員会および大学院委員会の議を経て学位の授与を取消し、学位記を返還させ、その旨を公表する。
2　研究科委員会が前項の決定をする場合は、第10条第２項の規定を適用する。
（学位記および書類の様式等）
第18条　学位記の様式、学位論文審査申請書関係書類の様式およびその提出部数は、別表のとおりとする。

附　　則

この規程は、1975（昭和50）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、1981（昭和56）年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、1988（昭和63）年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、1990（平成２）年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、1991（平成３）年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、1991（平成３）年12月12日から施行し、1991年（平成３）年７月１日から適用する。

附　則

この規程は、1994（平成６）年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、1995（平成７）年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程は、1996（平成８）年４月１日から施行する。

2　規程第18条に定める別表第１は、1996（平成８）年度入学生から適用し、1995（平成７）年度以前の入学生については、なお従前の規程による。

附　則

この規程は、1998（平成10）年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、2001（平成13）年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、2002（平成14）年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、2003（平成15）年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程は、2008（平成20）年４月１日から施行する。

2　規程第２条の規定は、2005（平成17）年度入学者から適用し、2004（平成16）年度以前の入学者については、なお従前の規程による。

附　則

この規程は、2009（平成21）年１月１日から施行する。

附　則

1　この規程は、2010（平成22）年４月１日から施行する。

2　規程第４条の規定は、2010（平成22）年度入学者から適用し、2009（平成21）年度以前の入学者については、なお従前の規程による。

附　則

1　この規程は、2011（平成23）年４月１日から施行する。

2　規程第２条および規程第18条に定める別表第１は、2011（平成23）年度入学者から適用し、2010（平成22）年度以前の入学者については、なお従前の規程による。

附　則

この規程は、2013（平成25）年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程は、2015（平成27）年４月１日から施行する。

別　表

1　学群を卒業した場合の様式

酪農大○○第ＸＸＸＸ号

卒業証書・学位記

大学印

氏　　名

○○年○○月○○日生

本学　○○　学群　○○○　学類所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（○○学）の学位を授与する

○○年○月○○日

酪農学園大学○○学群長　○　○　○　○　学群長印

酪農学園大学学長　○　○　○　○　学長印

学位－4

2－1　修士課程を修了した場合の様式

酪修酪第ＸＸＸＸ号

学　位　記

大学印

氏　　名

○○年○○月○○日生

本学大学院　○○　学研究科　○○○　専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので修士（○○）の学位を授与する

○○年○月○○日

酪農学園大学学長　○　○　○　○　学長印

学位－5

2－2　修士課程を修了した場合の様式（英文）

RAKUNO GAKUEN UNIVERSITY

Ebetsu, Hokkaido, Japan

No.

大学印

Hereby Confers upon

Name

Date of Birth:

the Degree of

Master of ○○○○○○○

in Recognition of

the Fulfillment of Course Requirements and

the Successful Completion of

a Master's Thesis and Final Examination

for a Major in ○○○○○○○

at the Graduate School of ○○○○○○○.

Date

学長印

President

This is an authorized translation of the original certificate in Japanese.

学位－6

3－1　博士課程を修了した場合の様式

酪博○第ＸＸＸＸ号

学　位　記

大学印

氏　　名

○○年○○月○○日生

本学大学院　○○　学研究科　○○○　専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する

○○年○月○○日

酪農学園大学学長　○　○　○　○　学長印

学位－7

３－２　博士課程を修了した場合の様式（英文）

RAKUNO GAKUEN UNIVERSITY
Ebetsu, Hokkaido, Japan

No.

大 学 印

Hereby Confers upon

Name
Date of Birth:

the Degree of
Doctor of ○○○○○○○

in Recognition of
the Fulfillment of Course Requirements and
the Successful Completion of
a Doctoral Dissertation and Final Examination
for a Major in ○○○○○○○
at the Graduate School of ○○○○○○○.

Date

学 長 印

President

This is an authorized translation of the original certificate in Japanese.

学位－8

４－１　論文提出による場合の様式

酪論博○第ＸＸＸＸ号

学　位　記

大 学 印

氏　　名

○○年○○月○○日生

本学に学位論文を提出し所定の審査および試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する

○○年○月○○日

酪農学園大学学長　○ ○ ○ ○

学 長 印

学位－9

４－２　論文提出による場合の様式（英文）

RAKUNO GAKUEN UNIVERSITY
Ebetsu, Hokkaido, Japan

No.

大 学 印

Hereby Confers upon

Name
Date of Birth:

the Degree of
Doctor of ○○○○○○○

in Recognition of
the Successful Completion of
a Doctoral Dissertation and Examination
at the Graduate School of ○○○○○○○.

Date

学 長 印

President

This is an authorized translation of the original certificate in Japanese.

学位－10

5　学位（博士）授与の報告書の様式

学　位　（　博　士　）　授　与　報　告　書

酪農学園大学大学院

報告番号	博士の専攻分野の名称	博士の学位を授与された者				博士課程の修了等の状況			博士論文名	授与年月日	博士論文受理年月日	論文審査終了年月日
		(ふりがな) 氏　名	性別	生年月日	本　籍	大学院名	研究科 (専攻)名	修了(中退) 年月日				
甲・乙第　　号	博　士(　　)				都道府県							
甲・乙第　　号	博　士(　　)				都道府県							
甲・乙第　　号	博　士(　　)				都道府県							
甲・乙第　　号	博　士(　　)				都道府県							
甲・乙第　　号	博　士(　　)				都道府県							
甲・乙第　　号	博　士(　　)				都道府県							

備　　考

1　報告番号は、学位規則（昭和28年文部省令９号）により授与された博士の一連番号とし、第４条第１項によるものについては「甲第　　号」、同条第２項によるものについては「乙第　　号」とすること。

2　博士の学位を授与された者が日本国籍以外の国籍を有する場合には、本籍に代えて当該国籍を記入すること。

3　博士論文の題名が外国語で表示されている場合には、日本語訳を（　　）を付して記入すること。

4　この報告書は、学位規則第12条に定める期間内に、該当する者をまとめて、随時に一覧表の形で提出すること。

6　学位論文審査申請書関係書類の様式

(1)　学位論文審査申請書の様式

酪農学園大学

学　長　　殿

学　位　論　文　審　査　申　請　書

貴学学位規程第４条第１項の規定により学位論文に論文目録、履歴書及び論文審査手数料　　円を添え博士（○○）の学位の授与を申請いたします。

年　　月　　日

氏　名　　㊞

(2) 論文目録の様式

論　　文　　目　　録

学位論文

1　題　目

2　印刷公表の方法及び時期

3　冊　数

参考論文

1　題　目

2　冊　数

年　　月　　日

学位申請者　　㊞

備　考

① 論文題目が外国語の場合は、和訳を付すること。

② 学位論文がまだ印刷公表されていないときは、その予定を記載すること。

③ 参考論文は、2種以上あるときは、列記すること。

(3) 履歴書の様式

履　　歴　　書

本　籍

現住所

氏　名

年　　月　　日生

学　歴

年　　月　　日

年　　月　　日

年　　月　　日

職　歴

年　　月　　日

年　　月　　日

年　　月　　日

研究歴

年　　月　　日

年　　月　　日

年　　月　　日

賞　罰

上記の通り相違ありません。

年　　月　　日

氏　名　　㊞

備　考

学歴は、旧制中等学校等または新制高等学校卒業以後の履歴について年次を追って記載すること。

7　学位論文審査申請書関係書類の提出部数

(1) 学位論文審査申請書　1部

(2) 学位論文（参考論文を含む。）　4部

(3) 論文目録　4部

(4) 履歴書　4部

酪農学園大学大学院再入学規程

（目　　的）

第１条　この規程は、酪農学園大学大学院学則第15条の規定に基づき、再入学に関して必要な事項を定める。

（資　　格）

第２条　再入学の出願ができる者は下記のとおりとする。

１　本大学院を退学した者および授業料その他の納付を怠り除籍となった者。

２　博士論文提出のために本大学院において所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、博士論文を未提出で退学した者。

（時　　期）

第３条　再入学の時期は、４月または10月とする。

２　博士論文提出のための再入学を出願出来る期限は獣医学研究科においては退学後３年間、酪農学研究科においては退学後２年間までとする。上記以外の再入学はこの限りではない。またいずれの再入学も１回を限度とする。

（所属及び年次）

第４条　再入学する研究科・専攻は原則として再入学を希望する者が退学及び除籍となる以前に所属していた研究科・専攻とする。

２　再入学する年次は、原則として、再入学を希望する学生が退学となる以前の年次とする。但し、退学時に当該年次を修了している場合、その再入学の年次は、修了年次の次の年次とする。また、除籍となった者が再入学する場合の年次は、除籍の当該年次とする。但し、博士論文提出のための再入学年次は最終修了年次とする。

（出　　願）

第５条　再入学を希望する者は、１月末日または７月末日までに次の各号に定める書類に再入学検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

⑴　再入学願（本学所定のもの）

⑵　健康診断書

⑶　再入学検定料30,000円

（選　　考）

第６条　選考は大学院委員会において行う。

（手続及び許可）

第７条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに授業料等を納付し、再入学に必要な手続きをしなければならない。但し、博士論文提出のための再入学授業料は別途定める。

２　学長は、前項に定める入学手続きを完了した者に再入学を許可する。

３　許可日は、原則として４月１日付けまたは10月１日付けをもって行う。

（単位の認定）

第８条　再入学した者が既に履修した授業科目及び修得単位数は、再入学した時の「授業科目履修年次配当表」に照らして読み替え、修了の要件となる単位に含めることができる。但し、既に履修した科目の全部または一部を再び履修させることがある。

２　前項の認定は、大学院委員会の議を経て行う。

（修業年限）

第９条　再入学した者の修業年限は、再入学前に在学した年数と通算し獣医学研究科博士課程は８年、酪農学研究科博士課程は６年、酪農学研究科修士課程は４年までとする。（いずれも休学期間を除く）

（改　　廃）

第10条　この規程の改廃は、入試委員会において審議し、大学院委員会の議を経て学長がこれを行う。

附　　則

１　この規程は2010（平成22）年４月１日より制定施行する。

２　この規程は2010（平成22）年度以降の入学者から適用する。

酪農学園大学授業料等に関する規程

（目　　的）
第１条　この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第９節に定める入学金、授業料及び実学充実費（以下「授業料等」という。）の取扱い及び収納業務に関し、必要な事項を定める。
（納 付 額）
第２条　入学金及び授業料等の納付額は、学則第48条に定める額とする。
（授業料等の返付）
第３条　納付した授業料等は返付しない。ただし、休学又は退学時に当該学期以外の授業料等が納付されていた場合、願い出のあった者の授業料等は返付する。
２　新入学生（編入生・転入生・再入学生を含む。以下同じ。）の授業料等にあっては入学年度前３月31日までに、後学期新入学生の授業料等にあっては後学期開始前日までに入学辞退を願い出た場合、その全額を返付する。
（納付期限）
第４条　授業料等の納付期限は、次のとおりとする。ただし、新入学生の前学期分又は後学期新入学生の後学期分は、入学許可時に定める期日とする。
⑴　前学期は４月30日とする。
⑵　後学期は10月15日とする。
２　授業料等は一括納付することができる。ただし、納付期限は、前学期と同じとする。
（納付方法）
第５条　授業料等の納付は、本学所定の授業料等払込用紙による。
（授業料等の徴収の猶予）
第６条　経済的事由により納付期限までに授業料等の納付が困難な者に対して、徴収を猶予することがある。
２　徴収の猶予をする場合の納付期限は、次のとおりとする。
前学期分　６月20日　後学期分　12月15日
３　徴収猶予の許可を受けようとする者は、保証人が連署の上、授業料等延納願（様式１）により、第４条の納付期限までに学務部を経て、学群長に願い出なければならない。ただし、外国人留学生が徴収猶予の許可を受けようとする場合は、保証人の署名は不要とする。
４　新入学生の前学期分の授業料等の徴収猶予は、原則として行わない。
（徴収猶予許可の消滅又は取消し）
第７条　授業料等の徴収猶予を許可された者が、学期の中途において、その理由が消滅したとき又は次の各号に該当するときは、その許可を取消す。
⑴　休学を願い出又は命ぜられたとき。
⑵　退学を願い出又は命ぜられたとき。
⑶　除籍されたとき。
２　前項第１号及び第２号により徴収の猶予許可が取消された者の未納額は、第13条又は第14条の規定により徴収し、以降の授業料等の徴収猶予は認めない。
（未納者の督促）
第８条　第４条の納付期限までに納付しない者に対し、次により学生本人及び保証人に督促する。ただし、外国人留学生については、学生本人に督促する。
⑴　督促期日
前学期分　第１回　５月15日　第２回　５月30日
後学期分　第１回　10月25日　第２回　11月10日
⑵　学生本人及び保証人には文書をもって行う。ただし、第２回の督促文書は配達証明とする。
２　次の各号に該当する場合は、配達証明により速やかに学生本人及び保証人に督促する。ただし、外国人留学生については、学生本人に督促する。
⑴　第６条により徴収猶予の許可された者が許可された納付期限までに納付しないとき。
⑵　第７条により徴収猶予が取り消された者が納付しないとき。
３　未納者の督促は、学務部、学生担当教員及び教育センターと連絡調整のうえ行う。
（未納者の処置）
第９条　前条により督促してもなお納付しない者は、学則第36条第１号の該当者とみなし、次に定める当該教授会への報告及び議を経て、学長が除籍を決定する。
⑴　前学期分の未納者は７月の定例教授会報告の後、８月の定例教授会の議を経る。
⑵　後学期分の未納者は１月の定例教授会報告の後、２月の定例教授会の議を経る。
（授業料等の免除）
第10条　第４条に定める納付期限までに１学期以上の休学及び退学を願い出た者又は命ぜられた者の授業料等は、当該学期の全額を免除する。ただし、新入学生の前学期分及び後学期新入学生の後学期分は

この限りでない。
2　経済的事由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合は、授業料等の全額若しくは半額を免除することがある。

（停学期間中の授業料等）

第11条　停学期間中の授業料等は徴収する。

（留年した場合の授業料等）

第12条　留年した者は、その年次に定められた授業料等を徴収する。
2　前項にかかわらず、卒業単位数不足により留年した者のうち、不足単位数が12単位以下の者については、各学期の授業料等の２分の１を免除する。ただし、酪農学園大学大学院には適用しない。
3　前項の免除を受けた者が翌年度以降留年した場合は、その理由にかかわらず同項の免除を継続する。

（休学の場合の授業料等）

第13条　学期の初めから３ヶ月以内に休学を願い出た者についての授業料等は、第10条第１項に定める場合を除き、月割り（授業料等内訳別に、当該学期の月数で除した額に、願い出があった経過月数を乗じ、千円未満切り上げ後の額を合算した額）で徴収する。ただし、３ヶ月を経過した場合は、当該学期分の授業料等の全額を徴収する。
2　授業料等を既に納付した者が、学期の初めから３ヶ月以内に休学を願い出た場合は、第10条第１項に定める場合を除き、前項に定める月割りをもって徴収し、差額を返付する。
3　休学を願い出た時期に応じて返付する当該学期分の授業料等については、別表に定めるとおりとする。

（退学の場合の授業料等）

第14条　学期の初めから３ヶ月以内に退学を願い出た者についての授業料等は、第13条第１項に定めるところにより行う。
2　授業料等を既に納付した者が、学期の初めから３ヶ月以内に退学を願い出た場合は、第13条第２項に定めるところにより行う。
3　退学を願い出た時期に応じて返付する当該学期分の授業料等については、別表に定めるとおりとする。

（除籍の場合の授業料等）

第15条　学則第36条第２号及び第３号により除籍された者の当該学期分の授業料等は徴収する。
2　学則第36条第１号及び第４号で除籍された者の授業料等は免除する。ただし、既に一部納付金がある場合は、返付しない。

（復学の場合の授業料等）

第16条　学期の中途において、復学を許可された者の当該学期分の授業料等は、復学を許可された月に徴収する。

（編入学・転入学における授業料等）

第17条　編入学及び転入学による入学生の納付金は、その入学年度に定めた入学金及び授業料等納付額による。ただし、次の者の入学金は免除する。
(1)　本学を卒業して再び他の学類に編入学した者
(2)　酪農学園大学短期大学部（改称以前の短期大学を含む。以下同じ。）を卒業して本学に編入学をした者

（転学群転学類における授業料等）

第18条　転学群転学類の納付金は、当該転入学群学類学年次の授業料等納付額によるものとする。

（再入学における授業料等）

第19条　学則第35条により退学した者が再入学する場合の納付金は、再入学が許可された当該学類学年次に納付すべき授業料等納付額とする。
2　学則第36条第１号により除籍となった者が再入学する場合の納付金は、前項に定める額及び当該学類の入学金の額とする。

（委託生・科目等履修生・特別科目等履修生及び研究生の授業料等）

第20条　委託生・科目等履修生・特別科目等履修生及び研究生の授業料等については、別に定める。

（酪農学園大学短期大学部卒業者の入学金）

第21条　酪農学園大学短期大学部を卒業して本学獣医学群獣医学類に入学する者の入学金は、免除する。

（とわの森三愛高校卒業者の入学金）

第22条　とわの森三愛高校卒業者が、次の入学試験制度により本学各学群・学類に入学する場合は、各学群・学類の入学金から全額を減免する。
(1)　推薦入試（専願、併願）
(2)　学力入試
(3)　センター試験利用入試

（風水害被害世帯からの志願者の取扱い）

第23条　風水害世帯からの志願者の取扱いは、次のとおりとする。

⑴　対象者は、入学前１年間において、入学希望者の学費負担者が風水害等の被害を受け、その世帯が災害救助法適用地域であること、または、災害救助法の適用を受けない近隣の地域で同等の災害にあった世帯からの志願者とする。
⑵　前号の入学志願者の入学検定料の全額及び入学手続き時の入学金を全額免除する。
⑶　第１号の対象者は、本学の他の減免措置との重複適用を受けることができる。

（その他の授業料等の取扱い）

第24条　その他の授業料等の取扱いは、次のとおりとする。
⑴　同窓生（酪農学園が経営している（いた）学校の卒業生）の子弟が入学する場合は、学群・学類の入学金から10万円を減免する。ただし、他の入学金減免との重複適用はしない。
⑵　本学に複数の学生（兄弟姉妹、夫婦、親子）が同時に修学する家庭（授業料の負担者を同一とする）の２人目以降の下級年次学生（同一学年の場合は、戸籍上の下位者または入学年次が後の学生）に対して、後学期分授業料から２分の１相当額を減免する。ただし、大学院と本学の同時修学は対象としない。
⑶　本学在籍学生が再度入学試験を受験し、入学した場合、入学金は免除する。
⑷　高校在学時に日本農業技術検定２級以上を取得した場合、入学金は免除する。

（大学院の準用）

第25条　この規程は、次項を除き、酪農学園大学大学院においても準用する。この場合において、第１条中「実学充実費」とあるのは、「実験実習料」と読み替えるものとする。
２　酪農学園大学及び酪農学園大学短期大学部を卒業した酪農学園大学大学院入学生の入学金は免除する。
３　酪農学園大学大学院の博士課程において所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学した者が、再入学する場合の納付金は、下記のとおりとする。
⑴　入学金は徴収しない。
⑵　授業料は年額20万円（前期・後期各10万円）とする。
⑶　その他の経費は徴収しない。
⑷　ＴＡ（ティーチングアシスタント）の申請はできない。
⑸　再入学者に係る研究指導費は配分しない。

（改　　廃）

第26条　この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附　　則（1976年10月21日規程1976－○○号）

この規程は、1976（昭和51）年10月21日から施行する。

附　　則

この規程は、1982（昭和57）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、1992（平成４）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、1994（平成６）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、1996（平成８）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、1998（平成10）年４月１日から施行する。

附　　則

１　この規程は、2000（平成12）年４月１日から施行する。
２　この規程の改正に伴い、「酪農学園大学編入学・転入学・再入学並びに転学科における授業料等納付金の取扱いについて（内規）」は廃止する。

附　　則

この規程は、2001（平成13）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2001（平成13）年10月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2002（平成14）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2003（平成15）年12月４日から施行する。

附　　則

この規程は、2005（平成17）年12月４日から施行する。

附　　則

この規程は、2006（平成18）年11月２日から施行する。

附　則

この規程は、2008（平成20）年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、2009（平成21）年７月１日から施行する。

附　則

1　この規程は、2010（平成22）年４月１日から施行する。

2　規程第25条第３項の規定は、2010（平成22）年度入学者から適用し、2009（平成21）年度以前の入学者については、なお従前の規程による。

附　則

この規程は、2010（平成22）年11月４日から施行する。

附　則

1　この規程は、2011（平成23）年４月１日から施行する。

2　第13条第２項別表１の入学後の返還月数は、2011（平成23）年度入学者から適用し、2010（平成22）年度以前の入学者については、なお従前の規程による。

3　この規程の改正に伴い、『「酪農学園大学授業料等に関する規程」および「酪農学園大学短期大学部授業料等に関する規程」』の運用についての申し合わせ事項は廃止する。

附　則

この規程は、2012（平成24）年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程は、2013（平成25）年４月１日より適用する。

2　第６条第３項の規定に係わらず、学部及び学科の廃止が認可されるまでの間は同条に規定する構成者に学群長とある場合は学部長を加えるものとする。

3　規程第24条第３号は2013（平成25）年４月１日入学者より適用する。

附　則

この規程は、2013（平成25）年４月１日より適用する。

附　則

1　この規程は、2014（平成26）年４月１日より適用する。

2　規程第19条第２項および第24条第４号は、2015（平成27）４月１日入学者より適用する。

附　則

この規程は、2015（平成27）年４月１日より適用する。

附　則

この規程は、2016（平成28）年４月１日より適用する。

附　則

この規程は、2017（平成29）年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、2018（平成30）年２月16日から施行する。

附　則

この規程は、2018（平成30）年10月１日から施行する。

附　則

この規程は、2019（平成31）年４月１日から施行する。

別表　既納者の授業料等返付月数

	休学又は退学を願い出た時期	新入生以外（転学類含む）	新入生	
			前学期	後学期
前学期	４月１日～４月30日	全額返付	５ヶ月分返付	－
	５月１日～５月31日	４ヶ月分返付	４ヶ月分返付	－
	６月１日～６月30日	３ヶ月分返付	３ヶ月分返付	－
	７月１日～９月30日	返付なし	返付なし	－
後学期	10月１日～10月15日	全額返付	全額返付	５ヶ月分返付
	10月16日～10月31日	５ヶ月分返付	５ヶ月分返付	５ヶ月分返付
	11月１日～11月30日	４ヶ月分返付	４ヶ月分返付	４ヶ月分返付
	12月１日～12月31日	３ヶ月分返付	３ヶ月分返付	３ヶ月分返付
	１月１日～３月31日	返付なし	返付なし	返付なし

酪農学園大学研究生規程

（目　　的）

第１条　この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第45条第４項の規定に基づき、研究生に関する事項を定める。

（入学資格）

第２条　研究生として志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

⑴　大学を卒業した者

⑵　大学が特に適当と認める者

（出願手続）

第３条　研究生を志願する者は、別表１に定める期間内に、次の各号に定める書類に検定料を添えて、学群長に願い出なければならない。

⑴　研究生志願書（本学所定）

⑵　最終学校の卒業証明書

２　外国人留学生は、前項の他、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

⑴　研究生志願調書（本学所定）

⑵　在留資格認定証明書（写）

⑶　身元保証書（本学所定）

（選　　考）

第４条　前条の志願者の選考については、教授会の議を経て、学長が決定する。

（入学手続および許可）

第５条　前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金および研究料を納付しなければならない。

２　学長は、前項の入学手続きを完了した者について入学を許可する。

（期　　間）

第６条　研究期間は、１年以内（年度の途中で研究生となった者は、その年度末まで）とする。ただし、引き続き研究を希望する場合は、教授会の議を経て、その期間を更新することができる。

（入学検定料・入学金および研究料）

第７条　入学検定料・入学金および研究料は別表２のとおりとする。

２　継続して研究する場合は、入学金を免除する。

３　納付した研究料等は返付しない。ただし、在留資格を得られず入国できないため研究生の資格取消となった外国人には、入学金および研究料を返付する。

（研究・指導）

第８条　研究生は、指導教員の指導を受けて研究するものとする。

（研究報告）

第９条　研究生は、研究報告書を指導教員を経て、学群長に提出するものとする。

（諸証明の交付）

第10条　研究生には、次の各号に定める証明書を交付する。

⑴　研究生身分証明書

⑵　研究証明書

（研究生の取消）

第11条　研究生が申し出たとき、または、その本分に反する行為があった場合は、教授会の議を経て、学長

が研究生としての資格を取消す。

（準用規定）

第12条　研究生に関し、この規程に定めるもののほか、本学学則を準用する。

（改　　廃）

第13条　この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附　　則

この規程は、1964（昭和39）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、1975（昭和50）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、1978（昭和53）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、1980（昭和55）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、1981（昭和56）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、1990（平成２）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、1997（平成９）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、1998（平成10）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2001（平成13）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2002（平成14）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2015（平成27）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2016（平成28）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2019（平成31）年４月１日から施行する。

別表１（規程第３条）

１）研究生

出　願　受　付	研　　究　　期　　間	
	１　　年	半　　期
２月１日～２月末日（継続者）	４月１日～翌年３月31日	４月１日～９月30日
２月１日～３月末日（新規者）		
４月１日～４月末日	５月１日～翌年３月31日	５月１日～９月30日
５月１日～５月末日	６月１日～翌年３月31日	６月１日～９月30日
６月１日～６月末日	７月１日～翌年３月31日	―
９月１日～９月末日	―	10月１日～翌年３月31日
10月１日～10月末日	―	11月１日～翌年３月31日

２）外国人留学生研究生

出　願　受　付	研　　究　　期　　間	
	１　　年	半　　期
12月１日～１月末日（国外在住者）	４月１日～翌年３月31日	４月１日～９月30日
１月１日～２月末日（国内在住者）		
６月１日～７月末日（国外在住者）	―	10月１日～翌年３月31日
７月１日～８月末日（国内在住者）		

別表２（規程第７条第１項）

		一　　般	本学卒業生	外国人留学生
入学検定料		10,000円	10,000円	10,000円
入　学　金		30,000円	15,000円	15,000円
研究科（獣医学研究科）	半期	60,000円（120,000円）	40,000円（80,000円）	40,000円（40,000円）
	年間	100,000円（200,000円）	70,000円（140,000円）	70,000円（70,000円）

酪農学園大学科目等履修生規程

（目　　的）

第１条　この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第43条第２項の規定に基づき、科目等履修生に関する事項を定める。

（資　　格）

第２条　科目等履修生としての志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

⑴　高等学校を卒業した者

⑵　通常の課程による12年の学校教育を修了した者

⑶　外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

⑷　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

⑸　文部科学大臣の指定した者

⑹　大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

⑺　その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

２　教育職員免許状授与の所要資格を得るために必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

⑴　学校教育法第83条の大学を卒業した者

⑵　教育職員免許法附則第９項の表の定める基礎資格を有し、教育職員免許状（農業実習）の取得を希望する者

（受入れ時期）

第３条　科目等履修生の受入れ時期は、４月１日及び10月１日とする。

（出願手続）

第４条　科目等履修生を志願する者は、次の書類に第８条に定める検定料を添えて願い出なければならない。

⑴　科目等履修生志願書（本学所定）

⑵　履歴書（本学所定）

⑶　最終学校の卒業証明書

⑷　最終学校の成績証明書

⑸　現職証明書

⑹　写真２枚（正面上半身脱帽、最近３カ月以内に撮影したもの）

⑺　健康診断書（最近３カ月以内に発行されたもの）

２　教職に関する授業科目を履修しようとする者は、前項各号の書類のほか、学力に関する証明書（教職課程）を添付すること。

（選　　考）

第５条　前条の出願者の選考については、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が決定する。

（手続および許可）

第６条　前条により合格通知を受けた者は、指定の期日までに次の書類を提出するとともに、第８条に定める入学金および科目等履修料を納付しなければならない。

⑴　誓約書

⑵　その他本学の指定する書類

２　学長は、前項の手続きを完了した者について入学を許可する。

（期　　間）

第７条　科目等履修生の履修期間は、年度内の当該授業科目の開講期間とする。

（検定料、入学金、科目等履修料）

第８条　検定料及び入学金、科目等履修料は、次のとおりとする。

検定料	10,000円
入学金	30,000円（ただし、本学卒業生は免除とする。外国人留学生は半額とする。）

科目等履修料

講　　義	10,000円（１単位につき）
演　　習	16,000円（１単位につき）
実験・実習	24,000円（１単位につき）
教育実習	30,000円

2　継続して科目等履修をする場合は、入学金を免除する。
3　納付した検定料、入学金、科目等履修料は、返還しない。
4　他機関との交流協定等による受入れの場合の検定料、入学金、科目等履修料は別途定めるものとする。

（履修制限）

第９条　履修しようとする科目において、本学学生の教育に支障をきたす場合には、その履修を制限することがある。

（履修できる単位数）

第10条　履修できる単位数は、１年を通じて30単位以内とする。ただし、１学期のみの場合は、15単位以内とする。

（単位の授与）

第11条　科目等履修生は、履修した科目の試験を受けることができ、試験に合格したときは所定の単位を与える。
2　前項により単位を認定した場合は、単位修得証明書を交付する。

（諸証明書の交付）

第12条　科目等履修生には、身分証明書を交付する。
2　本人の請求により科目等履修生証明書を交付する。

（科目等履修生身分の取消）

第13条　科目等履修生が申し出たとき、又はその本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学長が科目等履修生としての身分を取消す。

（準用規定）

第14条　この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関して本学学則を準用する。

（改　　廃）

第15条　この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附　　則

この規程は、平成６年４月１日から施行する。

附　　則

1　この規程は、1996（平成８）年４月１日から施行する。
2　この規程の施行により、酪農学園大学聴講生規程は廃止する。

附　　則

この規程は、1997（平成９）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、1998（平成10）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2001（平成13）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2002（平成14）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2008（平成20）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2009（平成21）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2012（平成24）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2015（平成27）年４月１日から施行する。

酪農学園大学授業料免除規程

（目　　的）

第１条　この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第54条に基づき、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が、経済的事由により授業料の納付が困難であり、かつ当該学生の学業成績優秀と認められる場合、授業料の半額を免除することを目的とする。

（資　　格）

第２条　授業料を免除される者は、学資負担者が次の各号の一に該当する者とする。

⑴　死亡又は生別した場合

⑵　失職した場合

⑶　病気又は事故等で、著しく収入が減少した場合

⑷　火災、風水害等の災害を受けた場合

（申　　請）

第３条　授業料免除を申請する者は､次の各号の書類を教育センター学生支援課に提出しなければならない。

⑴　授業料免除申請書

⑵　学業成績証明書

⑶　家庭調書及び資力調書

⑷　その他、本学が必要とする証明書

（提出期限）

第４条　授業料免除関係書類は、原則として前学期においては４月30日まで、後学期においては10月15日までに提出しなければならない。

（免除期間）

第５条　授業料免除期間は、１年間とする。

（審　　議）

第６条　授業料免除に関する事項の審議は、学生支援委員会（以下「委員会」という。）で行う。

（選　　考）

第７条　授業料免除学生の選考は委員会において行い、候補者を学長に推薦する。

２　選考に関する必要な事項は、別に定める。

（決定通知）

第８条　授業料免除学生は、評議会の議を経て学長が決定し、学資負担者及び学生に通知する。

（資格の取消）

第９条　学則第40条に規定する各号の一に該当するとき、あるいは免除決定後に虚偽の事由が発生したときは免除を取消し、当該期分の授業料を徴収することがある。

（事 務 局）

第10条　授業料免除に関する取扱事務は、教育センター学生支援課で行う。

（改　　廃）

第11条　この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附　　則

この規程は、1986（昭和61）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、1988（昭和63）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、1989（平成元）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、1992（平成４）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、1995（平成７）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、1998（平成10）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2001（平成13）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2002（平成14）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2007（平成19）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2008（平成20）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2012（平成24）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2015（平成27）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2018（平成30）年10月１日から施行する。

酪農学園医療互助会会則

（名　　称）

第１条　本会は、酪農学園医療互助会（以下「互助会」という。）と称する。

（目　　的）

第２条　互助会は、酪農学園大学・とわの森三愛高等学校（以下「大学・高校」という。）に修学する学生・生徒の医療に関する相互扶助を行い、健康の維持・増進を図ることを目的とする。

（会　　員）

第３条　互助会の会員は、大学・高校に修学（学事暦で定めた入学式から卒業式まで）する学生・生徒とする。

２　互助会の会員は、会費を納付しなければならない。

（会員の資格喪失）

第４条　会員は、次の各号に定める事由に該当する場合は、その翌日から会員の資格を失う。

⑴　卒業したとき

⑵　休学したとき

⑶　退学したとき

⑷　死亡したとき

⑸　その他、学生・生徒の身分を失ったとき

（会 員 証）

第５条　会員証は、大学が交付する学生証、高校が交付する身分証明書をもってこれに代える。

（会　　費）

第６条　会費は、年額2,000円とし、修学期間の年度はじめに納付するものとする。ただし、後学期に復学するものは、その学期はじめに納付するものとする。

２　納付した会費は、互助会の目的および性格上返還しない。ただし、４月30日までに休学願・退学願を提出した者には、返還する。

（会費の返還）

第７条　前条の規定にかかわらず、他の医療保険等により医療費の全額に相当する給付を受けることのできる会員は、所定の手続により会費の半額の返還を受けることができる。

２　会費の返還手続は、年度毎に各校の担当部署において取扱う。

（経　　費）

第８条　互助会の経費は、会費・寄付金および、預金利子等をもって充てる。

（会計年度）

第９条　互助会の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月31日までとする。

（決算報告）

第10条　決算報告は、毎年学内に公示することとする。

（給　　付）

第11条　互助会は、第２条の目的を達成するため、会員の疾病負傷または、死亡について当該会員または、その遺族に対し医療費、弔慰金の給付を行う。

２　第７条に該当する会員は、疾病負傷による医療費の給付を受けることができない。

３　会員の資格を不正に利用した場合は、給付金を返還しなければならない。

（診療機関）

第12条　診療は、協定医および、他の病院・医院・診療所などの保険医療機関によるものとする。

2　協定医は、別表１に定める。

（医療給付）

第13条　会員の疾病負傷に関する医療費の給付は、医療保険診療適用の範囲内とする。

（医療費の査定）

第14条　医療費の査定は、社会保険診療報酬点数表に準拠して行う。

2　医療費証明の記載内容が不明で査定困難なものに対しては、医療費の給付を行わない。

（給 付 額）

第15条　会員が医療に要した経費に対する給付額は、次のとおりとする。

⑴　会員が医療保険を使用した場合は、本人負担医療費の100分の30とする。

⑵　会員が医療保険を使用しないで医療を受けた場合は、前項にかかわらず、医療費総額の100分の15とする。

⑶　給付額は10円未満切り捨てとする。

2　医療機関の指定薬局において、医師の処方箋による薬剤を購入した場合は、その費用に対しても前項の給付額を適用する。

3　給付金請求書は、別表に定める期日までに提出しなければならない。

4　給付金支給日から60日を経過しても受給しない場合は、給付金の権利を放棄したものとする。

（給付限度額）

第16条　会員１人に対する年間医療給付額の最高限度額は、100,000円とする。また、月間医療給付額の最高限度額は、24,030円とする。

（給付制限）

第17条　会員が自賠責保険または、原因者負担等により医療費の支払を受ける場合は、給付を行わない。

2　会員が交通三悪（飲酒運転・速度違反・無免許運転）を犯し、生じた事故による受傷については、給付を行わない。

（弔 慰 金）

第18条　会員が死亡した場合は、その遺族に対して弔慰金100,000円を支給する。

（予防対策費）

第19条　互助会は、会員の健康維持および増進を目的とした予防対策費（人件費・物品購入費等）を支出することができる。

（運営委員会）

第20条　互助会に、運営委員会を置く。

2　運営委員会の規程は別に定める。

（会　　長）

第21条　互助会の会長は、運営委員会の委員長とする。

（監　　事）

第22条　互助会に監事を置く。

2　監事は、大学学長・高校学校長をもって充てる。

3　監事は、互助会の会計を監査し、その結果を運営委員会に報告することとする。

（事 務 局）

第23条　互助会の事務局は、大学学生支援課に置く。

（雑　　則）

第24条　この会則に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、別に定める。

（会則の改廃）

第25条　この会則の改廃は、運営委員会において行う。

附　　則

1956（昭和31）年４月実施
1959（昭和34）年４月改正
1964（昭和39）年４月改正
1966（昭和41）年４月改正
1972（昭和47）年４月改正
1975（昭和50）年４月改正
1978（昭和53）年４月改正
1980（昭和55）年４月改正
1983（昭和58）年４月改正
1984（昭和59）年４月改正
1985（昭和60）年４月改正
1988（昭和63）年４月改正
1989（平成元）年４月改正
1991（平成３）年４月改正
1992（平成４）年４月改正
1995（平成７）年６月改正
1999（平成11）年３月改正
2011（平成23）年４月改正
2012（平成24）年４月改正
2013（平成25）年４月改正
2018（平成30）年10月改正

別表１

協　　定　　医

病　院　名	所　在　地	診療科目
野　幌　病　院	江別市野幌町53番地	内科・外科
佐伯耳鼻咽喉科医院	江別市４条６丁目	耳鼻咽喉科

酪農学園大学学生生活援護会規程

（名　　称）
第１条　本会は、酪農学園大学学生生活援護会と称する。
（目　　的）
第２条　本会は、建学の精神に則る学生生活の充実と学風の発展を計るために学生ならびに院生の学生生活および諸活動を援護することを目的とする。
（構　　成）
第３条　本会は、酪農学園大学学生・院生の全保護者、同窓生および職員をもって構成する。
（事　　業）
第４条　本会は、第２条に定める目的達成のため、次の事業を行う。
⑴　学生の体育・文化等の課外活動に対する奨励援助を行う。
⑵　学生に対する短期貸付金制度（三愛金庫）を設ける。この規程は別に定める。
⑶　学生の教育研究活動のために学生教育研究災害傷害保険に加入する。
⑷　学費負担者の生活上での突然の変動により経済的困窮状態に至った学生・院生に対し、一時給付金を給付する。この規程は別に定める。
⑸　その他本会の目的に沿った事業を行う。
（役 員 会）
第５条　本会事業を行うため、次の役員を置く。
２　理事は次の各号に掲げる者とする。
⑴　酪農学園大学学長
⑵　教育センター学生支援担当部長
⑶　教育センター学生支援担当次長
⑷　クラブ顧問より２名（体育系、文化系から各１名）
⑸　同窓生より２名
⑹　保護者より４名（各学類から１名）
⑺　教職員より４名（教職員の互選による。但し、担当事務局を被選挙人より除く。）
３　監事は次の各号に掲げる者とする。
⑴　教職員より１名
⑵　同窓生より１名
４　役員の任期は２年とし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
第６条　理事は理事会を組織し、会の業務について決定する。
⑴　理事長は酪農学園大学の学長がこれにあたる。
⑵　副理事長は、教育センター学生支援担当部長ならびに保護者理事から１名がこれにあたる。
第７条　理事長は第５条ならびに第６条に定める役員の任命を委嘱する。
２　理事長は本会事業の円滑な運営のため、次のとおり、理事会を招集するものとする。
⑴　予・決算ならびに事業方針・報告等を審議するために毎年５月に理事会を招集する。
⑵　その他、必要に応じ臨時に理事会を招集する。
⑶　理事会は理事現員の３分の２以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。
（会 費 等）
第８条　本会の運営は、会費･寄附金･基金ならびにその他の収入をもって行う。年会費は別表の通りとする。
（事業報告）
第９条　本会の会計・事業報告は学園広報に公表する。
（事 務 局）
第10条　本会の事務局は教育センター学生支援課に置く。
（改　　正）
第11条　本規程の改正は理事会が行う。
附　　則
昭和36年５月17日　制定（大学・短期大学学生会援護会）
昭和43年３月10日　制定（短期大学第Ⅱ部学生会援護会）
昭和52年４月１日　改正（大学・短期大学学生会援護会）
昭和56年４月１日　改正（名称および規約の改正にともない大学・短期大学学生会後援会規約および短期大学Ⅱ部学生会後援会規約を本規程に統合する。）
昭和56年10月26日　改正（昭和57年４月１日　施行）
1992年（平成４年）７月27日　改正（平成４年４月１日　施行）
1995年（平成７年）２月１日　改正（平成７年１月１日　施行）
1999年（平成11年）４月１日　改正施行
2001年（平成13年）６月６日　改正（平成13年４月１日　施行）
2012年（平成24年）５月30日　改正（平成25年４月１日　施行）
附　　則
この規程は、2018（平成30）年10月１日から施行する。

酪農学園大学附属図書館利用規程

（趣　　旨）

第１条　酪農学園大学附属図書館規程第７条に基づき、附属図書館（以下「図書館」という。）の利用については、この規程の定めるところによる。

（図書館資料）

第２条　この規程において、図書館資料、（以下「図書」という。）とは、次の通りとする。

⑴　図書資料（書籍、逐次刊行物、記録等）

⑵　その他の資料（特殊資料、視聴覚資料、マイクロ資料）

（開館・閉館）

第３条　図書館は、次の各号に掲げる日を除き、開館するものとする。

⑴　日曜日および国民の祝日

⑵　本学規定の休日

２　館長は、特に必要と認めた場合、前項の規定にかかわらず開館又は閉館日を変更することができる。

（開館時間）

第４条　開館日における利用時間は、通常期間は平日午前８時40分から午後８時（土曜日にあっては午後５時）まで、学生休業期間は平日および土曜日午後５時までとする。

２　館長は、特に必要と認めた場合、前項の規定にかかわらず臨時に開館時間を変更することができる。

（利用者の資格）

第５条　図書館を利用出来る者は、次の通りとする。

⑴　本学教職員

⑵　本学大学院学生

⑶　本学学生

⑷　本学卒業生

⑸　その他館長の許可を受けた者

第６条　館長は、前条第４号および第５号に掲げる者に対し、利用証を交付する。

（身分証明書・学生証の携帯）

第７条　図書館を利用する者は、次の各号に掲げる身分証明書・学生証を携帯するものとする。

⑴	本学教職員	身分証明書
⑵	本学大学院学生	学生証
⑶	本学学生	学生証
⑷	本学卒業生	利用証
⑸	その他館長の許可を受けた者	利用証

（館内閲覧）

第８条　図書の閲覧は、所定の場所において行うものとする。

２　開架図書は、閲覧室内において自由に閲覧出来るものとする。

３　前項以外の図書を閲覧しようとするときは、所定のカウンターに申し出なければならない。

（館外帯出）

第９条　図書館を利用する者は、次に定めるものを除き、所定の手続きを経て図書を館外に帯出することができる。

⑴　貴重図書

⑵　記録及び古文書

(3) 参考図書
(4) その他特に定めた図書

（帯出冊数及び期間）

第10条　館外に帯出できる冊数は、次の通りとする。

(1) 本学教職員　30冊
(2) 本学大学院学生　30冊
(3) 本学学生　15冊
(4) 本学卒業生　5冊
(5) その他館長の許可を受けた者　その都度指定

2　資料種別の帯出冊数は、別表のとおりとする。

3　前項に掲げる者について、館長が必要と認めた場合、前項規定にかかわらず所定の手続きを経て、各号または資料種別並びに期間毎に帯出限度冊数を定めることができる。

第11条　館外に帯出できる期間は、次の通りとする。

(1) 本学教職員　1ヶ月
(2) 本学大学院学生　1ヶ月
(3) 本学学生　2週間
(4) 本学卒業生　2週間
(5) その他館長の許可を受けた者　その都度指定

2　資料種別の帯出期間は、別表のとおりとする。

3　第1項第1号に掲げる者について、館長が必要と認めた場合、前項規定にかかわらず所定の手続きを経て、長期帯出（6ヶ月）することができる。

4　第1項第2号および第3号に掲げる者については、休暇期間中において、長期帯出することができる。

（転貸の禁止）

第12条　館外に帯出した図書は、転貸してはならない。

（研究室および各部所等の備付）

第13条　研究室および各部所等においての購入および寄贈図書は、登録等所定の手続きを経て、第10条の規定にかかわらず、それぞれ保管し、利用することができる。

2　前項の規定により、研究室および各部所等で保管する図書については、それぞれ保管責任者を定めるものとする。

（返　　納）

第14条　貸出しを受けた図書は、期間内に返納しなければならない。

2　次の各号に該当する者は、貸出し期間中においても、ただちに帯出図書を返納しなければならない。

(1) 教職員　転任、退職
(2) 学生　卒業、退学

3　館長は、必要と認めた場合、貸出期間中においても、図書の返納を求め、点検することがある。

（書庫内の検索）

第15条　書庫内の検索を希望し、係員がその必要を認めた場合は、所定の手続きを経て書庫に入り、図書の検索をすることができる。

2　貴重図書、又は特殊資料を検索するときは、係員の立会いを得て行わなければならない。

（館内施設・設備の利用）

第16条　グループ学習室・ＡＶ編集室・製本室等を利用するときは、所定の手続きを経るものとする。利用細則については別に定める。

（複　　写）

第17条　文献複写は、係員の指示にしたがい所定の手続きを経て行うものとする。複写規程については別に定める。

（規律及び利用の制限）

第18条　図書館の利用については、この規程および係員の指示に従わなければならない。

2　館長は、図書館の運営・管理にそむく行為がある者に対して、図書館の利用を禁止することがある。

（相互利用）

第19条　図書館は、必要に応じ、他の図書館との相互利用をはかることができる。他館所蔵図書等の利用については、当該図書等を保有する館の定める規則に従い、図書館間の利用手続きを経て行うものとする。

（雑　　則）

第20条　この規程に定めるもののほか、図書館の利用についての必要な事項は、附属図書館委員会の議を経て、館長が定める。

（改　　廃）

第21条　この規程の改廃は、附属図書館委員会の議を経て、館長が定める。

附　　則

この規程は、1977（昭和52）年９月４日から制定施行する。

附　　則

この規程は、1985（昭和60）年４月１日から改正施行する。

附　　則

この規程は、1988（昭和63）年８月24日から改正施行する。

附　　則

この規程は、1994（平成６）年１月27日から改正施行する。

附　　則

1　この規程は、2000（平成12）年４月１日から改正施行する。

2　酪農学園大学附属図書館利用規程及び酪農学園大学短期大学部附属図書館利用規程は、2000（平成12）年４月１日をもって統合する。

附　　則

この規程は、2002（平成14）年４月１日から改正施行する。

附　　則

1　この規程は、2012（平成24）年10月12日から改正施行する。

2　酪農学園大学短期大学部廃止に伴い改正

附　　則

この規程は、2013（平成25）年４月１日から改正施行する。

別　　表

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">学　　生</td><td colspan="2">院　　生</td><td colspan="2">教　職　員</td><td colspan="2">卒業生＋学外者</td></tr>
<tr><td>図　　書</td><td>２週間</td><td rowspan="4">計15冊</td><td>１ヶ月</td><td rowspan="4">計30冊</td><td>１ヶ月</td><td rowspan="4">計30冊</td><td>２週間</td><td rowspan="4">５冊</td></tr>
<tr><td>雑　　誌</td><td>１週間</td><td>１週間</td><td>１週間</td><td rowspan="3">不可</td></tr>
<tr><td>新　着　雑　誌
（当年１月～12月発行分）</td><td>翌　日</td><td>翌　日</td><td>翌　日</td></tr>
<tr><td>録　音　資　料</td><td>２週間</td><td>２週間</td><td>２週間</td></tr>
<tr><td>映　像　資　料</td><td>１週間</td><td>計５点</td><td>１週間</td><td>計５点</td><td>１週間</td><td>計５点</td><td>不可</td><td>計５点</td></tr>
</table>

酪農学園大学構内交通規制に関する規程

（目　　的）

第１条　酪農学園大学（以下「本学」という。）の構内における、教育研究の場にふさわしい環境を維持し、交通安全の確保と緊急時における対応を保障するために、この規程を定める。

（対　　象）

第２条　本学の構内を通行する自動車・自動二輪車および原動機付自転車（以下全て「車輌」という。）は、すべてこの規程の定めるところにより構内を通行するものとする。ただし、緊急車輌についてはこの限りでない。

（通行路の指定）

第３条　徒歩および自転車の本学構内への通行路は次のとおりとする。

⑴　正門Ａ（野幌駅側）

⑵　正門Ｂ（大麻駅側）

⑶　中央通り

（車輌乗入れ指定）

第４条　学生の車輌乗入れは、原動機付自転車を除き原則として禁止する。ただし、次の各号に該当する者は、駐車場の収容能力の範囲内において、特例として車輌乗入れを許可することがある。

なお、原動機付自転車についても、乗入れ許可を必要とする。

⑴　身体障害等により、公共の交通機関による通学が困難と認められた者。

⑵　公共の交通機関がなく、あるいは著しく不便なため通学に困難があると認められた者。

⑶　専門課程等にあって、学業（卒業論文・研究等）遂行上の事由により、特に車輌の使用が必要と認められた者。

⑷　クラブ等課外活動のため、特に車輌の使用が必要と認められた者。

ただし、１団体１台に限るものとする。

２　構内に勤務する職員の車輌乗入れは、自粛する。ただし、職員の車輌が職員専用駐車場の収容能力を越える場合には、通勤距離等を基準にして、規制することがある。

３　来客、非常勤講師、商用その他学外者の車輌乗入れは、原則として制限しない。

４　車輌の本学構内への進入および帰路は次の通りとする。

⑴　研修館側の国道出入口

時間制限無し

⑵　正門Ｂ（大麻駅側）

６：30～21：00

⑶　Ｃゲート（伊達屋敷通り）側の出入口

６：30～21：00

５　本学構内における次の道路は、車輌の通行を禁止する。

⑴　学生専用駐車場Ｂ-とわの森三愛高校の区間

⑵　酪農学園ホール-Ｂ１号館前の区間

⑶　家畜管理牛舎-配水池の区間

⑷　成池北側大学-とわの森三愛高等学校第２校舎の区間

⑸　ＲＩ棟-野球場の区間

⑹　Ｂゲート-黒澤記念講堂の区間

⑺　白樺通り

⑻　学生サービスセンター裏の中通り

（通門規制）

第５条　本学構内の入構に際しては、所定のゲート・ボックスの前で一旦車輛を停止し、車輛整理員に次の定める構内通行証、構内専用通行証を明示、又は構内臨時通行証の交付を受けて通行するものとする。ただし、緊急車輛、郵便自動車、及びタクシー等はその限りでない。

⑴　「構内通行証」は、第４条第１項により許可された学生及び構内に勤務する職員の車輛に対し交付する。

⑵　「構内専用通行証」は、本学に常時出入りする非常勤講師及び商社（工事用含む。）の車輛に対し交付する。

⑶　「構内臨時通行証」は、本学に臨時的に出入りする商社等学外者及び第５条第１号を交付されない職員及び学生が、緊急やむをえない事由と認めた車輛に対し交付する。

（通行規制）

第６条　本学構内を通行する車輛は、交通標識に従い、騒音を発しないようにし、時速20㎞以下で通行するとともに、追越しをしてはならない。なお、本学構内では、トラクターは優先通行とする。

（駐車区域の指定）

第７条　本学構内に乗入を認められた車輛は、すべて所定の駐車場に駐車するものとし、それ以外の場所での駐車を一切禁止する。

（そ の 他）

第８条　車輛乗入れ及び車輛登録に関する手続き、その他この規程についての必要な事項は、別に定める「実施要領」によるものとする。

附則省略

附　　則（実施期日）

この規程は、2015（平成27）年11月16日から施行する。

酪農学園大学大学院ティーチング・アシスタント規程

（目　　的）

第１条　この規程は、酪農学園大学大学院に在学する優秀な学生に対し、教育的な配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により、大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図り、有為な人材の育成を目的とする。

（名　　称）

第２条　前条の教育補助業務を行う者の名称は、ティーチング・アシスタント（以下「ＴＡ」という。）とする。

（任用の資格）

第３条　ＴＡとして任用することができる者は、獣医学研究科博士課程、獣医学研究科修士課程、酪農学研究科博士課程、酪農学研究科修士課程に在学する学生とする。

（業務内容）

第４条　ＴＡの業務内容は、指導教員が担当する学類又は修士課程の実験、実習、演習等に対する教育補助とする。

２　学生の責任ではない理由で指導教員が変更となった場合、もしくは指導教員の了承のもと、その教員の専門分野と異なる分野を研究する学生の場合は、研究科長が学生の状況等を判断したうえで、大学院担当教員の中からＴＡ労務管理教員を指定し、担当する科目の教育補助を認める場合がある。

（募集・申請）

第５条　ＴＡの募集は、研究科ごとに行い、ＴＡを必要とする指導教員は、所定の期日までに、雇用申請書及び健康診断書を研究科長に提出する。

（選考基準）

第６条　ＴＡの選考基準は次の各号とする。

⑴　博士課程の学生として研究能力が優秀であると認められ、かつ、学部又は修士課程学生に対する実験、実習、演習等の指導ができる者

⑵　修士課程の学生として研究能力が優秀であると認められ、かつ、学部学生に対する実験、実習、演習等の指導ができる者

⑶　自己の研究が順調で学業の進展を阻害しないと判断される者

（採用決定）

第７条　ＴＡの採用は大学院委員会の議を経て学長が決定する。

（採用手続及び手当）

第８条　ＴＡの採用手続及び手当については、別に定める。

（勤務時間）

第９条　ＴＡの勤務時間は、当該学生の研究、授業等に支障が生じないように配慮し、博士課程は月40時間（週10時間程度）、年360時間以内、修士課程は月20時間（週５時間程度）、年180時間以内とし、１日８時間を超えて勤務してはならない。

（勤 務 日）

第10条　ＴＡの勤務日は、学事暦に定める授業期間の平日および土曜日とする。ただし、集中授業期間において、時間割上、実験、実習、演習等が設定されている場合はこの限りではない。

（労務管理）

第11条　ＴＡは指導教員の監督下でその業務に従事するものとする。

２　第４条第２項に該当する場合は、指導教員とＴＡ労務管理教員の監督下でその業務に従事するもの

とする。

3　指導教員は、ＴＡの勤務が学業・研究に支障が生じないよう配慮し、「出勤簿兼支払申請書」をもって労務管理をするものとする。

（就労計画および出勤簿）

第12条　ＴＡは毎月の就労計画を指導教員に相談のうえ策定し、「出勤簿兼支払申請書」に記入後、所定の期日までに教務課へ提出しなければならない。

2　ＴＡおよび指導教員は、勤務毎に返却された「出勤簿兼支払申請書」へ捺印し、該当月の勤務が終わり次第、所定の期日までに教務課へ提出しなければならない。

3　ただし、第４条第２項に該当する場合は、指導教員の捺印前にＴＡ労務管理教員が「出勤簿兼支払申請書」に捺印しなければならない。

4　やむを得ない事情で欠勤した場合や、休講等の理由でＴＡ業務がキャンセルになった場合、又は当初の就労計画からＴＡ勤務の日程を変更する場合は、「ＴＡ勤務変更報告書」の提出をもって認めることとする。ただし、学生の自己都合および所定の期間を超えての変更、または就労計画時と違う科目への変更は一切認めない。

（採用の取消）

第13条　ＴＡが次の各号の一に該当したときは、指導教員が研究科長へ書面（様式自由）で報告し、大学院委員会の議を経て学長が採用を取り消す。

⑴　ＴＡとしての本分に反する行為を行ったとき

⑵　休学、退学または成業の見込がないとき

⑶　ＴＡが採用の辞退を申し出たとき

（事務処理）

第14条　本制度に関する事務の取り扱いは、教育センター教務課および総務課で行う。

（規程の改廃）

第15条　この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

附　　則

この規程は、1994（平成６）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2002（平成14）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2005（平成17）年10月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2008（平成20）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2011（平成23）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2015（平成27）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2018（平成30）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2018（平成30）年10月１日から施行する。

酪農学園大学大学院学生の留学に関する規程

（目　　的）
第１条　この規程は、酪農学園大学大学院学則第20条及び第23条の規定に基づき、酪農学園大学大学院（以下「本大学院」という。）の学生の留学について必要な事項を定めるものとする。
（定　　義）
第２条　この規程に定める留学とは、研究科委員会の許可を得て、外国の大学等で本大学院における１学期相当期間又は１年在学し、学修すること又は研究指導を受けることをいう。
（外国の大学等）
第３条　外国の大学等とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育研究機関をいう。
（留学資格）
第４条　留学の資格は、本大学院の各課程の２年次以上に在籍している学生で、心身ともに健全であり学業成績が優秀で当該外国語の能力にすぐれている者とする。
（留学に必要な手続き）
第５条　留学を希望する者は、所定の留学願を在籍する当該研究科の研究科長に提出しなければならない。
　２　前項の留学願には、原則として、受入機関の入学又は研究及び聴講の許可書を添えなければならない。
（留学許可）
第６条　留学の許可は、研究科委員会の議を経て研究科長が行う。
（留学期間等）
第７条　留学の期間は、原則として１年以内とする。
　２　前項の期間は、修業年限に算入する。
（留学費用）
第８条　留学の費用は、すべて学生の負担とする。
（本大学院の授業料等の免除）
第９条　留学期間中の本大学院の授業料等は、免除する。
（留学報告）
第10条　学生は、次の書類を帰国の日から１か月以内に学長に提出するものとする。
　⑴　留学に関する報告書
　⑵　留学中の学業成績証明書又は研究証明書
（単位認定）
第11条　留学中に修得した授業科目並びに単位の認定については、研究科委員会の議を経て研究科長が決定する。
　２　前項により認定された単位数は、10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとする。
（修了の延期）
第12条　留学期間中に修了の要件を満たす者が引き続き在学を希望する場合には、本学における修了を１学期間延期することができる。
（雑　　則）
第13条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
（改　　廃）
第14条　この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が決定する。

附　　則
この規程は、1982（昭和57）年５月20日から施行する。

附　　則
この規程は、2004（平成16）年４月１日から施行する。

附　　則
この規程は、2007（平成19）年６月22日から施行する。

附　　則
この規程は、2015（平成27）年４月１日から施行する。

酪農学園大学大学院特別科目等履修生規程

（趣　　旨）
第１条　この規程は、酪農学園大学大学院（以下「本学」という。）学則第29条第２項の規定に基づき、本学と他の大学院研究科（以下「他の研究科」という。）との協定による特別科目等履修生に関して必要な事項を定める。
（資　　格）
第２条　特別科目等履修生の資格は、本学と単位互換協定を結んだ他の研究科に在籍する学生とする。
（受入れ時期）
第３条　特別科目等履修生の受入れ時期は、学年又は学期の始めとする。
（履修期間）
第４条　特別科目等履修生の履修期間は、１年以内とする。
（出願手続）
第５条　特別科目等履修生を志願する者は、指定の期日までに当該他の研究科を通じて次の書類を研究科長に願い出なければならない。
⑴　願書（本学所定の用紙）
⑵　その他、本学が必要とする書類等
（許　　可）
第６条　前条により願い出があった者については、当該学生が履修しようとする授業科目の教育課程を置く当該研究科委員会で選考を行い、研究科長が特別科目等履修生として受入れを許可する。
２　特別科目等履修生は、前項により本学研究科の履修学生とする。
（履修手続）
第７条　特別科目等履修生の許可を受けた者は、当該他の研究科を通じて、本学に授業科目の履修届を提出する。
２　履修できる単位数は、当該他の研究科との協議のうえ定めるものとする。
（身分証明書）
第８条　特別科目等履修生には、本学所定の身分証明書を交付する。
（単位の認定）
第９条　特別科目等履修生が履修した授業科目については、試験等により学業成績を評価し、これに合格した授業科目については、所定の単位を与える。
２　前項により単位を認定した場合、本人の請求により単位修得証明書を交付する。
３　授業科目の試験、学業成績評価及び単位認定の取り扱いは、本学学則による。
（身分の取消）
第10条　特別科目等履修生がその本分に反する行為を行ったときは、当該研究科委員会の議を経て、研究科長が特別科目等履修生としての身分を取消す。
（身分の喪失）
第11条　特別科目等履修生が、当該他の研究科の学生の身分を失ったときは、本学における特別科目等履修生の身分も失うものとする。
（履修料等）
第12条　特別科目等履修生の履修料等については、当該他の研究科との協議のうえ定めるものとする。
２　前項の履修料等のほか、必要な費用について徴収することがある。
（準用規定）
第13条　この規程に定めるもののほか、特別科目等履修生に関して本学学則を準用する。
（事　　務）
第14条　この規程に関する事務は、教育センター教務課が担当する。
（改　　廃）
第15条　この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

附　　則
この規程は、2004（平成16）年５月21日から施行する。
附　　則
この規程は、2015（平成27）年４月１日から施行する。
附　　則
この規程は、2018（平成30）年10月１日から施行する。

酪農学園大学大学院の他大学院の授業科目の履修に関する規程

（趣　　旨）

第１条　この規程は、酪農学園大学大学院（以下「本学」という。）学則第20条の規定に基づき、本学と協定を結んだ他の大学院研究科（以下「他の研究科」という。）の授業科目の履修に関して必要な事項を定める。

（資　　格）

第２条　他の研究科の授業科目を履修しようとする者は、次の条件を満たしていなければならない。

⑴　本学に在学している者

⑵　学費等を完納している者

（申　　請）

第３条　他の研究科の授業科目を履修しようとする者は、指定の期日までに、当該他の研究科が定める書類を添えて、当該授業科目の履修願を研究科長に提出しなければならない。

（選　　考）

第４条　選考は、当該研究科委員会において行う。

（許　　可）

第５条　授業科目の履修については、当該他の研究科との協議に従って、研究科長が許可する。

（単位の認定）

第６条　単位認定を受けようとする者は、指定の期日までに当該他の研究科の発行する単位修得証明書を添えて、単位認定願を研究科長に提出しなければならない。

２　前項の修得単位は、当該研究科委員会を経て、10単位を限度として本学において修得した単位とみなすことができる。

（履修の停止）

第７条　次の各号のいずれかに該当する者は、当該他の研究科と協議のうえ、研究科長が履修を停止させることがある。

⑴　学修の成果が期待できないと認められた者

⑵　学生の本分に反する行為があったと認められた者

（事　　務）

第８条　この規程に関する事務は、教育センター教務課が担当する。

（改　　廃）

第９条　この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

附　　則

この規程は、2004（平成16）年５月21日から施行する。

附　　則

この規程は、2015（平成27）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2018（平成30）年10月１日から施行する。

酪農学園大学教育職員免許状の取得に関する規程

（目　　的）

第１条　この規程は、酪農学園大学（以下「本学」という。）学則第27条及び酪農学園大学大学院学則第21条に基づき、教育職員免許状の取得及び教育職員免許状授与の所要資格を得させるための授業科目（以下「教職課程に関する科目」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（履修資格）

第２条　教職課程に関する科目を履修できる者は、本学の学生及び大学院生並びに大学学則第43条及び大学院学則第29条に基づき許可された科目等履修生とする。

（履修の手続き）

第３条　教職課程に関する科目を履修しようとする者は、定められた期間内に教育センター教務課へ履修の申し込みをしなければならない。

（納付金等）

第４条　教職課程に関する科目を履修しようとする者は、次に掲げる納付金等を納めなければならない。

⑴　教職課程料　（イ）学生　　30,000円（申込時）

（ロ）大学院生　10,000円（申込時）

⑵　教育実習費及び栄養教育実習費は、実費とする。

⑶　科目等履修生は、酪農学園大学科目等履修生規程による。

２　前項⑴（ロ）は、専修免許状取得希望者に限る。

３　前項のほかに必要な経費は、別途徴収する。

４　納付した教職課程料等は、返還しない。

（開講授業科目及び履修方法）

第５条　開講授業科目は学則第21条及び学則第27条に関する科目とし、学則の別表第１及び別表第２に基づき、定められた必修科目及び選択科目を履修しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、教育実習を履修する場合は所定の科目、単位を修得していなければならない。

（教育職員免許状取得に要する単位数）

第６条　教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数及び定められた教職課程の単位数を修得しなければならない。

（成績評価及び単位認定）

第７条　前条により履修した科目については、所定の方法により学業成績を評価するとともに、合格したときは所定の単位を与える。

（単位修得証明書）

第８条　本学において教育職員免許状取得に必要な科目を履修し、所定の単位を修得した者には、単位修得証明書を発行する。

（所　　管）

第９条　この規程に関する事項の事務所管は教育センター教務課及び教職センターとする。

（改　　廃）

第10条　この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附　　則

この規程は、2007（平成19）年７月26日から施行し、2007（平成19）年４月１日から適用とする。

但し、第４条は2007年度入学生から適用とする。

附　　則

この規程は、2015（平成27）年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2018（平成30）年10月１日から施行する。

酪農学園の沿革

1933（昭和 8）年10月 1日	北海道酪農義塾設立
1934（昭和 9）年 2月11日	北海道酪農義塾開塾
1936（昭和11）年 7月13日	社団法人認可
1942（昭和17）年 3月31日	財団法人興農義塾野幌機農学校設立認可
1942（昭和17）年 6月18日	興農義塾野幌機農学校開校
1944（昭和19）年 2月11日	北海道酪農義塾閉塾
1948（昭和23）年 3月31日	興農義塾野幌機農学校を学制改革に伴ない、野幌機農高等学校（全日制農業課程）と校名変更
1948（昭和23）年12月27日	野幌高等酪農学校（各種学校通信教育）設置認可
1949（昭和24）年 7月11日	酪農学園大学部（各種学校）設立
1949（昭和24）年 9月 6日	酪農学園大学部設置認可
1949（昭和24）年12月12日	財団法人興農義塾野幌機農学校を財団法人酪農学園と変更認可
1950（昭和25）年 3月14日	酪農学園短期大学酪農科設置認可
1950（昭和25）年 3月31日	酪農学園大学部廃止
1950（昭和25）年 4月 1日	酪農学園短期大学開学
1951（昭和26）年 2月24日	法人名を学校法人酪農学園に組織変更認可
1955（昭和30）年 2月 8日	野幌機農自動車学校（各種学校）設置認可
1958（昭和33）年 2月14日	酪農学園女子高等学校（全日制普通課程）設置認可
1958（昭和33）年 4月21日	酪農学園女子高等学校開校
1960（昭和35）年 1月20日	酪農学園大学酪農学部酪農学科設置認可
1960（昭和35）年 3月21日	酪農学園女子高等学校の校名を三愛女子高等学校と変更認可
1962（昭和37）年 3月23日	酪農学園短期大学に製造科設置認可
1962（昭和37）年12月20日	酪農学園大学酪農学部に農業経済学科設置認可
1964（昭和39）年 1月27日	酪農学園大学酪農学部に獣医学科設置認可
1964（昭和39）年 4月 1日	酪農学園短期大学に酪農科第2コースを設置
1964（昭和39）年 6月16日	野幌機農高等学校を酪農学園機農高等学校と校名変更 野幌高等酪農学校を酪農学園短期大学酪農学校と校名変更 野幌機農自動車学校を酪農学園自動車学校と校名変更
1969（昭和44）年11月18日	酪農学園後援会財団法人認可
1972（昭和47）年 3月31日	酪農学園短期大学製造科廃止認可
1973（昭和48）年 6月23日	酪農学園同窓会連合会を発足
1975（昭和50）年 3月25日	酪農学園大学大学院獣医学研究科獣医学専攻（修士課程）設置認可
1977（昭和52）年 1月13日	酪農学園自動車学校廃止認可
1979（昭和54）年11月15日	三愛女子高等学校を西野幌へ新築移転完了
1981（昭和56）年 3月26日	酪農学園大学大学院獣医学研究科獣医学専攻（博士課程）設置認可
	酪農学園大学大学院酪農学研究科酪農学専攻（修士課程）設置認可
1984（昭和59）年 4月 1日	酪農学園短期大学第2コースの学生募集を停止
	酪農学園機農高等学校を酪農学園大学附属高等学校と校名変更
1984（昭和59）年12月 6日	黒澤記念講堂完成・開堂式挙行
1984（昭和59）年12月22日	酪農学園短期大学教養学科設置認可・酪農学園短期大学の校名を北海道文理科短期大学と変更認可
1987（昭和62）年12月23日	酪農学園大学酪農学部食品科学科設置認可
1988（昭和63）年 4月 1日	三愛女子高等学校（女子）の校名をとわの森三愛高等学校（共学）と変更
1989（平成 元）年12月22日	北海道文理科短期大学経営情報学科設置認可
1991（平成 3）年 1月11日	酪農学園短期大学酪農学校廃止認可
	酪農学園大学附属高等学校ととわの森三愛高等学校を統合し、とわの森三愛高等学校設置認可
1991（平成 3）年 3月20日	酪農学園大学大学院酪農学研究科食生産利用科学専攻（博士課程）設置認可
1993（平成 5）年12月21日	酪農学園大学酪農学部食品流通学科設置認可
1995（平成 7）年 3月16日	酪農学園大学大学院酪農学研究科フードシステム専攻（修士課程）設置認可
1995（平成 7）年12月22日	酪農学園大学獣医学部獣医学科設置認可
1997（平成 9）年12月19日	酪農学園大学環境システム学部経営環境学科・地域環境学科設置認可
1998（平成10）年 4月 1日	北海道文理科短期大学の校名を酪農学園大学短期大学部と変更・酪農科を酪農学科と変更
1999（平成11）年12月22日	酪農学園大学短期大学部教養学科、経営情報学科廃止認可
2000（平成12）年12月21日	酪農学園大学酪農学部食品科学科食品科学専攻・健康栄養学専攻設置届出受理
2002（平成14）年10月28日	酪農学園大学酪農学部獣医学科廃止認可
2002（平成14）年12月19日	酪農学園大学大学院酪農学研究科食品栄養科学専攻（修士課程及び博士課程）設置認可
2004（平成16）年11月17日	酪農学園大学環境システム学部環境マネジメント学科・生命環境学科設置届出受理
2009（平成21）年 8月20日	とわの森三愛高等学校全日制課程酪農経営科をアグリクリエイト科に名称変更届出受理
2009（平成21）年12月28日	とわの森三愛高等学校通信制課程設置認可
2010（平成22）年 6月29日	酪農学園大学農食環境学群循環農学類・食と健康学類・環境共生学類、獣医学群獣医学類・獣医保健看護学類設置届出受理
2010（平成22）年 7月12日	酪農学園大学環境システム学部経営環境学科廃止
2011（平成23）年 4月 1日	酪農学園大学獣医学部獣医学科の学生募集停止
2012（平成24）年10月12日	酪農学園大学短期大学部廃止認可
2014（平成26）年10月31日	酪農学園大学大学院獣医学研究科獣医保健看護学専攻（修士課程）設置認可
2016（平成28）年 1月 6日	酪農学園大学酪農学部農業経済学科廃止
2016（平成28）年 3月31日	酪農学園大学酪農学部食品科学科健康栄養学専攻・食品流通学科、環境システム学部地域環境学科廃止
2016（平成28）年 8月25日	酪農学園大学酪農学部食品科学科食品科学専攻廃止
2017（平成29）年 3月31日	酪農学園大学酪農学部酪農学科、酪農学部、環境システム学部環境マネジメント学科廃止
2017（平成29）年 9月30日	酪農学園大学環境システム学部生命環境学科、環境システム学部廃止

RAKUNO GAKUEN UNIVERSITY ACCESSIBILITY MAP

酪農学園構内諸施設配置図バリアフリーマップ

救護室・救護ベッド
車いす
AED
多目的トイレ
エレベーター
スロープ又は段差の無い出入口
渡り廊下
バス停留所
スロープなどバリアフリーの配備がされている建物
バリアフリーの配備がされていない建物
急な坂道（矢印方向が下り）
ロードヒーティング

【AED 設置場所】

学生サービスセンター２階　学生支援課前
中央館１階　学生ホール玄関入口（管理室横）
中央館６階　階段踊場
体育館２階　体育準備室横
健身館１階　管理室前
希望寮１階　ロビー前
清温寮１階　事務室前
動物医療センター本館１階　事務室
Ｃ２号館１階　廊下
Ｃ５号館２階　廊下
Ｂ１号館２階　廊下
本館１階　守衛室
フィールド教育研究センター　センター棟事務室
フィールド教育研究センター　搾乳棟管理室
酪農学園ホール１階　女子トイレ前

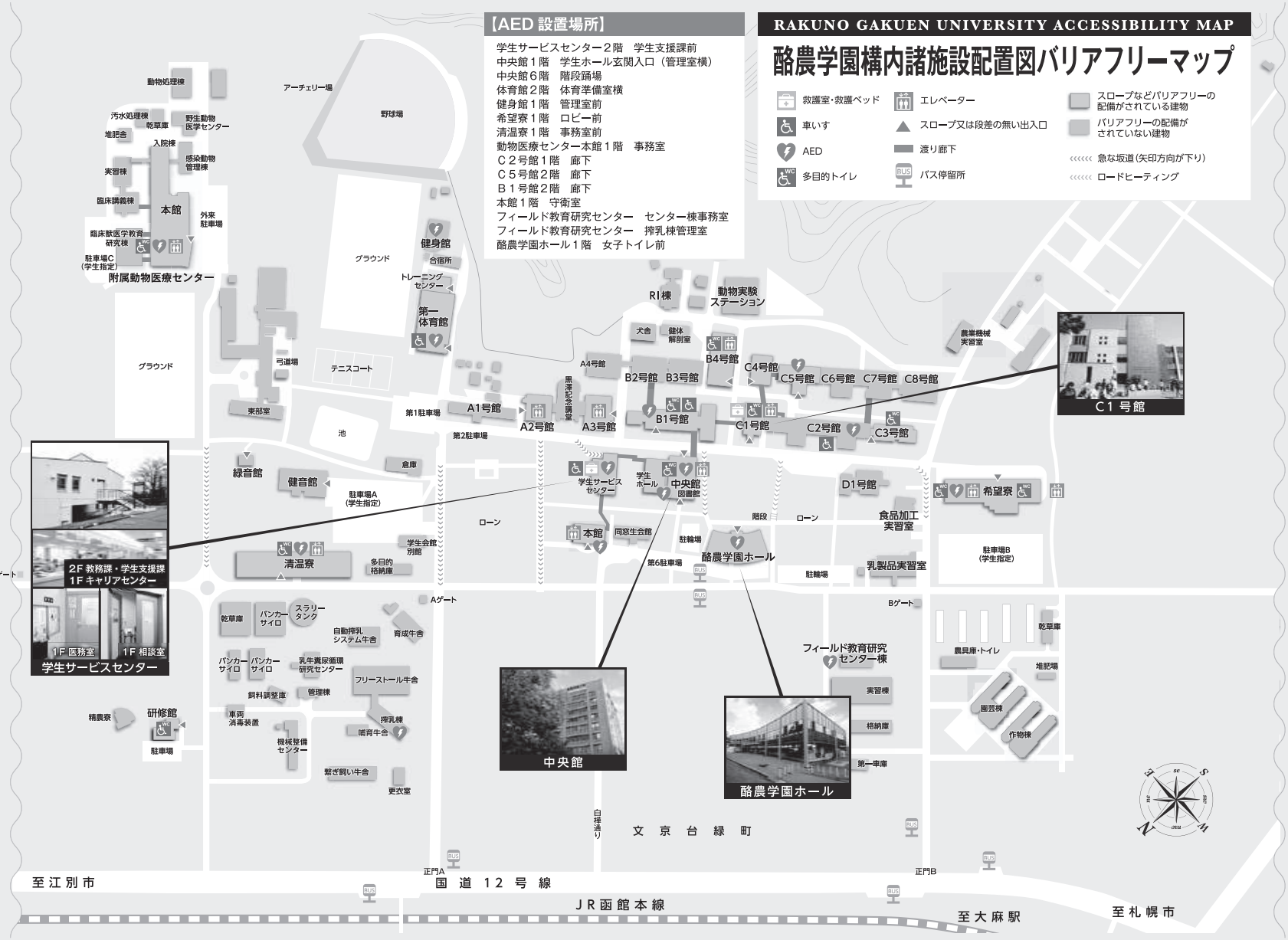

2019年度

酪農学園大学大学院要覧

RAKUNO GAKUEN UNIVERSITY GRADUATE SCHOOL

Japan Institution for Higher Education Evaluation
JIHEE
since 2004
II
UNIVERSITY
2014

酪農学園大学は、2014年度（公財）日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価において大学評価基準に適合していると認定されました。